令和８年　北秋田市議会 12 月定例会提出事件

番　号	事件番号	事　　件　　名
1	議案第 91 号	北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
2	議案第 92 号	北秋田市債権の放棄に関する条例の制定について
3	議案第 93 号	北秋田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第 94 号	北秋田市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
5	議案第 95 号	北秋田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
6	議案第 96 号	北秋田市子育てサポートハウス条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第 97 号	北秋田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第 98 号	北秋田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
9	議案第 99 号	北秋田市鷹巣駅前広場条例を廃止する条例の制定について
10	議案第 100 号	令和８年度北秋田市一般会計補正予算（第８号）
11	議案第 101 号	令和８年度北秋田市一般会計補正予算（第９号）
12	議案第 102 号	令和８年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
13	議案第 103 号	令和８年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
14	議案第 104 号	令和８年度北秋田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
15	議案第 105 号	令和８年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第２号）
16	議案第 106 号	令和８年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第３号）
17	議案第 107 号	令和８年度北秋田市介護保険特別会計補正予算（第３号）
18	議案第 108 号	令和８年度北秋田市介護保険特別会計補正予算（第４号）
19	議案第 109 号	令和８年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第２号）
20	議案第 110 号	令和８年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第３号）
21	議案第 111 号	令和８年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第２号）

22	議案第 112 号	令和８年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第３号）
23	議案第 113 号	令和８年度北秋田市水道事業会計補正予算（第２号）
24	議案第 114 号	令和８年度北秋田市水道事業会計補正予算（第３号）
25	議案第 115 号	令和８年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第２号）
26	議案第 116 号	令和８年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第３号）
27	議案第 117 号	北秋田市畜産経営環境整備施設の指定管理者の指定について
28	報告第 10 号	専決処分の報告について（専決第 12 号　秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更等について）

令和８年北秋田市議会 12 月定例会　行政報告

北秋田市議会 12 月定例会が開催されるに当たり、８月 21 日以降の主な事項及び今後予定している事項について報告いたします。

市 長 部 局

総　務　部

＜総務課関係＞

９月 20 日、令和８年度職員採用試験について、高校卒程度一般行政及び消防吏員の第１次試験を行い、高校卒程度一般行政５人、消防吏員 10 人の合格者を 10 月９日付けで告示しました。また、第２次試験を 10 月 24 日に行い、11 月 10 日付けで高校卒程度一般行政３人、消防吏員６人の合格者を告示しました。

11 月２日、職員採用試験（後期）の実施について告示しました。大学卒程度一般行政・建築・土木・看護師・社会人経験者一般行政について、11 月 27 日までを募集期間とし、12 月 12 日に採用試験を行います。

９月 24 日、市役所において「鷹巣地区河川防災ステーション登録伝達・確認書署名式」が行われ、国土交通省能代河川国道事務所長から市長に登録証が伝達されたほか、今後の整備を円滑に進めるため、確認書が取り交わされました。

＜総合政策課関係＞

９月 23 日、ふるさと大使高橋克典さんの母校である青山学院大学の青山キャンパスにおいて開催された「第 33 回青山学院大学同窓祭（AOYAMA　GREEN　FESTIVAL2026）」に PR ブースを出展し、多くの来場者に本市の魅力を発信しました。

10 月１日から、阿仁地区において交通空白地区解消を目的とした新たな交通モードの検証として、AI システムを活用したデマンドタクシー実証運行を開始しました。本実証運行は令和９年２月 26 日まで実施する予定です。

10 月 28 日、大館能代空港の利用促進を図るため、空港を身近に感じ、利用の不安を解消することを目的とした体験イベントとして、９人の参加で「空港スタッフによる搭乗手続き体験会」を開催しました。

11 月１日、８日及び 29 日の３日間にわたり東京都内で「第 39 回東京鷹巣会」及び「第 40 回森吉会」、「首都圏合川交流会」が開催され、本市から市長をはじめとする関係者も参加して、会員との交流を深めるとともに、地元の特産品や観光資源等の魅力を PR しました。長年活動を休止していた「首都圏合川交流会」が今年度から再開され、会員相互の親睦やふるさととの絆を深める場となりました。

＜内陸線再生支援室関係＞

９月 19 日、阿仁合駅において「秋田内陸線駅マルシェ」が開催され、ハンドメイド雑貨や菓子などの販売、親子で楽しめる体験企画などが行われました。併せて、コスプレイベント「秋田内陸線笑 EMI コス」が開催されました。

また、同日、沿線の旬の食材を使った郷土料理を車内で楽しむ観光列車「ごっつお玉手箱列車」の今年度の運行を開始しました。令和９年３月６日まで、全 10 回の運行を予定しています。

９月 20 日、阿仁合駅構内において本年２回目の「車両基地特別撮影会」が開催され、普段は立ち入ることのできない車両基地で、昼間及び夜間の車両撮影などが行われました。

９月 29 日から 10 月８日まで、秋田内陸線沿線４か所において、田んぼアートの稲刈りが行われました。10 月８日には、縄文小ヶ田駅前において、地元の清鷹小学校５年生をはじめ、東北電力秋田支店、住友生命保険秋田支社、NTT 東日本秋田支店等の社員や地域住民、合わせて約 60 人が参加し、共同で稲刈りを行いました。

10 月 13 日から 16 日まで、秋田内陸縦貫鉄道株式会社は、鷹巣、阿仁合、上桧木内、角館の４地区において、令和９年４月から予定している運賃改定に関する住民説明会を開催し、燃料費や人件費の上昇などを背景に、普通運賃を約 36%、定期運賃を約 12%引き上げる案が示されました。

説明会では、運賃改定による経営改善効果について質問があり、会社側からは年間約 2,000 万円の増収を見込んでいるとの説明がありました。なお、住民からは、値上げによる負担への懸念が示される一方、地域の生活を支える公共交通機関として、経営を安定させ、運行を継続してほしいとの声が聞かれました。同社では、沿線住民の負担軽減策として、急行料金の無料化や 70 歳以上を対象としたシルバーパスの導入などを検討しており、今年度中に国への認可申請を行う予定としています。

10 月 31 日、７月から運行していた人気アニメ「クレヨンしんちゃん」の映画公開記念ラッピング列車の運行を終了しました。また、秋田県、埼玉県、熊本県の「家族都市プロジェクト」によるラッピング列車については、引き続き３月末まで運行予定です。

11月１日、秋田内陸線北線・南線が開業40周年を迎えました。これを記念し、応援社員を対象とした特別列車の運行や、開業当時のヘッドマークを再現した車両撮影会、記念グッズの販売などが行われました。

11月２日、義務教育学校阿仁学園の生徒が考案した地元食材を使用したおにぎり「ANIGIRI」の第２弾が販売され、学校と鉄道会社が連携して地域の魅力発信に取り組みました。

11月15日から、秋田の地酒と特製おつまみ弁当を車内で楽しむ観光列車「秋田の酒蔵列車」の今年度の運行を開始しました。令和９年２月27日まで、全11回の運行を予定しています。

財　務　部

＜財政課関係＞

令和８年８月１日から令和８年10月31日までの工事等発注状況（1,000万円以上）は、下記のとおりとなっております。

工事等発注一覧表

※1,000万円以上（消費税含む）　　令和８年８月１日～令和８年10月31日

工事名又は業務名等	契約年月日	契約額（千円）	請負業者名
Ｘ線血管造影装置（アンギオ）	Ｒ８．９．30	184,800	クロスウィルメディカル㈱大館営業所
健康福祉部　１件		184,800	
路網整備工事（陣場線）	Ｒ８．９．10	15,125	㈱上杉組
北秋田市宿泊施設誘致支援委託	Ｒ８．９．28	11,000	㈱船井総合研究所
林道橋梁補修工事（二の又線　ゴヂボ橋）	Ｒ８．９．30	29,920	㈱上杉組
林道施設災害復旧工事（阿仁小沢線１号箇所）	Ｒ８.10.16	21,120	秋田土建㈱
産業部　４件		77,165	
阿仁スキー場　山頂駅舎バイオトイレ設置工事	Ｒ８．８．７	19,140	㈲堀内工務店
阿仁スキー場　ゴンドラサイリスタ盤更新工事	Ｒ８．８.27	122,045	JFEプラントエンジ㈱営業本部

工事等発注一覧表

※1,000 万円以上（消費税含む）　　令和８年８月１日～令和８年 10 月 31 日

工事名又は業務名等	契約年月日	契約額（千円）	請負業者名
伊勢堂岱遺跡法面護岸工事	Ｒ８．９．18	83,930	(株)佐藤庫組
阿仁スキー場　PCB 含有変圧器更新工事	Ｒ８．９．30	175,978	(有)保安産業
北秋田市民プールボイラー交換工事	Ｒ８.10.20	47,300	日通プロパン鷹巣販売(有)
令和８年度北秋田市冬季おもてなし宿泊支援事業業務委託	Ｒ８.10.22	12,174	(一社)北秋田まちづくり観光協会
観光文化スポーツ部　６件		460,567	
マンホールポンプ設置工事（鷹巣処理区 MP863-１）	Ｒ８．８．７	23,012	(株)巽工業所
マンホールポンプ設置工事（鷹巣処理区 MP834-３-１）	Ｒ８．８．７	20,130	大館桂工業(株)
橋梁補修工事（中屋敷橋）	Ｒ８．８.27	61,270	(株)津谷組
橋梁補修工事（新屋布橋）	Ｒ８．９.10	50,050	奥山建設(株)
解体工事（明田団地）	Ｒ８.10.20	38,390	(株)佐藤庫組
道路改良工事（その他市道　小中岱～舟見町線）	Ｒ８.10.20	42,130	(株)津谷組
災害復旧事業測量設計業務委託（準用河川　黒沢川ほか）	Ｒ８.10.30	10,912	(有)測土開発
災害復旧事業測量設計業務委託（準用河川　田ノ沢川）	Ｒ８.10.30	10,450	(有)ダイワ技術
災害復旧事業測量設計業務委託（１級市道　ブナ森線）	Ｒ８.10.30	10,890	技苑コンサル(株)
面整備工事（鷹巣処理区その５）	Ｒ８.10.30	41,250	朝日建設(株)
面整備工事（鷹巣処理区その６）	Ｒ８.10.30	45,650	(有)丸栄建設
建設部　11 件		354,134	
議会映像配信システム等更新委託	Ｒ８．８.27	22,990	東光コンピュータ・サービス(株)北秋田営業所

工事等発注一覧表

※1,000 万円以上（消費税含む）　　令和８年８月１日～令和８年 10 月 31 日

工事名又は業務名等	契約年月日	契約額（千円）	請負業者名
議会事務局　１件		22,990	
合計　23 件		1,099,656	

市民生活部

＜生活環境課関係＞

９月 18 日、「北秋田市市民提案型まちづくり事業第３回審査委員会」を開催し、地域振興に取り組む１団体の活動について事業採択しました。

「秋の全国交通安全運動」が、９月 21 日から 30 日までの 10 日間実施されました。19 日には「北秋田地区交通安全集会」を北欧の杜公園にて開催し、交通安全功労者に対し表彰状が伝達されたほか、運動期間中には交通指導隊による巡回広報や、関係機関による街頭キャンペーンが行われました。

10 月３日、森吉山ダム広報館前において、関係団体等の協力の下、「山岳遭難防止啓発活動」を実施しました。

令和８年度からの第４次北秋田市交通安全計画の策定に向け、「第１回北秋田市交通安全計画検討会」を 10 月９日に開催し、委員８人に対し委嘱状を交付しました。また、「第２回北秋田市交通安全計画検討会」を 10 月 29 日に開催しました。

10 月 11 日から 20 日まで、「全国地域安全運動」が実施されました。実施に先立ち９日には、北秋田警察署において安全を祈願した出動式が行われ、防犯功労者に対し表彰状が伝達されたほか、運動期間中は防犯指導隊や関係団体による巡回広報などが行われました。

10 月 18 日に「秋の全市一斉クリーンアップ」を実施し、当日は天候にも恵まれ、各自治会・町内会から 3,510 人が参加しました。

10 月 25 日、本庁舎と各総合窓口センターにおいて、家庭で使い終わった古着・古布・水銀製品・小型家電の秋季無料回収を実施しました。191 人の参加があり、それぞれリユースとリサイクルを行いました。

10 月 31 日、秋田県及び関係機関等による「空き家相談会」を交流センターにおいて開催し、12 物件について売却や解体等の助言を行いました。

＜市民課関係＞

令和８年 10 月末現在の住民登録者数は２万 6,518 人（うち外国人 249 人）で、その内訳は、男１万 2,592 人（同 56 人）、女１万 3,926 人（同 193 人）、世帯数は１万 3,111 世帯（うち外国人を含む世帯 233 世帯）となっております。前年同期に比べ、住民登録者数は 740 人、世帯数は 146 世帯の減少となっております。

マイナンバーカードについては、10 月末現在、総務省が公表している市民の保有枚数が２万 3,757 枚で、令和８年１月１日現在の人口に占める保有率は 87.5％となっております。

また、利用促進を図るため、10 月 17 日及び 18 日、鷹巣体育館で行われた産業祭において、マイナンバーカードの申請受付及び PR 活動を行いました。

窓口改革については、市民課などの窓口に各種キャッシュレス決済に対応したセミセルフレジを設置したほか、阿仁地区に休日や市役所の閉庁時間外でも各種証明書が取得できる行政キオスク端末を導入し、市民の利便性の向上を図りました。

国民健康保険については、10 月末現在の被保険者数は 4,895 人、加入世帯数は 3,661 世帯で、前年同期に比べ被保険者数は 321 人、加入世帯数は 183 世帯の減少となっております。

後期高齢者医療については、10 月末現在の被保険者数は 7,733 人で、前年同期に比べ、１人の増加となっております。

健康福祉部

＜福祉課関係＞

８月 21 日、文化会館において「北秋田市戦没者追悼式」を開催し、関係者及び遺族代表等の参列の下、改めて恒久平和を誓うとともに、本市関係戦没者 1,700 人余りの英霊の遺徳をしのび、黙とうと献花を捧げました。

給付金事業については、非課税世帯灯油購入費助成事業を実施しています。10 月１日を基準日として市内の非課税世帯の世帯主へ給付のための通知及び確認書を発送し、11 月 19 日の第１回目の振込に向け、申請を受付しております。

最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付については、８月１日から申出の受付を開始し、申出のあった 15 世帯に対し、54 万 2,010 円の給付を行いました。今後も申出のあった世帯に対して、随時給付を行ってまいります。

＜こども課関係＞

市立前田保育園の今後の在り方については、８月 27 日に地域説明会を開催しました。在園児の保護者及び前田地区の住民に対し、入所児童数の減少に伴い閉園を含めた検討を行っていることや、閉園した場合は子育て支援施設としての利活用を考えている旨を説明しました。

幼児期からの歯の健康啓発事業については、９月８日から 29 日まで、市内保育所等において、むし歯のない年長児 69 人を表彰しました。

食育推進事業については、10 月 13 日に未就園児と保護者を対象に、さつまいも堀り体験やクッキングを行い、農業体験を通して食に感謝する気持ちを育みました。

保育所等の施設の在り方については、10 月 29 日に「北秋田市児童福祉施設等整備構想策定部会」を開催し、保護者や教育・保育関係者と、こども・子育てに係る現状を共有し、それぞれの立場から意見を伺い、意見交換を行いました。

11 月の「児童虐待防止・DV 防止推進月間」に先立ち 10 月 17 日に産業祭会場において、相談窓口と児童虐待防止の PR 活動を行いました。併せて保育園・認定こども園や小・中学生等にリーフレットを配布したほか、鷹巣図書館、森吉図書館、合川公民館図書室及び阿仁公民館図書室において、児童虐待防止・こどもの権利擁護を啓発する図書の展示を 11 月末まで実施しました。

＜高齢福祉課関係＞

８月 20 日から市内４か所において、秋田県と協同で、聴力及び認知機能の簡易検査「お耳の聞こえチェック」を実施しました。耳の聞こえにくさへの早期対応は、認知症予防にもつながる取り組みであることから関心も高く、延べ 89 人が参加しました。

88 歳の米寿を迎えられた方に市からお祝い品等を贈呈する「えらべる敬老お祝い事業」については、贈呈対象者 326 人全員から申込みがあり、市内特産の工芸品などのお祝い品やお祝い金を贈呈し、長寿を祝いました。

福祉の雪事業については、10 月から利用申請及び事業者の登録受付を開始し、降雪期に向けて準備を進めております。

10 月 17 日及び 18 日に開催された「北秋田市産業祭」では、外国人を含む市内介護事業所職員の協力を得て、介護の仕事や介護事業所の魅力発信、外国人スタッフへの理解促進、健康づくりの啓発、介護職員への応援メッセージの募集などを一体的に実施しました。特に、来場者を対象とした脳年齢検査及び握力測定には、延べ 231 人が参加し、介護予防や健康づくりについて考える機会を提供しました。

介護保険については、10 月末現在の要支援・要介護認定者数は 2,624 人（前年同期比 44 人減）であり、このうちサービス受給者は 2,143 人（前年同期比 36 人減）、認定者に対する受給率は 82.7％（前年同期比 0.0％）となっております。

＜医療健康課関係＞

健康増進事業については、９月 25 日に「米内沢ウオーク」を開催し、小学生から 90 歳の高齢者まで幅広い世代から 73 人が参加しました。

成人検診事業については、「秋の追加検診」として 10 月 18 日から 20 日及び 31 日に特定健診及びがん検診を実施しました。受診率向上を目的として、特定健診・後期高齢者健診の未受診者に対するはがきによる受診勧奨や、がん検診の未受診者に対する個別通知・電話による受診勧奨を実施したほか、公式 LINE を活用し広く呼びかけを行いました。また、今年はいとくショッピングセンターでの街頭キャンペーンを展開し、買い物客等へ直接声がけによる受診促進を図りました。

心の健康づくり事業については、８月 28 日から 11 月 12 日までの期間、市内３中学校及び義務教育学校阿仁学園後期課程を対象に困難やストレスへの対処方法を身に付けるための「児童・生徒の SOS の出し方に関する教育」を実施しました。

介護予防事業については、65 歳以上を対象とした運動機能・栄養状態・口腔機能をチェックする「フレイル健診」を実施しており、全 10 回中７回が終了し 158 人が受診しました。

在宅医療・介護連携推進事業については、９月 19 日に市民ふれあいプラザにおいて、市、地域医療連携センター運営協議会、市民病院との共催による「きたあきた医療フェスタ」を開催しました。健康チェックブースやブラウブリッツ秋田によるファミリー向け運動教室、グルメエリアを設けるなど、本年度もイベント性を高めたことで多世代の集客につながり、また、市民病院院長の相澤俊朗さんによる「骨粗鬆症について」の講演、市民病院がん看護専門看護師の柴田純子さんによる「がん検診で守るあなたとあなたの大切な方へ」のミニ講話を行い、市民等 300 人以上が来場しました。

産　業　部

＜農林課関係＞

今年の水稲については、東北農政局によると、９月 25 日時点における県北の 10 アール当たりの予想収穫量（主食用）は、生産者が使用しているふるい目幅ベースで前年産に比べ 17 キログラム減少の 526 キログラムとなり、作況単収指数は３ポイント下回る 99 となりました。

今年度の経営所得安定対策については、208 件の加入・交付申請がありました。「水田活用の直接支払交付金」は戦略作物助成、産地交付金及び畑地化促進事業を合わせて約３億 4,000 万円、「畑作物の直接支払交付金」は約１億 1,000 万円、「コメ新市場開拓等促進事業」等は約 3,000 万円で、総額で約４億 8,000 万円規模の交付となる見込みです。

鳥獣被害対策のうちツキノワグマの状況について、11 月４日現在で、目撃情報は昨年同期比で 593 件少ない 112 件、捕獲申請件数は 77 件少ない 43 件、捕獲頭数については 229 頭少ない 29 頭となっており、うち管理強化ゾーンでの捕獲頭数は 11 頭となっております。また、野生鳥獣による人身被害を防止し、市民の安全な生活環境を確保するため地域住民が主体となって行う、地域ぐるみの環境整備事業につきましては、自治会や市民団体へ委託し、５件のうち２件が完成しております。

本年度は、森吉山周辺での人身被害も発生していることから、引き続き、被害防止に向けて関係機関と連携し、捕獲や市街地出没対策、注意喚起等に努めてまいります。

造林事業については、市有林の下刈り業務１件が完成し、来年度以降の市有林の適切な森林経営を推進するための、森林調査・経営計画検討業務を委託しております。

７月 11 日から 13 日にかけて梅雨前線による豪雨で被災した林道奥見内線については、10 月 21 日に国の災害査定が終了し、現在、復旧工事の実施に向けて準備を進めております。また、８月 27 日から 28 日までの豪雨により被災した林道６路線６か所については、11 月 24 日からの国の災害査定が終了しております。農地５か所については 12 月上旬に予定されている国の災害査定に向けて所要の手続きを進め、早期復旧に向けて事業を進めてまいります。

＜産業政策課関係＞

８月 19 日、宿泊施設の誘致に向けサウンディング調査を実施するための事業者選定審査会を開催し、株式会社船井総合研究所が選定されました。

８月 31 日、秋田県・県内市町村と誘致企業との懇談会が、秋田キャッスルホテル（秋田市）で行われ、地元企業と交流を交えた意見交換を行いました。

９月 25 日、「市との市商工会の意見交換会」を開催し、地域経済発展のための要望書を基に意見交換を行いました。

10 月１日、公募を行っていた地域経済循環創造事業の事業者選定審査会を開催し、「クマ類総合対策・地域経済循環創出プロジェクト」で提案した株式会社宮越商店が選定されました。

10 月２日及び３日、移住・交流情報ガーデン（東京都）において「あきた県北合同移住交流フェア」を開催し、６組８人の来場者に移住支援制度などの相談・説明を行いました。

10 月 17 日及び 18 日の両日、鷹巣体育館を会場に「第 19 回北秋田市産業祭」を「つなげよう、地域の魅力と輝く産業」をテーマに開催しました。屋内外の 73 ブースでは、木材を使用した物作りコーナーや農産品の展示のほか、事業所の商品紹介や物品販売、キッチンカーなどが出店し、２日間で延べ１万 4,250 人が来場しました。

10 月 21 日、合川公民館で「ジビエ de 地方創生セミナー」を開催し、鳥獣被害対策の状況報告と今後に向けた報告と鳥獣対策を支える食肉処理施設についてトークセッションを行いました。

10 月 22 日、令和８年度２回目となる事業承継に関する連携協定締結団体連絡会を開催し、北秋田市継業バンクの掲載事業者の進捗状況、新たな後継者となった２人の紹介とこれまでの経過を説明しました。

10 月 31 日、上小阿仁村生涯学習センターにおいて「モルック交流会＆ランチ会」を開催し、出会いの機会を求める独身男女 14 人が参加し、モルックやゲームを通じて交流しました。

11 月１日から３日まで友好交流都市国立市の「第 59 回天下市と第 57 回くにたち秋の市民まつり」が開催され、大勢の来客で賑う中、市の特産品や農産物の販売と観光 PR を行いました。

11 月７日及び８日の両日、「青山ファーマーズマーケット」（東京都）へ市内の農家等８事業者が参加し、生産者と消費者が直接交流できる機会を創出しました。

11 月 11 日、「ジビエ de 地方創生セミナー」の一環として、猟友会等の立会いの下、ジビエカーを活用したクマ肉の解体実技を実施し、適切な解体技術の普及と衛生管理について学ぶことができました。また、日本ジビエ振興協会の藤木代表理事（シェフ）が調理したジビエ料理の試食会を開催し、地域の鳥獣資源としての有効活用や魅力発信に向け、ジビエの利活用と地方創生の推進につながる取り組みとなりました。

11 月 19 日、ダイバーシティインストラクター（地域おこし協力隊）として、クリステルさんへの委嘱状交付式を行いました。今後、認定こども園しゃろーむにおいて、保育園留学で来園する外国人家族への対応や、園児が日常的に英語や異文化に触れる機会の創出に取り組んでいただきます。

観光文化スポーツ部

＜観光課関係＞

紅葉時期における森吉山阿仁ゴンドラの利用者数は 6,535 人（昨年 6,104 人）となっております。また、今年度の太平湖小又峡シャトルタクシー船の利用者数は 351 人（昨年 299 人）となり、10 月末をもって今年度の営業を終了しました。

９月 13 日には「第 22 回北秋田市たかのす太鼓まつり」が道の駅たかのすで開催され、市内団体による太鼓演奏のほか、市外からのゲストとして「和太鼓いぶき」と「なまはげ太鼓音打屋」が出演し、それぞれ勇壮な演目を披露しました。最後には綴子上町・下町の両大太鼓保存会による合同演奏が行われ、市内外から多数の観客が訪れました。

観光誘客の促進を図るため、10 月３日から４日まで横浜市で開催された「モンベルクラブ・フレンドフェア 2026 秋」に出展したほか、10 月 31 日から 11 月１日には大阪会場にも出展し、森吉山の豊かな自然や観光資源など、本市の魅力を広く PR してまいりました。

10月５日から８日まで、台湾の台北市及び高雄市を訪問し、本市単独によるトップセールスを実施しました。

６日には、台湾黒熊保育協会のメンバーと面談し、台湾と北秋田市におけるクマとの共生や、保護に関する展示などについて意見交換を行いました。

７日には、今回が初訪問となった高雄市において、高雄市政府との間で観光施設優待に関する協定を締結し、今後の継続的な観光交流及び多岐にわたる分野での関係強化に向けた大きな一歩を踏み出すこととなりました。

また、現地旅行会社を対象とした「北秋田市観光セミナー」では、地域DMO秋田犬ツーリズム及び秋田内陸縦貫鉄道株式会社と連携し、現地旅行会社の商品企画・手配担当である16人の参加者に対し、羽田空港を経由した大館能代空港へのアクセスに加え、秋田内陸線や森吉山の樹氷など、北秋田市の観光資源について映像を交えながら紹介しました。

８日には、台湾スキー協会を訪問し、台湾のスキー愛好者に対するPRについて、森吉山阿仁スキー場との連携を視野に入れた意見交換を行いました。

くまくま園では、10月18日から11月３日までハロウィンイベントを開催し、ヒグマのもぐもぐタイムとフォトコンテストなどを行いました。イベント期間中の入園者数は、942人（昨年1,008人）となり、これをもって今年度の一般営業を11月３日に終了しました。

＜文化スポーツ課関係＞

文化振興事業については、８月30日、文化会館において「ファルコン民謡祭」を開催し、地域の民謡教室が出演したほか、ゲストの津軽手踊り石川義梅会が津軽三味線や手踊りを披露しました。

９月20日、浜辺の歌音楽館において、「みんなのフリーコンサート」を開催し、市内外から７組の出演者が演奏を披露したほか、地元の有志によるカフェの出店も行われました。

９月23日、文化会館において、北秋田市文化会館落成35周年記念事業「おかあさんといっしょ宅配便ファンターネ！小劇場」をこども課こども応援係と連携して実施しました。テレビでお馴染みのキャラクターとうたのおねえさんたちが繰り広げる楽しいステージショーに加え、キャラクターのフォトスポットの開設、子どもたちを対象としたシールアンケートや風船のプレゼントも行われました。

10月24日から26日まで、市民ふれあいプラザと文化会館を会場に「令和８年度北秋田市文化祭」を開催し、たくさんの団体や個人、子どもたちの作品展示やステージ発表が行われたほか、雑貨販売やお茶席、北鷹高校手芸クラブなどの体験コーナーも行われました。また、24日は市民ふれあいプラザ多目的スペースにおいて、移動動物園が開設されたほか、25日は文化会館エントランスに文化祭オリジナルバルーンアートが飾られ、子どもから大人まで幅広い年代の方が来場しました。

10 月 29 日、龍淵寺本堂において、「成田為三墓前演奏会」を開催し、奥山住職の読経、参加者によるお焼香の後、浜辺の歌音楽館少年少女合唱団とコール・もりよしが成田為三の命日に歌声を披露しました。

11 月 7 日、文化会館において、成田為三の顕彰事業である「第 19 回浜辺の歌音楽祭」を「おさんぽマルシェ」と同時開催しました。音楽祭の第１部は地域の合唱団体や市内の小・中学生９団体による合唱のステージ、第２部の「みんなのフリーコンサート」は 10 組がジャンルを問わない様々な音楽を披露しました。また、文化会館展示室では、成田為三の生涯や作品を紹介する映像の放映、楽譜展示を行い、作曲家成田為三と浜辺の歌音楽館を体験できる機会となりました。

文化財・世界遺産事業については、８月 23 日、文化会館において、「第 20 回北秋田市民俗芸能大会」を開催し、市内３団体のほか、由利本荘市の本海獅子舞番楽八木山講中が出演し、それぞれに伝承されている特色ある演舞を披露しました。

９月 12 日、伊勢堂岱遺跡において、「第 25 回北秋田市縄文まつり」を開催し、縄文体験青空教室や世界遺産５周年記念特別ブースでの体験活動、フォトラリー、コンサート、遺跡ガイドなどに加え、キッチンカーの出店などがあり、1,725 人が来場しました。

10 月４日、文化会館において、本市で２回目の開催となる「縄文シティサミット in きたあきた」が行われました。立命館大学の中村大教授の基調講演に続いて、首長討論に加盟都市 15 自治体の代表と伊勢堂岱遺跡ジュニアボランティアガイド等が登壇し、縄文文化を生かしたまちづくりの事例発表や意見交換を行うなど、縄文文化の魅力と価値を未来へとつないでいく実り多い場となりました。

スポーツ振興事業については、９月 27 日、「2026 北緯 40° 秋田内陸リゾートカップ 100 キロチャレンジマラソン大会」が開催され、100 キロ・70 キロ・50 キロの部門に合わせて 807 人のランナーが出走し、児童生徒を含む多くのボランティアや沿道の声援を受けながら、綴子の大太鼓が鳴り響くゴールを目指し力走しました。

10 月４日から 11 月 23 日まで、「第 21 回北秋田市スポーツレクリエーション大会」が開催され、16 競技に 1,000 人を超える市民が参加しました。

建　設　部

＜建設課関係＞

令和８年８月１日から令和８年 10 月 31 日までの道路関係工事等発注及び完成状況については、下記のとおりとなっております。

工事等発注一覧表

工事名又は業務名等	
銀山水無線融雪設備受電設備修繕	
除雪事業　１件	
排水維持工事（１級市道 駅前木戸石線）	道路維持工事（１級市道 元町～東上綱線ほか）
道路維持工事（１級市道 本城新田目線ほか）	道路維持工事（１級市道 七日市～松沢線）
道路等維持事業　４件	
道路改良工事（その他市道 小中岱～舟見町線）	
道路新設改良事業　１件	
橋梁補修工事（新屋布橋）	橋梁補修工事（中屋敷橋）
積算資料作成業務委託（鷹巣橋(歩道部)）	
道路メンテナンス事業　３件	
河川維持工事（準用河川 大堤川）	
河川維持事業　１件	
河川浚渫工事（普通河川 細越沢川）	河川浚渫工事（準用河川 田ノ沢川）
河川浚渫工事（準用河川 田沢川）	河川浚渫工事（準用河川 務沢川）
河川・浚渫等維持事業　４件	
災害復旧事業測量設計業務委託	災害復旧事業測量設計業務委託（準用河川 黒沢川ほか）
災害復旧事業測量設計業務委託（準用河川 田ノ沢川）	災害復旧事業測量設計業務委託（１級市道 ブナ森線）
応急対策工事（普通河川 荒瀬川）	
公共土木施設災害復旧事業　５件	
実施設計業務委託（明田団地第３期）	舗装工事（明田団地Ｃ・Ｄ棟）
解体工事（明田団地）	
公営住宅整備事業　３件	

工事等完成一覧表	
工事名又は業務名等	
排水維持工事（１級市道 七日市～松沢線）　【余裕】	排水維持工事（その他市道 八幡岱下新田線）【余裕】
排水維持工事（１級市道 荒瀬向岱線）	舗装維持工事（２級市道 摩当～向黒沢線）【余裕】
舗装維持工事（その他市道 北家下３号線）	舗装維持工事（その他市道 高野尻～東小線）【余裕】
道路維持工事（２級市道 元７号今泉線）【余裕】	交通安全施設工事（１級市道 高校線）
道路等維持事業　８件	

道路改良工事（１級市道 摩当鎌沢線）	舗装改良工事（１級市道 大野岱線）【余裕】
道路新設改良事業　２件	
舗装補修工事（１級市道 坊沢～大向線）	舗装補修工事（１級市道 七日市～松沢線）
防災・安全交付金事業　２件	
橋梁予備設計業務委託（掛泥３号橋）	
道路メンテナンス事業　１件	
測量設計業務委託（普通河川 寄延沢川）	
河川維持事業　１件	
道路災害復旧工事（２級市道 大印ノ口川線）【余裕】①	道路災害復旧工事（１級市道 摩当沢線）
道路災害復旧工事（１級市道 七日市～松沢線）③	道路災害復旧工事（１級市道 高校線）
河川災害復旧工事（準用河川 田の沢川）その２	河川災害復旧工事（準用河川 小摩当川）
河川災害復旧工事（準用河川 田沢川）	
公共土木施設災害復旧事業　７件	
健康器具等設置工事（米代児童公園）	
都市公園等施設整備事業　１件	
塗装工事（松ヶ丘団地）	屋根防水工事（南鷹巣団地 S53）
市営住宅維持管理事業　２件	
アスベスト調査業務委託（明田団地）	
公営住宅整備事業　１件	

住宅リフォーム支援事業「北秋田市住まいる応援事業」については、令和８年８月１日から令和８年 10 月 31 日までに 118 件の申込みをいただいております。

＜上下水道課関係＞

令和８年８月１日から令和８年 10 月 31 日までの上下水道関係工事等発注及び完成状況については、下記のとおりとなっております。

工事等発注一覧表	
工事名又は業務名等	
送水ポンプ更新工事 （比立内第２中継ポンプ場）	送水ポンプ更新工事 （小田・田子ヶ沢送水ポンプ場）
配水流量計部分更新工事（綴子配水流量計室）	配水管路舗装本復旧工事（市道　大野台幹線）
紫外線処理装置修繕（鷹巣浄水場）	濁度計・残留塩素計修繕（米内沢浄水場）
濁度計修繕（阿仁合浄水場）	機器保守点検業務委託（田沢浄水場）
水道事業　８件	
マンホールポンプ設置工事 （鷹巣処理区 MP834-3-1）	マンホールポンプ設置工事 （鷹巣処理区 MP863-1）

ます設置工事（鷹巣処理区その４）	ます設置工事（鷹巣処理区その５）
取付管舗装復旧工事（鷹巣処理区その１）	監視通報装置取替修繕（公共）
公共下水道台帳作成業務委託	公共下水道台帳システム構築業務委託
下水道事業　８件	
不明水対策工事（羽根山地区）	監視通報装置取替修繕（農集）
農業集落排水事業　２件	

工事等完成一覧表	
工事名又は業務名等	
不断水バルブ設置工事（合川地区）	
水道事業　１件	
ます設置工事（鷹巣処理区その１）	公共下水道管路調査業務委託
都市下水路定期点検業務委託	
下水道事業　３件	

消防本部

＜常備消防関係＞

８月から 10 月までの期間、火災の発生はありませんでした。

救急出場件数は 470 件で、急病が最も多く 302 件となっております。

救急救命士が行った医療処置は、血管確保が 27 件、薬剤投与が７件、気管挿管が６件となっております。また、ドクターヘリ要請は、施設間搬送が９件、覚知要請が２件、現場要請が５件の計 16 件となっております。

救助出場件数は 24 件で、交通事故が 17 件、その他の事故が４件、建物等による事故が２件、水難事故が１件となっております。

９月 13 日、西統合分署において「上級救命講習会」を開催しました。救命・応急手当の普及啓発及び病院前救急医療の充実強化を図るため、今後も継続して講習会を実施し、地域における応急手当の重要性の浸透と防災力の向上に努めてまいります。

９月 24 日及び 25 日には、八峰町チゴキ崎において「水難救助訓練」を実施しました。基本動作の確認に加え、海洋特有の環境下における潜降・浮上の基礎技術を確認するなど、水難事故に備えた救助技術の向上に努めております。

10 月 9 日、市民ふれあいプラザにおいて「県北地域救命救急技術訓練大会」が開催され、県北地域の救急隊員が実践的な訓練を通じて、救命処置技術の向上と知識の共有を図りました。

10 月 20 日、米代川河川緑地において「オイルフェンス設置訓練」を実施しました。河川への油流出事故を想定し、フェンスの迅速な連結や展張、油の回収手順などを確認し、初動対応能力の向上に努めました。

11 月 1 日から 7 日までの間、「秋の火災予防運動」を実施しました。鷹巣・合川地区においては、林野火災を想定した訓練を実施し、消防団と消防職員の連携強化を図ったほか、阿仁地区においては、地域住民に対する防災講話や災害時の避難行動、初期消火要領の確認等を行いました。

また、ケーズデンキ鷹巣店において、住宅用火災警報器の適切な維持管理と、無線連動型住宅用火災警報器の普及に向けた購入費補助金の説明会を実施しました。

＜非常備消防関係＞

人口減少などで減少傾向が続く消防団員の確保、地域防災力の充実強化を図るため、市内４事業所に「団員募集」及び「消防団協力事業所募集」の促進を行いました。

また、10 月 17 日及び 18 日には、北秋田市産業祭において消防団ブースを設け、消防団活動の普及啓発を行い、広く市民に消防団の魅力、重要性を発信しました。

秋の火災予防運動については、11 月 1 日、西統合分署において消防団員研修会を実施し、火災対応の基礎であるホースの展張やポンプ操作の技術向上に努めました。また、1 日から 7 日までの間、市内各地区において消防団車両による巡回を行い、火災予防の啓発を図りました。

教育委員会

＜教育総務課関係＞

９月 28 日、教育委員会事務点検評価会議を行い、２人の点検評価委員によるヒアリングをもとに、「令和７年度北秋田市点検・評価報告書」を作成し、市議会への提出及び公表を行いました。

10 月 14 日から 26 日まで、学校経営の状況と特色ある教育課程の取組等を把握するため、教育委員による市内５校の学校訪問を行い、各校の取組などについて意見交換を行いました。

10 月 29 日、「第２回総合教育会議」を開催し、今年度事業の実施状況や成果を確認するとともに、現在進行中の事業の進捗状況を共有し、意見交換を行いました。

11 月 19 日、株式会社松尾から松尾牛の無償提供を受け、鷹巣東小学校で「感謝する会」を開催し、子どもたちからの感謝の言葉を伝えながら、地元食材による給食を堪能しました。

11 月 30 日、もりよし給食センターを会場に、「学校給食試食会」を開催しました。試食会に先立ち、市民を対象とした施設見学会も開催し、調理の様子を見学していただくとともに、給食に関する情報を提供しました。参加者に学校給食への理解を深めていただく機会となりました。

＜学校教育課関係＞

９月５日、「令和８年度第 20 回北秋田市発明工夫展表彰式」を行い、応募作品 84 点の中から、市長賞、議長賞をはじめとする特別賞６点、金賞８点、銀賞 16 点を表彰しました。このうち、３人の作品は第 75 回秋田県発明展で、それぞれ秋田県知事賞、秋田県発明協会優秀賞、秋田県発明協会奨励賞を受賞しました。

９月８日に小学校及び義務教育学校前期課程と特別支援教育、９月 17 日に中学校及び義務教育学校後期課程の授業研究会が市内各校で開催され、教員の授業力向上と授業改善を目的とした授業提示と研究協議を行いました。

10 月 19 日及び 20 日に福島県二本松市の教職員６人、11 月６日に北海道室蘭市の教職員２人、11 月 18 日には北海道根室市の教職員７人が来市し、本市のふるさと教育や義務教育学校の運営、小・中学校連携の在り方について視察しました。

＜生涯学習課関係＞

10 月８日、市民ふれあいプラザで記念品贈呈式が行われ、国際ロータリー第 2540 地区より、座椅子 12 脚と座卓６卓を寄贈いただきました。

10 月 27 日から 12 月６日まで、「きたあきた読書まつり」を市内図書館及び公民館図書室で開催しています。好評の「本の交換会」など、工夫を凝らした内容で図書館を広く PR し、読書の推進を図っています。

議案第91号

北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年12月１日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

人事院及び秋田県人事委員会が行った公務員給与に関する勧告の趣旨を尊重し、一般職の職員の給与、特別職の職員の期末手当等の改定並びに国及び県における給与制度の取扱いを踏まえた規定の見直しを行う必要があるため、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第　号

北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（北秋田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年北秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第５条第５項中「同日前」の次に「において規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条第１項の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める理由に該当したときは、これらの理由を併せて考慮するものとする。

第20条第１項中「7,050円」を「7,500円」に改める。

第24条第２項中「100分の126.25」を「100分の128.75」に改め、同条第３項中「100分の71.25」を「100分の73.75」に改める。

第27条第２項第１号中「100分の106.25」を「100分の108.75」に改め、同項第２号中「100分の51.25」を「100分の53.75」に改める。

第29条第１項第１号中「417,600円」を「418,600円」に改め、同項第２号中「52,100円」を「52,600円」に改める。

別表第１から別表第３までを次のように改める。

別表第１（第４条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	206,940	253,509	288,486	323,262	347,151	382,532	437,770
短時間	2	208,049	254,819	289,494	324,774	348,966	384,245	439,685
勤務職	3	209,258	256,231	290,502	326,185	350,780	385,858	441,600
員以外	4	210,367	257,642	291,510	327,596	352,594	387,471	443,414
の職員	5	211,476	259,053	292,518	329,007	354,308	389,084	445,329
	6	213,189	260,464	293,526	330,217	356,122	390,898	447,144

	7	214,802	261,875	294,534	331,326	357,937	392,410	448,958
	8	216,415	263,286	295,542	332,535	359,550	394,023	450,773
	9	217,927	264,698	296,550	333,846	361,162	395,333	452,385
	10	219,641	265,907	297,659	335,459	362,876	396,946	453,897
	11	221,253	267,218	298,667	337,172	364,589	398,559	455,409
	12	222,866	268,528	299,675	338,785	366,303	400,071	456,921
	13	224,378	269,738	300,683	340,297	367,815	401,986	458,433
	14	226,092	270,947	301,993	341,910	369,428	403,901	459,744
	15	227,805	272,258	303,304	343,623	371,041	405,816	461,054
	16	229,519	273,467	304,513	345,236	372,553	407,631	462,264
	17	230,728	274,576	305,824	346,748	373,863	409,143	463,473
	18	232,341	275,685	307,134	348,462	375,577	410,957	464,784
	19	233,954	276,794	308,444	350,175	377,189	412,671	466,094
	20	235,466	277,902	309,654	351,788	378,802	414,283	467,304
	21	236,978	278,810	310,763	353,199	379,911	415,997	468,513
	22	238,591	279,818	311,972	354,913	381,423	417,408	469,320
	23	240,204	280,826	313,283	356,626	382,935	418,819	470,126
	24	241,816	281,834	314,593	358,239	384,447	420,231	470,932
	25	243,429	282,841	315,904	359,449	386,160	421,642	471,537
	26	245,143	283,749	317,012	361,364	387,975	422,851	472,142
	27	246,453	284,555	318,020	363,077	389,588	424,061	472,747
	28	247,763	285,462	319,028	364,690	391,301	425,069	473,352
	29	249,074	286,269	320,238	366,202	392,712	426,178	474,057
	30	250,183	287,075	321,448	367,815	394,023	427,387	474,864
	31	251,291	287,982	322,657	369,428	395,232	428,496	475,267
	32	252,400	288,688	323,867	371,041	396,644	429,605	475,972
	33	253,509	289,494	325,076	372,754	397,752	430,310	476,476
	34	254,416	290,301	326,387	374,569	398,660	431,016	476,880
	35	255,323	291,107	327,798	376,383	399,668	431,621	477,283
	36	256,331	291,712	329,108	378,197	400,676	432,326	477,686
	37	257,339	292,417	330,419	379,709	401,482	432,931	478,089
	38	258,247	293,224	331,729	381,121	402,389	433,536	478,392
	39	259,154	293,929	333,039	382,532	403,296	434,040	478,694
	40	259,960	294,635	334,350	383,943	404,103	434,443	478,996
	41	260,767	295,341	335,761	385,455	404,909	434,846	479,299
	42	261,371	296,147	336,971	386,261	405,715	435,048	479,601
	43	261,976	296,853	338,180	387,168	406,522	435,350	479,904
	44	262,581	297,558	339,289	388,176	407,227	435,653	480,206
	45	263,186	298,264	340,196	389,084	407,933	435,955	480,508
	46	263,790	298,969	341,406	390,192	408,639	436,258	
	47	264,395	299,675	342,615	391,100	409,344	436,560	
	48	265,000	300,280	343,926	392,108	410,050	436,862	
	49	265,504	300,985	345,034	393,015	410,554	437,064	

50	266,109	301,691	346,244	393,720	411,159	437,366	
51	266,714	302,397	347,454	394,426	411,763	437,568	
52	267,218	303,102	348,663	395,031	412,469	437,870	
53	267,621	303,606	349,974	395,434	412,872	438,072	
54	268,024	304,312	350,982	396,039	413,477	438,374	
55	268,326	304,916	352,090	396,644	414,082	438,677	
56	268,629	305,622	353,199	397,349	414,586	438,979	
57	268,931	306,227	353,905	397,652	414,989	439,181	
58	269,234	306,832	354,812	398,357	415,594	439,483	
59	269,536	307,436	355,518	399,063	416,199	439,786	
60	269,838	308,243	356,324	399,668	416,703	439,987	
61	270,141	308,848	357,130	399,970	417,106	440,189	
62	270,443	309,352	357,534	400,474	417,610	440,491	
63	270,746	309,856	358,038	401,079	418,114	440,794	
64	271,048	310,259	358,743	401,684	418,719	440,995	
65	271,350	310,763	359,550	401,986	419,021	441,197	
66	271,653	311,267	360,255	402,591	419,424	441,499	
67	271,955	311,670	360,961	403,296	419,727	441,802	
68	272,258	312,174	361,566	403,901	420,130	442,003	
69	272,560	312,577	362,070	404,304	420,432	442,205	
70	272,862	313,081	362,674	404,808	420,735	442,507	
71	273,165	313,484	363,178	405,413	421,037	442,810	
72	273,467	313,988	363,783	405,917	421,239	443,011	
73	273,770	314,392	364,085	406,421	421,440	443,213	
74	274,072	314,795	364,589	407,026	421,743		
75	274,374	315,097	364,892	407,429	422,045		
76	274,677	315,400	365,295	407,731	422,247		
77	274,979	315,601	365,698	408,135	422,448		
78	275,282	315,904	366,202	408,639	422,751		
79	275,584	316,105	366,706	409,042	423,053		
80	275,886	316,408	367,210	409,445	423,255		
81	276,189	316,609	367,513	409,848	423,456		
82	276,491	316,811	367,916	410,352	423,758		
83	276,794	317,113	368,319	410,755	424,061		
84	277,096	317,315	368,722	411,159	424,262		
85	277,398	317,617	369,025	411,461	424,464		
86	277,701	317,819	369,428				
87	278,003	318,121	369,831				
88	278,306	318,424	370,234				
89	278,608	318,726	370,436				
90	278,910	319,028	370,839				
91	279,213	319,331	371,242				
92	279,515	319,633	371,645				

	93	279,818	319,835	371,847				
	94		320,036	372,149				
	95		320,339	372,553				
	96		320,742	372,855				
	97		320,944	373,157				
	98		321,246	373,561				
	99		321,548	373,964				
	100		321,952	374,367				
	101		322,153	374,871				
	102		322,456	375,274				
	103		322,758	375,677				
	104		323,060	376,081				
	105		323,262	376,585				
	106		323,564	376,988				
	107		323,867	377,290				
	108		324,169	377,593				
	109		324,371	377,996				
	110		324,673					
	111		325,076					
	112		325,379					
	113		325,580					
	114		325,782					
	115		326,084					
	116		326,487					
	117		326,689					
	118		326,891					
	119		327,193					
	120		327,495					
	121		327,798					
	122		327,999					
	123		328,302					
	124		328,604					
	125		328,907					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 220,548	基準給料月額 円 249,578	基準給料月額 円 294,736	基準給料月額 円 317,315	基準給料月額 円 334,249	基準給料月額 円 362,372	基準給料月額 円 408,639

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第38条に規定する職員を除く。

別表第２（第４条関係）

ア　医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円
短時間勤務職	1	317,300	430,100	486,900	584,000
員以外の職員	2	319,700	432,800	488,900	590,100
	3	322,000	435,500	490,800	595,200
	4	324,200	438,100	492,700	599,900
	5	326,400	440,600	494,200	604,200
	6	329,900	442,800	495,900	608,500
	7	333,400	444,800	497,700	611,900
	8	336,900	446,900	499,500	614,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300
	10	344,000	450,600	503,000	619,600
	11	347,500	452,200	504,800	
	12	351,000	453,800	506,600	
	13	354,500	455,400	508,400	
	14	358,000	456,900	510,100	
	15	361,500	458,400	511,900	
	16	365,000	459,800	513,700	
	17	368,400	461,200	515,500	
	18	371,600	462,700	517,400	
	19	374,900	464,200	519,300	
	20	378,100	465,600	521,200	
	21	381,400	466,900	523,100	
	22	384,700	468,400	524,800	
	23	387,900	469,800	526,600	
	24	391,000	471,200	528,400	
	25	394,200	472,600	530,000	
	26	396,600	474,000	531,800	
	27	399,000	475,300	533,600	
	28	401,200	476,600	535,100	
	29	403,200	478,000	536,500	
	30	404,900	479,300	538,200	
	31	406,600	480,700	540,000	
	32	408,400	482,100	541,700	
	33	410,200	483,400	543,200	
	34	412,000	484,700	544,500	
	35	413,600	486,000	545,800	
	36	415,100	487,400	547,100	
	37	416,600	488,800	548,100	
	38	418,000	490,400	549,400	
	39	419,400	492,000	550,700	

	40	420, 800	493, 500	552, 000	
	41	422, 300	495, 100	553, 000	
	42	423, 100	496, 300	553, 800	
	43	423, 800	497, 300	554, 600	
	44	424, 500	498, 300	555, 400	
	45	425, 300	499, 100	556, 300	
	46	425, 900	500, 000	557, 100	
	47	426, 500	500, 900	557, 900	
	48	427, 000	501, 700	558, 600	
	49	427, 500	502, 400	559, 400	
	50	427, 900	503, 100	560, 200	
	51	428, 400	503, 800	560, 900	
	52	428, 800	504, 400	561, 800	
	53	429, 200	505, 000	562, 700	
	54	429, 500	505, 700	563, 500	
	55	429, 800	506, 300	564, 400	
	56	430, 200	506, 900	565, 300	
	57	430, 500	507, 200	566, 100	
	58	430, 800	507, 800	566, 900	
	59	431, 100	508, 400	567, 700	
	60	431, 400	509, 100	568, 400	
	61	431, 800	509, 500	569, 200	
	62	432, 100	510, 100	570, 100	
	63	432, 400	510, 800	571, 000	
	64	432, 700	511, 500	571, 900	
	65	433, 000	511, 900	572, 700	
	66		512, 500	573, 600	
	67		513, 100	574, 500	
	68		513, 600	575, 400	
	69		514, 100	576, 200	
	70		514, 600	577, 100	
	71		515, 100	578, 000	
	72		515, 600	578, 900	
	73		516, 000	579, 700	
	74		516, 500		
	75		516, 900		
	76		517, 300		
	77		517, 800		
	78		518, 400		
	79		518, 900		
	80		519, 300		
	81		519, 800		
	82		520, 400		

	83		521,000		
	84		521,500		
	85		522,000		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 339,500	基準給料月額 円 386,200	基準給料月額 円 446,500	基準給料月額 円 528,200

備考　この表は、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ　医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	212,181	251,594	286,773	306,126	340,297
	2	214,399	252,904	287,579	306,932	341,809
	3	216,516	254,215	288,285	307,638	343,321
	4	218,633	255,525	289,091	308,344	344,732
	5	220,649	256,735	289,897	309,150	346,244
	6	222,664	257,843	290,704	309,856	347,857
	7	224,680	258,851	291,510	310,561	349,470
	8	226,596	259,759	292,216	311,267	350,982
	9	228,410	260,867	292,921	312,073	352,494
	10	230,325	261,976	293,728	312,779	354,106
	11	232,240	263,085	294,534	313,585	355,719
	12	234,357	264,294	295,341	314,190	357,231
	13	236,071	265,504	296,147	314,795	358,743
	14	238,087	266,714	296,953	315,904	360,356
	15	240,304	267,923	297,659	317,113	361,969
	16	242,421	269,032	298,465	318,424	363,581
	17	244,538	270,040	299,272	319,633	365,093
	18	245,647	271,048	300,179	320,843	366,605
	19	246,655	272,157	300,985	321,952	368,218
	20	247,663	273,165	301,691	323,161	369,730
	21	248,771	274,274	302,497	324,471	371,041
	22	249,578	275,181	303,404	325,681	372,553
	23	250,485	275,987	304,312	326,891	374,065
	24	251,291	276,794	305,017	328,100	375,476
	25	252,199	277,600	305,723	329,310	376,887
	26	253,106	278,406	306,630	330,519	378,399
	27	254,013	279,213	307,537	331,729	379,911
	28	254,920	280,019	308,344	332,939	381,322
	29	255,727	280,725	309,150	334,249	382,733
	30	256,533	281,531	310,158	335,459	384,346

	31	257, 239	282, 337	311, 166	336, 769	385, 757
	32	258, 045	283, 144	312, 174	337, 979	387, 269
	33	258, 751	283, 950	313, 182	339, 188	388, 479
	34	259, 355	284, 757	314, 291	340, 297	389, 588
	35	259, 960	285, 361	315, 400	341, 507	390, 797
	36	260, 666	286, 168	316, 307	342, 716	391, 906
	37	261, 371	287, 075	317, 315	344, 026	392, 914
	38	261, 976	287, 881	318, 424	345, 236	393, 720
	39	262, 581	288, 688	319, 532	346, 446	394, 628
	40	263, 085	289, 393	320, 540	347, 554	395, 736
	41	263, 589	290, 099	321, 548	348, 462	396, 744
	42	264, 194	290, 905	322, 758	349, 671	397, 752
	43	264, 798	291, 712	323, 967	350, 780	398, 760
	44	265, 302	292, 417	325, 076	351, 889	399, 668
	45	265, 706	293, 123	326, 084	352, 796	400, 474
	46	266, 310	293, 929	327, 193	353, 703	401, 280
	47	266, 714	294, 736	328, 302	354, 711	402, 188
	48	267, 117	295, 441	329, 411	355, 618	402, 994
	49	267, 520	296, 147	330, 519	356, 526	403, 498
	50	268, 024	296, 953	331, 527	357, 433	404, 304
	51	268, 528	297, 558	332, 535	358, 441	405, 111
	52	269, 032	298, 264	333, 644	359, 348	405, 917
	53	269, 334	298, 969	334, 652	359, 852	406, 320
	54	269, 637	299, 675	335, 559	360, 759	407, 026
	55	269, 939	300, 381	336, 467	361, 465	407, 731
	56	270, 242	300, 985	337, 475	362, 372	408, 336
	57	270, 544	301, 691	338, 382	363, 077	408, 739
	58	270, 846	302, 497	339, 188	363, 380	409, 243
	59	271, 149	303, 203	340, 196	363, 783	409, 848
	60	271, 451	303, 808	341, 103	364, 388	410, 453
	61	271, 754	304, 312	342, 011	364, 993	410, 856
	62	272, 056	305, 017	342, 716	365, 698	411, 360
	63	272, 358	305, 723	343, 422	366, 404	411, 864
	64	272, 661	306, 328	344, 026	367, 009	412, 368
	65	272, 963	306, 832	344, 631	367, 714	412, 973
	66	273, 266	307, 436	345, 337	368, 218	413, 477
	67	273, 568	308, 142	345, 942	368, 823	414, 082
	68	273, 870	308, 848	346, 546	369, 428	414, 687
	69	274, 173	309, 452	347, 151	369, 730	415, 191
	70	274, 475	309, 956	347, 353	370, 234	415, 695
	71	274, 778	310, 561	347, 756	370, 637	416, 098
	72	274, 979	311, 065	348, 260	371, 141	416, 501
	73	275, 181	311, 670	348, 865	371, 645	416, 803

	74	275,483	312,073	349,369	372,149	417,307
	75	275,786	312,376	349,873	372,653	417,711
	76	275,987	312,678	350,276	373,057	418,114
	77	276,189	312,980	350,881	373,359	418,517
	78	276,491	313,283	351,385	373,661	
	79	276,794	313,484	351,788	373,863	
	80	276,995	313,787	352,292	374,165	
	81	277,197	314,089	352,796	374,669	
	82	277,499	314,291	353,098	374,972	
	83	277,802	314,593	353,300	375,274	
	84	278,003	314,896	353,602	375,577	
	85	278,205	315,097	354,006	375,980	
	86		315,299	354,409	376,282	
	87		315,500	354,711	376,585	
	88		315,702	355,014	376,887	
	89		316,105	355,316	377,290	
	90		316,307	355,518	377,593	
	91		316,508	355,921	377,794	
	92		316,710	356,223	378,097	
	93		317,113	356,425	378,399	
	94		317,315	356,727	378,802	
	95		317,516	357,030	379,205	
	96		317,819	357,231	379,609	
	97		318,121	357,433	380,113	
	98		318,323	357,735	380,516	
	99		318,524	358,038	380,919	
	100		318,827	358,239	381,322	
	101		319,129	358,441	381,826	
	102		319,331	358,642		
	103		319,532	359,046		
	104		319,835	359,247		
	105		320,137	359,449		
	106			359,751		
	107			360,154		
	108			360,558		
	109			360,759		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 221,657	基準給料月額 円 249,679	基準給料月額 円 281,430	基準給料月額 円 296,752	基準給料月額 円 325,681

備考　この表は、診療所等に勤務する薬剤師その他の職員に適用する。

ウ　医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	234,357	267,822	307,134	320,742	345,034
	2	236,272	269,939	307,638	321,246	346,042
	3	238,087	272,157	308,142	321,750	347,050
	4	239,800	274,374	308,646	322,254	348,058
	5	241,514	276,592	309,049	322,758	349,167
	6	243,429	277,600	309,553	323,262	350,377
	7	245,344	278,406	310,057	323,867	351,586
	8	247,058	279,314	310,460	324,270	352,796
	9	248,771	280,120	310,864	324,774	353,804
	10	250,687	281,229	311,368	325,278	355,014
	11	252,602	282,337	311,872	325,883	356,223
	12	254,517	283,245	312,376	326,387	357,332
	13	256,331	284,051	312,779	326,790	358,441
	14	258,347	284,757	313,283	327,395	359,550
	15	260,363	285,462	313,686	328,100	360,759
	16	262,379	286,269	314,190	328,705	361,868
	17	264,395	287,377	314,694	329,411	362,977
	18	266,411	288,285	315,097	330,318	364,085
	19	268,528	289,192	315,601	331,225	365,194
	20	270,544	290,099	316,004	332,132	366,303
	21	272,459	291,107	316,508	332,939	367,412
	22	273,669	292,115	316,912	333,947	368,621
	23	274,778	293,022	317,416	334,854	369,730
	24	275,786	294,030	317,819	335,660	370,839
	25	276,894	294,837	318,323	336,467	371,847
	26	277,701	295,744	318,928	337,374	373,157
	27	278,507	296,651	319,633	338,281	374,468
	28	279,314	297,558	320,339	339,188	375,778
	29	280,120	298,566	321,044	339,995	376,988
	30	280,826	299,272	321,750	341,103	378,500
	31	281,531	299,977	322,456	342,212	380,012
	32	282,136	300,683	323,262	343,321	381,524
	33	282,841	301,288	324,068	344,530	382,733
	34	283,446	301,893	324,875	345,538	384,245
	35	284,051	302,397	325,580	346,647	385,656
	36	284,555	302,800	326,286	347,756	387,068
	37	285,059	303,203	327,092	348,865	388,479
	38	285,765	303,808	327,899	349,974	389,487
	39	286,470	304,312	328,705	351,082	390,898

	40	287, 176	304, 715	329, 511	352, 191	392, 208
	41	287, 881	305, 118	330, 217	352, 998	393, 519
	42	288, 486	305, 622	331, 124	354, 106	394, 930
	43	289, 192	306, 025	332, 132	355, 215	396, 240
	44	289, 797	306, 529	333, 039	356, 223	397, 551
	45	290, 603	307, 033	333, 947	357, 130	399, 063
	46	291, 309	307, 436	334, 955	358, 038	400, 272
	47	292, 014	307, 940	335, 963	359, 046	401, 381
	48	292, 619	308, 344	336, 870	360, 054	402, 591
	49	293, 123	308, 848	337, 777	361, 263	403, 699
	50	293, 627	309, 251	338, 684	362, 574	404, 607
	51	294, 030	309, 755	339, 692	363, 783	405, 615
	52	294, 433	310, 259	340, 700	364, 993	406, 522
	53	294, 736	310, 662	341, 507	365, 900	407, 127
	54	295, 240	311, 065	342, 414	367, 109	407, 933
	55	295, 643	311, 569	343, 422	368, 218	408, 739
	56	296, 046	311, 972	344, 329	369, 529	409, 546
	57	296, 449	312, 476	345, 236	370, 537	410, 251
	58	296, 853	313, 182	346, 143	371, 444	410, 957
	59	297, 155	313, 888	347, 151	372, 553	411, 663
	60	297, 457	314, 593	348, 058	373, 762	412, 267
	61	297, 861	315, 299	348, 966	374, 871	412, 872
	62	298, 264	316, 206	350, 074	376, 081	413, 477
	63	298, 667	317, 113	351, 284	377, 290	414, 183
	64	298, 969	317, 819	352, 494	378, 298	414, 787
	65	299, 272	318, 524	353, 199	379, 306	415, 493
	66	299, 675	319, 432	354, 308	380, 314	415, 997
	67	300, 078	320, 238	355, 417	381, 423	416, 602
	68	300, 381	321, 044	356, 324	382, 532	417, 106
	69	300, 784	321, 750	357, 433	383, 338	417, 509
	70	301, 288	322, 657	358, 138	384, 447	418, 114
	71	301, 691	323, 564	359, 247	385, 556	418, 517
	72	301, 993	324, 371	360, 356	386, 564	418, 819
	73	302, 397	325, 278	361, 465	387, 269	419, 122
	74	302, 900	326, 084	362, 674	388, 076	419, 626
	75	303, 404	326, 991	363, 783	388, 882	420, 029
	76	303, 908	327, 899	364, 892	389, 588	420, 331
	77	304, 412	328, 705	366, 001	390, 192	420, 634
	78	304, 916	329, 612	367, 109	390, 696	421, 138
	79	305, 521	330, 519	368, 117	391, 200	421, 642
	80	305, 924	331, 326	369, 226	391, 704	422, 045
	81	306, 428	331, 830	370, 133	392, 309	422, 347
	82	306, 832	332, 535	371, 141	392, 813	422, 751

	83	307, 336	333, 342	372, 049	393, 317	423, 255
	84	307, 840	334, 148	373, 057	393, 821	423, 658
	85	308, 243	334, 955	373, 964	394, 224	424, 061
	86	308, 646	335, 761	374, 770	394, 628	
	87	309, 150	336, 769	375, 577	395, 232	
	88	309, 654	337, 777	376, 383	395, 736	
	89	310, 057	338, 684	376, 988	396, 039	
	90	310, 561	339, 692	377, 593	396, 543	
	91	311, 065	340, 700	378, 197	396, 845	
	92	311, 569	341, 708	378, 802	397, 148	
	93	312, 073	342, 515	379, 205	397, 752	
	94	312, 376	343, 220	379, 609	398, 256	
	95	312, 880	343, 926	380, 113	398, 760	
	96	313, 384	344, 530	380, 516	399, 264	
	97	313, 888	344, 934	381, 020	399, 869	
	98	314, 392	345, 236	381, 423	400, 373	
	99	314, 795	345, 740	381, 927	400, 877	
	100	315, 198	346, 345	382, 330	401, 280	
	101	315, 601	346, 748	382, 633	401, 885	
	102	316, 004	347, 252	383, 136	402, 389	
	103	316, 408	347, 857	383, 439	402, 893	
	104	316, 710	348, 361	383, 741	403, 397	
	105	317, 012	348, 764	384, 144	404, 002	
	106	317, 416	349, 268	384, 648	404, 405	
	107	317, 819	349, 772	385, 152	404, 909	
	108	318, 121	350, 276	385, 656	405, 413	
	109	318, 323	350, 679	386, 160	406, 018	
	110	318, 625	350, 982	386, 664		
	111	318, 827	351, 284	387, 168		
	112	319, 129	351, 586	387, 572		
	113	319, 432	351, 889	387, 975		
	114	319, 633	352, 292	388, 378		
	115	319, 936	352, 594	388, 882		
	116	320, 137	352, 897	389, 386		
	117	320, 440	353, 098	389, 789		
	118	320, 641	353, 401	390, 293		
	119	320, 944	353, 703	390, 797		
	120	321, 246	353, 905	391, 301		
	121	321, 548	354, 106	391, 604		
	122	321, 851	354, 409			
	123	322, 153	354, 711			
	124	322, 456	355, 014			
	125	322, 657	355, 215			

	126	322, 859	355, 518			
	127	323, 161	355, 820			
	128	323, 564	356, 022			
	129	323, 766	356, 223			
	130	324, 068	356, 425			
	131	324, 371	356, 727			
	132	324, 774	356, 929			
	133	324, 975	357, 231			
	134	325, 278	357, 634			
	135	325, 580	358, 038			
	136	325, 883	358, 441			
	137	326, 084	358, 743			
	138	326, 387	359, 146			
	139	326, 689	359, 550			
	140	326, 991	359, 953			
	141	327, 193	360, 255			
	142	327, 495	360, 658			
	143	327, 899	360, 961			
	144	328, 201	361, 364			
	145	328, 403	361, 666			
	146	328, 604	362, 070			
	147	328, 907	362, 473			
	148	329, 209	362, 876			
	149	329, 411	363, 178			
	150	329, 612	363, 581			
	151	329, 915	363, 985			
	152	330, 217	364, 388			
	153	330, 620	364, 690			
	154	330, 822				
	155	331, 023				
	156	331, 326				
	157	331, 628				
	158	331, 931				
	159	332, 233				
	160	332, 535				
	161	332, 939				
	162	333, 241				
	163	333, 543				
	164	333, 846				
	165	334, 249				
	166	334, 551				
	167	334, 854				
	168	335, 156				

	169	335,559				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		272,560	294,937	303,304	315,097	333,644

備考　この表は、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員に適用する。

別表第３（第４条関係）

行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
１級	主事、技師、保健師、助産師、保育士又は栄養士の職務
２級	主任、主任技師、主任保健師、主任助産師、主任保育士又は主任栄養士の職務
３級	主査の職務
４級	副主幹又は上席主査の職務
５級	（１）　主幹又は参事の職務 （２）　消防署の副署長の職務
６級	（１）　課長、室長、推進監又はセンター長の職務 （２）　議会事務局の次長の職務 （３）　農業委員会事務局の局長の職務 （４）　消防次長の職務 （５）　消防署の署長又は困難な業務を行う副署長の職務
７級	（１）　部長、政策監、福祉事務所長又は会計管理者の職務 （２）　議会事務局長の職務 （３）　教育次長の職務 （４）　消防長の職務

第２条　北秋田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第２項中「100分の128.75」を「100分の127.5」に改め、同条第３項中「100分の73.75」を「100分の72.5」に改める。

第27条第２項第１号中「100分の108.75」を「100分の107.5」に改め、同項第２号中「100分の53.75」を「100分の52.5」に改める。

（北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第３条　北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例（平成17年北秋田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第４条中「100分の171.25」を「100分の176.25」に改める。

第４条　北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条中「100分の176.25」を「100分の173.75」に改める。

（北秋田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第５条　北秋田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年北秋田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「100分の171.25」を「100分の176.25」に改める。

第６条　北秋田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「100分の176.25」を「100分の173.75」に改める。

（北秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第７条　北秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和５年北秋田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「100分の126.25」を「100分の128.75」に、「100分の96.25」を「100分の98.75」に、「100分の106.25」を「100分の108.75」に、「100分の88.75」を「100分の91.25」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第７条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	422,347円
2	473,755円
3	529,194円
4	597,738円
5	682,409円
6	796,312円
7	930,374円

第８条　北秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「100分の128.75」を「100分の127.5」に、「100分の98.75」を「100分の97.5」に、「100分の108.75」を「100分の107.5」に、「100分の91.25」」を「100分の90」と、「総額」とあるのは「総額（任命権者又はその委任を受けた者に所属する職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に３を超えない範囲内で当該職員の数に応じて規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で市長の承認を受けた額）」」に改める。

（北秋田市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第９条　北秋田市消防職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年北秋田市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第２条第７項第１号中「840円」を「1,120円」に改め、同項第２号中「1,080円」を「1,440円」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、第４条、第６条及び第８条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第20条第１項、第29条第１項、別表第１及び別表第２の規定、第７条の規定による改正後の北秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表の規定並びに第９条の規定による改正後の北秋田市消防職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の消防職員の特殊勤務手当条例」という。）第２条第７項の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与及び期末手当の内払）

３　改正後の給与条例、第３条の規定による改正後の北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例、第５条の規定による改正後の北秋田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の消防職員の特殊勤務手当条例を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の北秋田市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第３条の規定による改正前の北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づ

いて支給された期末手当、第５条の規定による改正前の北秋田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当、第７条の規定による改正前の北秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び第９条の規定による改正前の北秋田市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、それぞれ改正後の条例の規定による給与及び期末手当の内払とみなす。

（規則への委任）

４　前３項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（資料）北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例　新旧対照表

【第１条関係】北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年北秋田市条例第37号）の一部改正

改正後	改正前
（級別定数及び初任給、昇格、昇給等の基準） 第５条　（略） ２～４　（略） ５　職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前１年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条第１項の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める理由に該当したときは、これらの理由を併せて考慮するものとする。 ６～12　（略）	（級別定数及び初任給、昇格、昇給等の基準） 第５条　（略） ２～４　（略） ５　職員の昇給は、規則で定める日に、同日前１年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。 ６～12　（略）
（宿日直手当） 第20条　宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１回につき、7,500円を超えない範囲内において市長が定める額を宿日直手当として支給する。 ２　（略）	（宿日直手当） 第20条　宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１回につき、7,050円を超えない範囲内において市長が定める額を宿日直手当として支給する。 ２　（略）
（期末手当） 第24条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の128.75を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対して支給する期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に、100分の73.75を乗じて得	（期末手当） 第24条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対して支給する期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に、100分の71.25を乗じて得

改正後	改正前
た額とし、基準日以前の在職期間による支給額の調整は、同項の例によるものとする。	た額とし、基準日以前の在職期間による支給額の調整は、同項の例によるものとする。
４～６　（略）	４～６　（略）
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第27条　（略）	第27条　（略）
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、100分の108.75を乗じて得た額の総額	（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、100分の106.25を乗じて得た額の総額
（２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の53.75を乗じて得た額の総額	（２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額
３～５　（略）	３～５　（略）
（初任給調整手当）	（初任給調整手当）
第29条　次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日（第１号及び第２号に掲げる職に係るものにあっては、採用後規則で定める期間を経過した日）から１年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。	第29条　次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日（第１号及び第２号に掲げる職に係るものにあっては、採用後規則で定める期間を経過した日）から１年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。
（１）　病院、診療所等の医療施設に勤務し、医療業務に従事する医師	（１）　病院、診療所等の医療施設に勤務し、医療業務に従事する医師

改正後	改正前
及び歯科医師である職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの　月額418,600円	及び歯科医師である職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの　月額417,600円
（２）　医学又は歯学に関する専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で規則で定めるもの　月額52,600円	（２）　医学又は歯学に関する専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で規則で定めるもの　月額52,100円
２・３　（略）	２・３　（略）

別表第１（第４条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	206,940	253,509	288,486	323,262	347,151	382,532	437,770
	2	208,049	254,819	289,494	324,774	348,966	384,245	439,685
	3	209,258	256,231	290,502	326,185	350,780	385,858	441,600
	4	210,367	257,642	291,510	327,596	352,594	387,471	443,414
	5	211,476	259,053	292,518	329,007	354,308	389,084	445,329
	6	213,189	260,464	293,526	330,217	356,122	390,898	447,144
	7	214,802	261,875	294,534	331,326	357,937	392,410	448,958
	8	216,415	263,286	295,542	332,535	359,550	394,023	450,773
	9	217,927	264,698	296,550	333,846	361,162	395,333	452,385
	10	219,641	265,907	297,659	335,459	362,876	396,946	453,897
	11	221,253	267,218	298,667	337,172	364,589	398,559	455,409
	12	222,866	268,528	299,675	338,785	366,303	400,071	456,921
	13	224,378	269,738	300,683	340,297	367,815	401,986	458,433
	14	226,092	270,947	301,993	341,910	369,428	403,901	459,744
	15	227,805	272,258	303,304	343,623	371,041	405,816	461,054

別表第１（第４条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	197,356	243,923	278,496	312,262	335,244	369,716	424,044
	2	198,465	245,234	279,504	313,774	337,058	371,429	425,959
	3	199,674	246,645	280,512	315,185	338,872	373,042	427,874
	4	200,783	248,056	281,520	316,597	340,586	374,655	429,689
	5	201,892	249,467	282,528	318,008	342,299	376,267	431,503
	6	203,605	250,878	283,536	319,116	344,013	378,082	433,317
	7	205,218	252,289	284,443	320,124	345,726	379,593	435,132
	8	206,831	253,701	285,451	321,334	347,339	381,206	436,946
	9	208,343	255,112	286,459	322,544	348,952	382,517	438,559
	10	210,056	256,321	287,467	324,156	350,665	384,129	440,070
	11	211,669	257,632	288,475	325,769	352,379	385,742	441,582
	12	213,282	258,942	289,483	327,382	353,992	387,254	443,094
	13	214,794	260,151	290,491	328,793	355,503	389,169	444,606
	14	216,507	261,361	291,801	330,406	357,116	391,084	445,917
	15	218,221	262,570	293,111	332,018	358,729	392,999	447,227

改正後							
16	229,519	273,467	304,513	345,236	372,553	407,631	462,264
17	230,728	274,576	305,824	346,748	373,863	409,143	463,473
18	232,341	275,685	307,134	348,462	375,577	410,957	464,784
19	233,954	276,794	308,444	350,175	377,189	412,671	466,094
20	235,466	277,902	309,654	351,788	378,802	414,283	467,304
21	236,978	278,810	310,763	353,199	379,911	415,997	468,513
22	238,591	279,818	311,972	354,913	381,423	417,408	469,320
23	240,204	280,826	313,283	356,626	382,935	418,819	470,126
24	241,816	281,834	314,593	358,239	384,447	420,231	470,932
25	243,429	282,841	315,904	359,449	386,160	421,642	471,537
26	245,143	283,749	317,012	361,364	387,975	422,851	472,142
27	246,453	284,555	318,020	363,077	389,588	424,061	472,747
28	247,763	285,462	319,028	364,690	391,301	425,069	473,352
29	249,074	286,269	320,238	366,202	392,712	426,178	474,057
30	250,183	287,075	321,448	367,815	394,023	427,387	474,864
31	251,291	287,982	322,657	369,428	395,232	428,496	475,267
32	252,400	288,688	323,867	371,041	396,644	429,605	475,972
33	253,509	289,494	325,076	372,754	397,752	430,310	476,476
34	254,416	290,301	326,387	374,569	398,660	431,016	476,880
35	255,323	291,107	327,798	376,383	399,668	431,621	477,283
36	256,331	291,712	329,108	378,197	400,676	432,326	477,686
37	257,339	292,417	330,419	379,709	401,482	432,931	478,089
38	258,247	293,224	331,729	381,121	402,389	433,536	478,392
39	259,154	293,929	333,039	382,532	403,296	434,040	478,694
40	259,960	294,635	334,350	383,943	404,103	434,443	478,996
41	260,767	295,341	335,761	385,455	404,909	434,846	479,299
42	261,371	296,147	336,971	386,261	405,715	435,048	479,601
43	261,976	296,853	338,180	387,168	406,522	435,350	479,904
44	262,581	297,558	339,289	388,176	407,227	435,653	480,206
45	263,186	298,264	340,196	389,084	407,933	435,955	480,508
46	263,790	298,969	341,406	390,192	408,639	436,258	

改正前							
16	219,934	263,780	294,321	333,631	360,241	394,814	448,436
17	221,144	264,889	295,530	335,042	361,652	396,325	449,646
18	222,756	265,998	296,841	336,756	363,365	398,140	450,956
19	224,369	267,106	298,050	338,368	364,978	399,853	452,267
20	225,881	268,215	299,260	339,981	366,591	401,466	453,476
21	227,393	269,122	300,268	341,392	367,700	403,180	454,686
22	229,006	270,130	301,477	343,106	369,212	404,591	455,492
23	230,618	271,138	302,687	344,819	370,724	406,002	456,298
24	232,231	272,146	303,997	346,432	372,235	407,413	457,105
25	233,844	273,154	305,308	347,641	373,949	408,824	457,710
26	235,557	274,061	306,316	349,557	375,763	410,034	458,314
27	236,868	274,867	307,323	351,270	377,376	411,243	458,919
28	238,178	275,775	308,331	352,883	379,089	412,251	459,524
29	239,488	276,581	309,440	354,395	380,501	413,360	460,229
30	240,597	277,387	310,650	356,007	381,811	414,569	461,036
31	241,706	278,194	311,758	357,620	383,021	415,678	461,439
32	242,815	278,899	312,968	359,233	384,432	416,787	462,145
33	243,923	279,605	314,077	360,946	385,540	417,492	462,649
34	244,831	280,411	315,387	362,761	386,448	418,198	463,052
35	245,738	281,218	316,697	364,575	387,455	418,803	463,455
36	246,746	281,822	318,008	366,389	388,463	419,508	463,858
37	247,754	282,528	319,217	367,901	389,270	420,113	464,261
38	248,661	283,334	320,528	369,312	390,177	420,718	464,564
39	249,568	284,040	321,838	370,724	391,084	421,222	464,866
40	250,374	284,745	323,148	372,135	391,890	421,625	465,168
41	251,181	285,451	324,459	373,647	392,697	422,028	465,471
42	251,886	286,157	325,668	374,453	393,503	422,230	465,773
43	252,491	286,862	326,978	375,360	394,310	422,532	466,076
44	253,096	287,568	328,087	376,368	395,015	422,835	466,378
45	253,801	288,273	328,994	377,275	395,721	423,137	466,680
46	254,406	288,878	330,305	378,384	396,426	423,439	

改正後						
47	264,395	299,675	342,615	391,100	409,344	436,560
48	265,000	300,280	343,926	392,108	410,050	436,862
49	265,504	300,985	345,034	393,015	410,554	437,064
50	266,109	301,691	346,244	393,720	411,159	437,366
51	266,714	302,397	347,454	394,426	411,763	437,568
52	267,218	303,102	348,663	395,031	412,469	437,870
53	267,621	303,606	349,974	395,434	412,872	438,072
54	268,024	304,312	350,982	396,039	413,477	438,374
55	268,326	304,916	352,090	396,644	414,082	438,677
56	268,629	305,622	353,199	397,349	414,586	438,979
57	268,931	306,227	353,905	397,652	414,989	439,181
58	269,234	306,832	354,812	398,357	415,594	439,483
59	269,536	307,436	355,518	399,063	416,199	439,786
60	269,838	308,243	356,324	399,668	416,703	439,987
61	270,141	308,848	357,130	399,970	417,106	440,189
62	270,443	309,352	357,534	400,474	417,610	440,491
63	270,746	309,856	358,038	401,079	418,114	440,794
64	271,048	310,259	358,743	401,684	418,719	440,995
65	271,350	310,763	359,550	401,986	419,021	441,197
66	271,653	311,267	360,255	402,591	419,424	441,499
67	271,955	311,670	360,961	403,296	419,727	441,802
68	272,258	312,174	361,566	403,901	420,130	442,003
69	272,560	312,577	362,070	404,304	420,432	442,205
70	272,862	313,081	362,674	404,808	420,735	442,507
71	273,165	313,484	363,178	405,413	421,037	442,810
72	273,467	313,988	363,783	405,917	421,239	443,011
73	273,770	314,392	364,085	406,421	421,440	443,213
74	274,072	314,795	364,589	407,026	421,743	
75	274,374	315,097	364,892	407,429	422,045	
76	274,677	315,400	365,295	407,731	422,247	
77	274,979	315,601	365,698	408,135	422,448	

改正前						
47	255,011	289,584	331,615	379,291	397,132	423,742
48	255,616	290,188	332,925	380,299	397,837	424,044
49	256,120	290,894	334,034	381,206	398,341	424,246
50	256,724	291,499	335,344	381,912	398,946	424,548
51	257,329	292,204	336,554	382,617	399,551	424,750
52	257,833	292,910	337,764	383,222	400,256	425,052
53	258,236	293,414	339,074	383,625	400,660	425,254
54	258,639	294,019	340,082	384,230	401,264	425,556
55	258,942	294,623	341,191	384,835	401,869	425,858
56	259,244	295,329	342,299	385,540	402,373	426,161
57	259,547	295,934	343,005	385,843	402,776	426,362
58	259,849	296,538	343,912	386,548	403,381	426,665
59	260,151	297,143	344,618	387,254	403,986	426,967
60	260,454	297,849	345,424	387,859	404,490	427,169
61	260,756	298,453	346,230	388,161	404,893	427,370
62	261,059	299,058	346,634	388,665	405,397	427,673
63	261,361	299,562	347,137	389,270	405,901	427,975
64	261,663	300,066	347,843	389,875	406,506	428,177
65	261,966	300,570	348,649	390,177	406,808	428,378
66	262,268	301,175	349,355	390,782	407,211	428,681
67	262,570	301,679	350,061	391,487	407,514	428,983
68	262,873	302,284	350,665	392,092	407,917	429,185
69	263,175	302,687	351,169	392,495	408,219	429,386
70	263,478	303,191	351,774	392,999	408,522	429,689
71	263,780	303,695	352,278	393,604	408,824	429,991
72	264,082	304,300	352,883	394,108	409,026	430,193
73	264,385	304,804	353,185	394,612	409,227	430,394
74	264,687	305,207	353,689	395,217	409,530	
75	264,990	305,509	353,992	395,620	409,832	
76	265,292	305,812	354,395	395,922	410,034	
77	265,594	306,013	354,798	396,325	410,235	

改正後					
78	275,282	315,904	366,202	408,639	422,751
79	275,584	316,105	366,706	409,042	423,053
80	275,886	316,408	367,210	409,445	423,255
81	276,189	316,609	367,513	409,848	423,456
82	276,491	316,811	367,916	410,352	423,758
83	276,794	317,113	368,319	410,755	424,061
84	277,096	317,315	368,722	411,159	424,262
85	277,398	317,617	369,025	411,461	424,464
86	277,701	317,819	369,428		
87	278,003	318,121	369,831		
88	278,306	318,424	370,234		
89	278,608	318,726	370,436		
90	278,910	319,028	370,839		
91	279,213	319,331	371,242		
92	279,515	319,633	371,645		
93	279,818	319,835	371,847		
94		320,036	372,149		
95		320,339	372,553		
96		320,742	372,855		
97		320,944	373,157		
98		321,246	373,561		
99		321,548	373,964		
100		321,952	374,367		
101		322,153	374,871		
102		322,456	375,274		
103		322,758	375,677		
104		323,060	376,081		
105		323,262	376,585		
106		323,564	376,988		
107		323,867	377,290		
108		324,169	377,593		

改正前					
78	265,897	306,316	355,302	396,829	410,538
79	266,199	306,517	355,806	397,233	410,840
80	266,501	306,819	356,310	397,636	411,042
81	266,804	307,021	356,612	398,039	411,243
82	267,106	307,223	357,015	398,543	411,545
83	267,409	307,525	357,419	398,946	411,848
84	267,711	307,727	357,822	399,349	412,049
85	268,013	308,029	358,124	399,652	412,251
86	268,316	308,231	358,527		
87	268,618	308,533	358,930		
88	268,921	308,835	359,334		
89	269,223	309,138	359,535		
90	269,525	309,440	359,938		
91	269,828	309,743	360,342		
92	270,130	310,045	360,745		
93	270,432	310,247	360,946		
94		310,448	361,249		
95		310,750	361,652		
96		311,154	361,954		
97		311,355	362,257		
98		311,658	362,660		
99		311,960	363,063		
100		312,363	363,466		
101		312,565	363,970		
102		312,867	364,373		
103		313,170	364,777		
104		313,472	365,180		
105		313,674	365,684		
106		313,976	366,087		
107		314,278	366,389		
108		314,581	366,692		

改正後

	109		324,371	377,996				
	110		324,673					
	111		325,076					
	112		325,379					
	113		325,580					
	114		325,782					
	115		326,084					
	116		326,487					
	117		326,689					
	118		326,891					
	119		327,193					
	120		327,495					
	121		327,798					
	122		327,999					
	123		328,302					
	124		328,604					
	125		328,907					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		220,548	249,578	294,736	317,315	334,249	362,372	408,639

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第38条に規定する職員を除く。

改正前

	109		314,782	367,095				
	110		315,085					
	111		315,488					
	112		315,790					
	113		315,992					
	114		316,193					
	115		316,496					
	116		316,899					
	117		317,101					
	118		317,302					
	119		317,605					
	120		317,907					
	121		318,209					
	122		318,411					
	123		318,713					
	124		319,016					
	125		319,318					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		201,892	229,611	271,642	292,406	308,130	334,538	377,779

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第38条に規定する職員を除く。

改正後

別表第２（第４条関係）

ア　医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	317,300	430,100	486,900	584,000
	2	319,700	432,800	488,900	590,100
	3	322,000	435,500	490,800	595,200
	4	324,200	438,100	492,700	599,900
	5	326,400	440,600	494,200	604,200
	6	329,900	442,800	495,900	608,500
	7	333,400	444,800	497,700	611,900
	8	336,900	446,900	499,500	614,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300
	10	344,000	450,600	503,000	619,600
	11	347,500	452,200	504,800	
	12	351,000	453,800	506,600	
	13	354,500	455,400	508,400	
	14	358,000	456,900	510,100	
	15	361,500	458,400	511,900	
	16	365,000	459,800	513,700	
	17	368,400	461,200	515,500	
	18	371,600	462,700	517,400	
	19	374,900	464,200	519,300	
	20	378,100	465,600	521,200	
	21	381,400	466,900	523,100	
	22	384,700	468,400	524,800	
	23	387,900	469,800	526,600	
	24	391,000	471,200	528,400	
	25	394,200	472,600	530,000	

改正前

別表第２（第４条関係）

ア　医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	

改正後			
26	396,600	474,000	531,800
27	399,000	475,300	533,600
28	401,200	476,600	535,100
29	403,200	478,000	536,500
30	404,900	479,300	538,200
31	406,600	480,700	540,000
32	408,400	482,100	541,700
33	410,200	483,400	543,200
34	412,000	484,700	544,500
35	413,600	486,000	545,800
36	415,100	487,400	547,100
37	416,600	488,800	548,100
38	418,000	490,400	549,400
39	419,400	492,000	550,700
40	420,800	493,500	552,000
41	422,300	495,100	553,000
42	423,100	496,300	553,800
43	423,800	497,300	554,600
44	424,500	498,300	555,400
45	425,300	499,100	556,300
46	425,900	500,000	557,100
47	426,500	500,900	557,900
48	427,000	501,700	558,600
49	427,500	502,400	559,400
50	427,900	503,100	560,200
51	428,400	503,800	560,900
52	428,800	504,400	561,800
53	429,200	505,000	562,700
54	429,500	505,700	563,500
55	429,800	506,300	564,400
56	430,200	506,900	565,300
57	430,500	507,200	566,100

改正前			
26	383,100	458,200	515,100
27	385,400	459,500	516,900
28	387,600	460,900	518,400
29	389,500	462,300	519,800
30	391,200	463,600	521,500
31	392,900	465,000	523,300
32	394,700	466,400	525,000
33	396,400	467,700	526,500
34	398,200	469,100	527,800
35	399,800	470,400	529,100
36	401,100	471,800	530,400
37	402,500	473,200	531,400
38	403,900	474,900	532,700
39	405,300	476,500	534,000
40	406,700	478,000	535,300
41	408,200	479,600	536,300
42	408,900	480,800	537,100
43	409,500	481,900	537,900
44	410,100	483,000	538,700
45	410,900	484,000	539,600
46	411,500	484,900	540,400
47	412,100	485,800	541,200
48	412,600	486,600	541,900
49	413,100	487,300	542,700
50	413,500	488,000	543,500
51	414,000	488,700	544,200
52	414,400	489,300	545,100
53	414,800	489,900	546,000
54	415,100	490,600	546,800
55	415,400	491,200	547,700
56	415,800	491,800	548,600
57	416,100	492,100	549,400

改正後					
	58	430,800	507,800	566,900	
	59	431,100	508,400	567,700	
	60	431,400	509,100	568,400	
	61	431,800	509,500	569,200	
	62	432,100	510,100	570,100	
	63	432,400	510,800	571,000	
	64	432,700	511,500	571,900	
	65	433,000	511,900	572,700	
	66		512,500	573,600	
	67		513,100	574,500	
	68		513,600	575,400	
	69		514,100	576,200	
	70		514,600	577,100	
	71		515,100	578,000	
	72		515,600	578,900	
	73		516,000	579,700	
	74		516,500		
	75		516,900		
	76		517,300		
	77		517,800		
	78		518,400		
	79		518,900		
	80		519,300		
	81		519,800		
	82		520,400		
	83		521,000		
	84		521,500		
	85		522,000		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		339,500	386,200	446,500	528,200

改正前					
	58	416,500	492,700	550,200	
	59	416,800	493,300	551,000	
	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		312,900	356,500	412,800	488,500

改正後

備考　この表は、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ　医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	212,181	251,594	286,773	306,126	340,297
	2	214,399	252,904	287,579	306,932	341,809
	3	216,516	254,215	288,285	307,638	343,321
	4	218,633	255,525	289,091	308,344	344,732
	5	220,649	256,735	289,897	309,150	346,244
	6	222,664	257,843	290,704	309,856	347,857
	7	224,680	258,851	291,510	310,561	349,470
	8	226,596	259,759	292,216	311,267	350,982
	9	228,410	260,867	292,921	312,073	352,494
	10	230,325	261,976	293,728	312,779	354,106
	11	232,240	263,085	294,534	313,585	355,719
	12	234,357	264,294	295,341	314,190	357,231
	13	236,071	265,504	296,147	314,795	358,743
	14	238,087	266,714	296,953	315,904	360,356
	15	240,304	267,923	297,659	317,113	361,969
	16	242,421	269,032	298,465	318,424	363,581
	17	244,538	270,040	299,272	319,633	365,093
	18	245,647	271,048	300,179	320,843	366,605
	19	246,655	272,157	300,985	321,952	368,218
	20	247,663	273,165	301,691	323,161	369,730
	21	248,771	274,274	302,497	324,471	371,041
	22	249,578	275,181	303,404	325,681	372,553
	23	250,485	275,987	304,312	326,891	374,065
	24	251,291	276,794	305,017	328,100	375,476

改正前

備考　この表は、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ　医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	202,597	241,706	276,581	295,631	328,894
	2	204,714	243,016	277,387	296,438	330,305
	3	206,831	244,327	278,093	297,143	331,716
	4	208,948	245,637	278,899	297,849	333,127
	5	210,963	246,846	279,706	298,554	334,538
	6	212,979	247,955	280,512	299,260	336,151
	7	214,995	248,963	281,318	299,965	337,663
	8	216,810	249,870	282,024	300,671	339,175
	9	218,624	250,979	282,729	301,477	340,586
	10	220,539	252,088	283,536	302,183	342,199
	11	222,454	253,197	284,342	302,989	343,710
	12	224,571	254,406	285,149	303,594	345,222
	13	226,284	255,616	285,955	304,199	346,634
	14	228,300	256,825	286,761	305,308	348,246
	15	230,518	258,035	287,467	306,416	349,758
	16	232,634	259,143	288,273	307,626	351,270
	17	234,751	260,151	289,080	308,735	352,782
	18	235,860	261,159	289,886	309,944	354,395
	19	236,868	262,268	290,692	311,053	356,007
	20	237,976	263,276	291,398	312,262	357,519
	21	239,085	264,385	292,204	313,472	358,830
	22	239,892	265,292	293,111	314,681	360,342
	23	240,799	266,098	294,019	315,891	361,854
	24	241,605	266,905	294,724	317,000	363,365

改正後					
25	252,199	277,600	305,723	329,310	376,887
26	253,106	278,406	306,630	330,519	378,399
27	254,013	279,213	307,537	331,729	379,911
28	254,920	280,019	308,344	332,939	381,322
29	255,727	280,725	309,150	334,249	382,733
30	256,533	281,531	310,158	335,459	384,346
31	257,239	282,337	311,166	336,769	385,757
32	258,045	283,144	312,174	337,979	387,269
33	258,751	283,950	313,182	339,188	388,479
34	259,355	284,757	314,291	340,297	389,588
35	259,960	285,361	315,400	341,507	390,797
36	260,666	286,168	316,307	342,716	391,906
37	261,371	287,075	317,315	344,026	392,914
38	261,976	287,881	318,424	345,236	393,720
39	262,581	288,688	319,532	346,446	394,628
40	263,085	289,393	320,540	347,554	395,736
41	263,589	290,099	321,548	348,462	396,744
42	264,194	290,905	322,758	349,671	397,752
43	264,798	291,712	323,967	350,780	398,760
44	265,302	292,417	325,076	351,889	399,668
45	265,706	293,123	326,084	352,796	400,474
46	266,310	293,929	327,193	353,703	401,280
47	266,714	294,736	328,302	354,711	402,188
48	267,117	295,441	329,411	355,618	402,994
49	267,520	296,147	330,519	356,526	403,498
50	268,024	296,953	331,527	357,433	404,304
51	268,528	297,558	332,535	358,441	405,111
52	269,032	298,264	333,644	359,348	405,917
53	269,334	298,969	334,652	359,852	406,320
54	269,637	299,675	335,559	360,759	407,026

改正前					
25	242,512	267,711	295,430	318,209	364,777
26	243,419	268,517	296,337	319,419	366,289
27	244,327	269,324	297,244	320,528	367,800
28	245,234	270,130	297,950	321,737	369,212
29	246,040	270,836	298,756	322,947	370,623
30	246,846	271,642	299,764	324,156	372,235
31	247,552	272,448	300,671	325,366	373,647
32	248,358	273,255	301,679	326,575	375,158
33	249,064	274,061	302,687	327,684	376,368
34	249,669	274,867	303,796	328,793	377,477
35	250,374	275,472	304,804	330,002	378,686
36	251,080	276,279	305,711	331,212	379,795
37	251,785	277,186	306,719	332,421	380,803
38	252,390	277,992	307,727	333,631	381,609
39	252,995	278,798	308,735	334,941	382,517
40	253,600	279,504	309,743	336,151	383,625
41	254,204	280,210	310,650	337,058	384,633
42	254,809	281,016	311,859	338,268	385,641
43	255,414	281,822	312,968	339,477	386,649
44	255,918	282,528	314,077	340,687	387,556
45	256,321	283,233	315,085	341,594	388,363
46	256,926	284,040	316,193	342,602	389,169
47	257,329	284,846	317,302	343,610	390,076
48	257,732	285,552	318,310	344,517	390,883
49	258,135	286,257	319,419	345,424	391,386
50	258,639	286,963	320,427	346,331	392,193
51	259,143	287,568	321,536	347,339	392,999
52	259,647	288,273	322,644	348,246	393,806
53	259,950	288,979	323,652	348,750	394,209
54	260,252	289,584	324,660	349,657	394,914

改正後						改正前					
55	269,939	300,381	336,467	361,465	407,731	55	260,555	290,289	325,668	350,363	395,620
56	270,242	300,985	337,475	362,372	408,336	56	260,857	290,894	326,676	351,270	396,225
57	270,544	301,691	338,382	363,077	408,739	57	261,159	291,599	327,583	351,976	396,628
58	270,846	302,497	339,188	363,380	409,243	58	261,462	292,305	328,591	352,278	397,132
59	271,149	303,203	340,196	363,783	409,848	59	261,764	293,011	329,599	352,681	397,737
60	271,451	303,808	341,103	364,388	410,453	60	262,067	293,615	330,506	353,286	398,341
61	271,754	304,312	342,011	364,993	410,856	61	262,369	294,119	331,413	353,891	398,745
62	272,056	305,017	342,716	365,698	411,360	62	262,671	294,724	332,119	354,596	399,248
63	272,358	305,723	343,422	366,404	411,864	63	262,974	295,430	332,825	355,302	399,752
64	272,661	306,328	344,026	367,009	412,368	64	263,276	296,034	333,429	355,907	400,256
65	272,963	306,832	344,631	367,714	412,973	65	263,578	296,538	334,034	356,612	400,861
66	273,266	307,436	345,337	368,218	413,477	66	263,881	297,143	334,740	357,116	401,365
67	273,568	308,142	345,942	368,823	414,082	67	264,183	297,849	335,344	357,721	401,970
68	273,870	308,848	346,546	369,428	414,687	68	264,486	298,453	335,949	358,326	402,575
69	274,173	309,452	347,151	369,730	415,191	69	264,788	299,058	336,554	358,628	403,079
70	274,475	309,956	347,353	370,234	415,695	70	265,090	299,663	336,756	359,132	403,583
71	274,778	310,561	347,756	370,637	416,098	71	265,393	300,268	337,159	359,535	403,986
72	274,979	311,065	348,260	371,141	416,501	72	265,594	300,873	337,663	360,039	404,389
73	275,181	311,670	348,865	371,645	416,803	73	265,796	301,477	338,268	360,543	404,691
74	275,483	312,073	349,369	372,149	417,307	74	266,098	301,981	338,771	361,047	405,195
75	275,786	312,376	349,873	372,653	417,711	75	266,401	302,385	339,275	361,551	405,599
76	275,987	312,678	350,276	373,057	418,114	76	266,602	302,788	339,679	361,954	406,002
77	276,189	312,980	350,881	373,359	418,517	77	266,804	303,090	340,283	362,257	406,405
78	276,491	313,283	351,385	373,661		78	267,106	303,392	340,787	362,559	
79	276,794	313,484	351,788	373,863		79	267,409	303,594	341,191	362,761	
80	276,995	313,787	352,292	374,165		80	267,610	303,896	341,695	363,063	
81	277,197	314,089	352,796	374,669		81	267,812	304,199	342,199	363,567	
82	277,499	314,291	353,098	374,972		82	268,114	304,400	342,501	363,869	
83	277,802	314,593	353,300	375,274		83	268,417	304,703	342,703	364,172	
84	278,003	314,896	353,602	375,577		84	268,618	305,005	343,005	364,474	

改正後

	85	278,205	315,097	354,006	375,980	
	86		315,299	354,409	376,282	
	87		315,500	354,711	376,585	
	88		315,702	355,014	376,887	
	89		316,105	355,316	377,290	
	90		316,307	355,518	377,593	
	91		316,508	355,921	377,794	
	92		316,710	356,223	378,097	
	93		317,113	356,425	378,399	
	94		317,315	356,727	378,802	
	95		317,516	357,030	379,205	
	96		317,819	357,231	379,609	
	97		318,121	357,433	380,113	
	98		318,323	357,735	380,516	
	99		318,524	358,038	380,919	
	100		318,827	358,239	381,322	
	101		319,129	358,441	381,826	
	102		319,331	358,642		
	103		319,532	359,046		
	104		319,835	359,247		
	105		320,137	359,449		
	106			359,751		
	107			360,154		
	108			360,558		
	109			360,759		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 221,657	基準給料月額 円 249,679	基準給料月額 円 281,430	基準給料月額 円 296,752	基準給料月額 円 325,681

備考　この表は、診療所等に勤務する薬剤師その他の職員に適用する。

改正前

	85	268,820	305,207	343,408	364,877	
	86		305,408	343,811	365,180	
	87		305,610	344,114	365,482	
	88		305,812	344,416	365,785	
	89		306,215	344,718	366,188	
	90		306,416	344,920	366,490	
	91		306,618	345,323	366,692	
	92		306,819	345,626	366,994	
	93		307,223	345,827	367,296	
	94		307,424	346,130	367,700	
	95		307,626	346,432	368,103	
	96		307,928	346,634	368,506	
	97		308,231	346,835	369,010	
	98		308,432	347,137	369,413	
	99		308,634	347,440	369,816	
	100		308,936	347,641	370,220	
	101		309,239	347,843	370,724	
	102		309,440	348,045		
	103		309,642	348,448		
	104		309,944	348,649		
	105		310,247	348,851		
	106			349,153		
	107			349,557		
	108			349,960		
	109			350,161		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 202,900	基準給料月額 円 229,711	基準給料月額 円 259,345	基準給料月額 円 273,456	基準給料月額 円 300,167

備考　この表は、診療所等に勤務する薬剤師その他の職員に適用する。

改正後

ウ　医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	234,357	267,822	307,134	320,742	345,034
	2	236,272	269,939	307,638	321,246	346,042
	3	238,087	272,157	308,142	321,750	347,050
	4	239,800	274,374	308,646	322,254	348,058
	5	241,514	276,592	309,049	322,758	349,167
	6	243,429	277,600	309,553	323,262	350,377
	7	245,344	278,406	310,057	323,867	351,586
	8	247,058	279,314	310,460	324,270	352,796
	9	248,771	280,120	310,864	324,774	353,804
	10	250,687	281,229	311,368	325,278	355,014
	11	252,602	282,337	311,872	325,883	356,223
	12	254,517	283,245	312,376	326,387	357,332
	13	256,331	284,051	312,779	326,790	358,441
	14	258,347	284,757	313,283	327,395	359,550
	15	260,363	285,462	313,686	328,100	360,759
	16	262,379	286,269	314,190	328,705	361,868
	17	264,395	287,377	314,694	329,411	362,977
	18	266,411	288,285	315,097	330,318	364,085
	19	268,528	289,192	315,601	331,225	365,194
	20	270,544	290,099	316,004	332,132	366,303
	21	272,459	291,107	316,508	332,939	367,412
	22	273,669	292,115	316,912	333,947	368,621
	23	274,778	293,022	317,416	334,854	369,730
	24	275,786	294,030	317,819	335,660	370,839
	25	276,894	294,837	318,323	336,467	371,847

改正前

ウ　医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	223,462	256,724	296,236	309,743	333,429
	2	225,377	258,841	296,740	310,247	334,437
	3	227,191	261,059	297,244	310,750	335,445
	4	228,905	263,276	297,748	311,254	336,352
	5	230,618	265,494	298,151	311,758	337,360
	6	232,534	266,501	298,655	312,262	338,570
	7	234,348	267,308	299,159	312,867	339,779
	8	236,061	268,215	299,562	313,270	340,989
	9	237,775	269,021	299,965	313,774	341,896
	10	239,690	270,130	300,469	314,278	343,106
	11	241,605	271,239	300,973	314,883	344,214
	12	243,520	272,146	301,477	315,387	345,323
	13	245,335	272,952	301,881	315,790	346,331
	14	247,350	273,658	302,385	316,395	347,440
	15	249,366	274,363	302,788	317,101	348,549
	16	251,382	275,170	303,292	317,705	349,657
	17	253,398	276,279	303,796	318,310	350,766
	18	255,414	277,186	304,199	319,217	351,875
	19	257,531	278,093	304,703	320,024	352,984
	20	259,547	279,000	305,106	320,931	354,092
	21	261,462	280,008	305,610	321,737	355,201
	22	262,671	281,016	306,013	322,644	356,411
	23	263,780	281,923	306,517	323,551	357,519
	24	264,889	282,931	306,920	324,358	358,628
	25	265,998	283,737	307,424	325,164	359,636

改正後					
26	277,701	295,744	318,928	337,374	373,157
27	278,507	296,651	319,633	338,281	374,468
28	279,314	297,558	320,339	339,188	375,778
29	280,120	298,566	321,044	339,995	376,988
30	280,826	299,272	321,750	341,103	378,500
31	281,531	299,977	322,456	342,212	380,012
32	282,136	300,683	323,262	343,321	381,524
33	282,841	301,288	324,068	344,530	382,733
34	283,446	301,893	324,875	345,538	384,245
35	284,051	302,397	325,580	346,647	385,656
36	284,555	302,800	326,286	347,756	387,068
37	285,059	303,203	327,092	348,865	388,479
38	285,765	303,808	327,899	349,974	389,487
39	286,470	304,312	328,705	351,082	390,898
40	287,176	304,715	329,511	352,191	392,208
41	287,881	305,118	330,217	352,998	393,519
42	288,486	305,622	331,124	354,106	394,930
43	289,192	306,025	332,132	355,215	396,240
44	289,797	306,529	333,039	356,223	397,551
45	290,603	307,033	333,947	357,130	399,063
46	291,309	307,436	334,955	358,038	400,272
47	292,014	307,940	335,963	359,046	401,381
48	292,619	308,344	336,870	360,054	402,591
49	293,123	308,848	337,777	361,263	403,699
50	293,627	309,251	338,684	362,574	404,607
51	294,030	309,755	339,692	363,783	405,615
52	294,433	310,259	340,700	364,993	406,522
53	294,736	310,662	341,507	365,900	407,127
54	295,240	311,065	342,414	367,109	407,933
55	295,643	311,569	343,422	368,218	408,739
56	296,046	311,972	344,329	369,529	409,546
57	296,449	312,476	345,236	370,537	410,251

改正前					
26	266,804	284,645	308,029	325,971	360,946
27	267,711	285,552	308,735	326,878	362,257
28	268,517	286,459	309,440	327,785	363,567
29	269,324	287,467	310,146	328,490	364,777
30	270,029	288,172	310,851	329,599	366,289
31	270,735	288,878	311,557	330,708	367,800
32	271,440	289,584	312,363	331,716	369,312
33	272,247	290,188	313,069	332,825	370,522
34	272,852	290,793	313,875	333,833	372,034
35	273,456	291,297	314,581	334,941	373,445
36	273,960	291,700	315,286	336,050	374,856
37	274,565	292,103	315,992	337,159	376,267
38	275,271	292,708	316,798	338,268	377,275
39	275,976	293,212	317,605	339,376	378,686
40	276,682	293,615	318,411	340,485	379,997
41	277,387	294,019	319,016	341,291	381,307
42	277,992	294,522	319,923	342,400	382,718
43	278,698	294,926	320,931	343,509	384,028
44	279,302	295,430	321,838	344,517	385,339
45	280,109	295,934	322,644	345,424	386,851
46	280,814	296,337	323,652	346,331	388,060
47	281,520	296,841	324,660	347,339	389,169
48	282,125	297,244	325,567	348,347	390,379
49	282,629	297,748	326,475	349,557	391,487
50	283,133	298,151	327,382	350,867	392,394
51	283,536	298,655	328,390	352,076	393,402
52	283,939	299,159	329,398	353,286	394,310
53	284,241	299,562	330,204	354,193	394,914
54	284,745	299,965	331,111	355,403	395,721
55	285,149	300,469	332,119	356,511	396,527
56	285,552	300,873	333,026	357,822	397,333
57	285,955	301,377	333,933	358,830	398,039

改正後					
58	296,853	313,182	346,143	371,444	410,957
59	297,155	313,888	347,151	372,553	411,663
60	297,457	314,593	348,058	373,762	412,267
61	297,861	315,299	348,966	374,871	412,872
62	298,264	316,206	350,074	376,081	413,477
63	298,667	317,113	351,284	377,290	414,183
64	298,969	317,819	352,494	378,298	414,787
65	299,272	318,524	353,199	379,306	415,493
66	299,675	319,432	354,308	380,314	415,997
67	300,078	320,238	355,417	381,423	416,602
68	300,381	321,044	356,324	382,532	417,106
69	300,784	321,750	357,433	383,338	417,509
70	301,288	322,657	358,138	384,447	418,114
71	301,691	323,564	359,247	385,556	418,517
72	301,993	324,371	360,356	386,564	418,819
73	302,397	325,278	361,465	387,269	419,122
74	302,900	326,084	362,674	388,076	419,626
75	303,404	326,991	363,783	388,882	420,029
76	303,908	327,899	364,892	389,588	420,331
77	304,412	328,705	366,001	390,192	420,634
78	304,916	329,612	367,109	390,696	421,138
79	305,521	330,519	368,117	391,200	421,642
80	305,924	331,326	369,226	391,704	422,045
81	306,428	331,830	370,133	392,309	422,347
82	306,832	332,535	371,141	392,813	422,751
83	307,336	333,342	372,049	393,317	423,255
84	307,840	334,148	373,057	393,821	423,658
85	308,243	334,955	373,964	394,224	424,061
86	308,646	335,761	374,770	394,628	
87	309,150	336,769	375,577	395,232	
88	309,654	337,777	376,383	395,736	
89	310,057	338,684	376,988	396,039	

改正前					
58	286,358	302,082	334,840	359,737	398,745
59	286,660	302,788	335,848	360,846	399,450
60	286,963	303,493	336,756	362,055	400,055
61	287,366	304,199	337,663	363,164	400,660
62	287,769	305,106	338,771	364,373	401,264
63	288,172	306,013	339,981	365,583	401,970
64	288,475	306,719	341,191	366,591	402,575
65	288,777	307,424	341,896	367,599	403,280
66	289,180	308,331	343,005	368,607	403,784
67	289,584	309,138	344,114	369,716	404,389
68	289,886	309,944	345,021	370,824	404,893
69	290,289	310,650	346,130	371,631	405,296
70	290,793	311,557	346,835	372,739	405,901
71	291,196	312,464	347,944	373,848	406,304
72	291,499	313,270	349,053	374,856	406,607
73	291,902	314,178	350,161	375,562	406,909
74	292,406	314,984	351,371	376,368	407,413
75	292,910	315,891	352,480	377,174	407,816
76	293,414	316,798	353,588	377,880	408,118
77	293,918	317,605	354,697	378,485	408,421
78	294,422	318,512	355,806	378,989	408,925
79	295,026	319,520	356,814	379,493	409,429
80	295,430	320,427	357,923	379,997	409,832
81	295,934	320,931	358,830	380,601	410,134
82	296,337	321,737	359,838	381,105	410,538
83	296,841	322,644	360,745	381,609	411,042
84	297,345	323,451	361,753	382,113	411,445
85	297,748	324,257	362,660	382,517	411,848
86	298,151	325,164	363,466	382,920	
87	298,655	326,172	364,273	383,524	
88	299,159	327,180	365,079	384,028	
89	299,562	328,087	365,684	384,331	

改正後				
90	310,561	339,692	377,593	396,543
91	311,065	340,700	378,197	396,845
92	311,569	341,708	378,802	397,148
93	312,073	342,515	379,205	397,752
94	312,376	343,220	379,609	398,256
95	312,880	343,926	380,113	398,760
96	313,384	344,530	380,516	399,264
97	313,888	344,934	381,020	399,869
98	314,392	345,236	381,423	400,373
99	314,795	345,740	381,927	400,877
100	315,198	346,345	382,330	401,280
101	315,601	346,748	382,633	401,885
102	316,004	347,252	383,136	402,389
103	316,408	347,857	383,439	402,893
104	316,710	348,361	383,741	403,397
105	317,012	348,764	384,144	404,002
106	317,416	349,268	384,648	404,405
107	317,819	349,772	385,152	404,909
108	318,121	350,276	385,656	405,413
109	318,323	350,679	386,160	406,018
110	318,625	350,982	386,664	
111	318,827	351,284	387,168	
112	319,129	351,586	387,572	
113	319,432	351,889	387,975	
114	319,633	352,292	388,378	
115	319,936	352,594	388,882	
116	320,137	352,897	389,386	
117	320,440	353,098	389,789	
118	320,641	353,401	390,293	
119	320,944	353,703	390,797	
120	321,246	353,905	391,301	
121	321,548	354,106	391,604	

改正前				
90	300,066	329,095	366,289	384,835
91	300,570	330,103	366,893	385,137
92	301,074	331,111	367,498	385,440
93	301,578	331,917	367,901	386,044
94	301,981	332,623	368,304	386,548
95	302,485	333,329	368,808	387,052
96	303,090	333,933	369,212	387,556
97	303,695	334,437	369,716	388,161
98	304,199	334,740	370,119	388,665
99	304,703	335,244	370,623	389,169
100	305,207	335,848	371,026	389,572
101	305,610	336,252	371,328	390,177
102	306,114	336,756	371,832	390,681
103	306,517	337,360	372,135	391,185
104	306,920	337,864	372,437	391,689
105	307,323	338,268	372,840	392,294
106	307,727	338,771	373,344	392,697
107	308,130	339,275	373,848	393,201
108	308,432	339,779	374,352	393,705
109	308,634	340,183	374,856	394,310
110	308,936	340,485	375,360	
111	309,138	340,787	375,864	
112	309,440	341,090	376,267	
113	309,743	341,392	376,670	
114	309,944	341,795	377,074	
115	310,247	342,098	377,578	
116	310,448	342,400	378,082	
117	310,750	342,602	378,485	
118	310,952	342,904	378,989	
119	311,254	343,206	379,493	
120	311,557	343,408	379,997	
121	311,859	343,610	380,299	

改正後						改正前					
	122	321, 851	354, 409				122	312, 162	343, 912		
	123	322, 153	354, 711				123	312, 464	344, 214		
	124	322, 456	355, 014				124	312, 766	344, 517		
	125	322, 657	355, 215				125	312, 968	344, 718		
	126	322, 859	355, 518				126	313, 170	345, 021		
	127	323, 161	355, 820				127	313, 472	345, 323		
	128	323, 564	356, 022				128	313, 875	345, 525		
	129	323, 766	356, 223				129	314, 077	345, 726		
	130	324, 068	356, 425				130	314, 379	345, 928		
	131	324, 371	356, 727				131	314, 681	346, 230		
	132	324, 774	356, 929				132	315, 085	346, 432		
	133	324, 975	357, 231				133	315, 286	346, 734		
	134	325, 278	357, 634				134	315, 589	347, 137		
	135	325, 580	358, 038				135	315, 891	347, 541		
	136	325, 883	358, 441				136	316, 193	347, 944		
	137	326, 084	358, 743				137	316, 395	348, 246		
	138	326, 387	359, 146				138	316, 697	348, 649		
	139	326, 689	359, 550				139	317, 000	349, 053		
	140	326, 991	359, 953				140	317, 302	349, 456		
	141	327, 193	360, 255				141	317, 504	349, 758		
	142	327, 495	360, 658				142	317, 806	350, 161		
	143	327, 899	360, 961				143	318, 209	350, 464		
	144	328, 201	361, 364				144	318, 512	350, 867		
	145	328, 403	361, 666				145	318, 713	351, 169		
	146	328, 604	362, 070				146	318, 915	351, 572		
	147	328, 907	362, 473				147	319, 217	351, 976		
	148	329, 209	362, 876				148	319, 520	352, 379		
	149	329, 411	363, 178				149	319, 721	352, 681		
	150	329, 612	363, 581				150	319, 923	353, 084		
	151	329, 915	363, 985				151	320, 225	353, 488		
	152	330, 217	364, 388				152	320, 528	353, 891		
	153	330, 620	364, 690				153	320, 931	354, 193		

改正後

	154	330,822				
	155	331,023				
	156	331,326				
	157	331,628				
	158	331,931				
	159	332,233				
	160	332,535				
	161	332,939				
	162	333,241				
	163	333,543				
	164	333,846				
	165	334,249				
	166	334,551				
	167	334,854				
	168	335,156				
	169	335,559				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 272,560	基準給料月額 円 294,937	基準給料月額 円 303,304	基準給料月額 円 315,097	基準給料月額 円 333,644

備考　この表は、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員に適用する。

別表第３（第４条関係）

行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
１級	主事、技師、保健師、助産師、保育士又は栄養士の職務
２級	主任、主任技師、主任保健師、主任助産師、主任保育士又は主任栄養士の職務

改正前

	154	321,132				
	155	321,334				
	156	321,636				
	157	321,939				
	158	322,241				
	159	322,544				
	160	322,846				
	161	323,249				
	162	323,551				
	163	323,854				
	164	324,156				
	165	324,559				
	166	324,862				
	167	325,164				
	168	325,467				
	169	325,870				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 250,777	基準給料月額 円 271,844	基準給料月額 円 279,504	基準給料月額 円 290,390	基準給料月額 円 307,525

備考　この表は、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員に適用する。

別表第３（第４条関係）

行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
１級	主事、技師、保健師、助産師、保育士又は栄養士の職務
２級	主任の職務

改正後		改正前	
３級	主査の職務	３級	主査又は専門的な知識経験を有する者として規則で定める者の職務
４級	副主幹又は上席主査の職務	４級	副主幹、上席主査又は高度の専門的な知識経験を有する者として規則で定める者の職務
５級	（１）　主幹又は参事の職務 （２）　消防署の副署長の職務	５級	主幹、室長（６級の室長を除く。）又は主幹と同等の職務
６級	（１）　課長、室長、推進監又はセンター長の職務 （２）　議会事務局の次長の職務 （３）　農業委員会事務局の局長の職務 （４）　消防次長の職務 （５）　消防署の署長又は困難な業務を行う副署長の職務	６級	課長、室長、推進監、センター長、所長、事務局長又は次長の職務（５級の室長並びに７級の所長及び事務局長を除く。）
７級	（１）　部長、政策監、福祉事務所長又は会計管理者の職務 （２）　議会事務局長の職務 （３）　教育次長の職務 （４）　消防長の職務	７級	部長、政策監、議会事務局長、教育次長、福祉事務所長、会計管理者又は消防長の職務

（資料）北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例　新旧対照表

【第２条関係】北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年北秋田市条例第37号）の一部改正

改正後	改正前
（期末手当） 第24条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.５を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対して支給する期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に、100分の72.５を乗じて得た額とし、基準日以前の在職期間による支給額の調整は、同項の例によるものとする。 ４～６　（略）	（期末手当） 第24条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の128.75を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対して支給する期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に、100分の73.75を乗じて得た額とし、基準日以前の在職期間による支給額の調整は、同項の例によるものとする。 ４～６　（略）
（勤勉手当） 第27条　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、100分の107.５を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.５を乗じて得た額の総額 ３～５　（略）	（勤勉手当） 第27条　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、100分の108.75を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の53.75を乗じて得た額の総額 ３～５　（略）

（資料）北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例　新旧対照表

【第３条関係】北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例（平成17年北秋田市条例第35号）の一部改正

改正後	改正前
（期末手当） 第４条　市長等の受ける期末手当の支給については、北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年北秋田市条例第37号。以下「条例」という。）の適用を受ける職員（管理監督職員を除く。）の例による。この場合において、期末手当の額は、給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、100分の176.25を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第４条　市長等の受ける期末手当の支給については、北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年北秋田市条例第37号。以下「条例」という。）の適用を受ける職員（管理監督職員を除く。）の例による。この場合において、期末手当の額は、給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、100分の171.25を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。

（資料）北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例　新旧対照表

【第４条関係】北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例（平成17年北秋田市条例第35号）の一部改正

改正後	改正前
（期末手当） 第４条　市長等の受ける期末手当の支給については、北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年北秋田市条例第37号。以下「条例」という。）の適用を受ける職員（管理監督職員を除く。）の例による。この場合において、期末手当の額は、給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、100分の173.75を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第４条　市長等の受ける期末手当の支給については、北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年北秋田市条例第37号。以下「条例」という。）の適用を受ける職員（管理監督職員を除く。）の例による。この場合において、期末手当の額は、給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、100分の176.25を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。

（資料）北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例　新旧対照表

【第５条関係】北秋田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年北秋田市条例第32号）の一部改正

改正後	改正前
（期末手当） 第６条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、退職、失職又は死亡の日現在）における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、100分の176.25を乗じて得た額に、基準日以前６ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３　（略）	（期末手当） 第６条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、退職、失職又は死亡の日現在）における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、100分の171.25を乗じて得た額に、基準日以前６ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３　（略）

（資料）北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例　新旧対照表

【第６条関係】北秋田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年北秋田市条例第32号）の一部改正

改正後	改正前
（期末手当） 第６条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、退職、失職又は死亡の日現在）における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、100分の173.75を乗じて得た額に、基準日以前６ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３　（略）	（期末手当） 第６条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、退職、失職又は死亡の日現在）における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、100分の176.25を乗じて得た額に、基準日以前６ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３　（略）

（資料）北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例　新旧対照表

【第７条関係】北秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和５年北秋田市条例第32号）の一部改正

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等）
第８条　（略）
２　特定任期付職員に対する給与条例第24条第２項及び第27条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第24条第２項中「100分の128.75」とあるのは「100分の98.75」と、給与条例第27条第２項第１号中「100分の108.75」とあるのは「100分の91.25」とする。

別表（第７条関係）
特定任期付職員給料表
<table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td>422,347円</td></tr><tr><td>2</td><td>473,755円</td></tr><tr><td>3</td><td>529,194円</td></tr><tr><td>4</td><td>597,738円</td></tr><tr><td>5</td><td>682,409円</td></tr><tr><td>6</td><td>796,312円</td></tr><tr><td>7</td><td>930,374円</td></tr></table></td><td>（特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等）
第８条　（略）
２　特定任期付職員に対する給与条例第24条第２項及び第27条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第24条第２項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第27条第２項第１号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。

別表（第７条関係）
特定任期付職員給料表
<table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td>408,219円</td></tr><tr><td>2</td><td>458,617円</td></tr><tr><td>3</td><td>512,038円</td></tr><tr><td>4</td><td>578,563円</td></tr><tr><td>5</td><td>660,207円</td></tr><tr><td>6</td><td>771,081円</td></tr><tr><td>7</td><td>900,099円</td></tr></table></td></tr>
</table>

（資料）北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例　新旧対照表

【第８条関係】北秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和５年北秋田市条例第32号）の一部改正

改正後	改正前
（特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等） 第８条　（略） ２　特定任期付職員に対する給与条例第24条第２項及び第27条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第24条第２項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第27条第２項第１号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と、「総額」とあるのは「総額（任命権者又はその委任を受けた者に所属する職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に３を超えない範囲内で当該職員の数に応じて規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で市長の承認を受けた額）」とする。	（特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等） 第８条　（略） ２　特定任期付職員に対する給与条例第24条第２項及び第27条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第24条第２項中「100分の128.75」とあるのは「100分の98.75」と、給与条例第27条第２項第１号中「100分の108.75」とあるのは「100分の91.25」 とする。

（資料）北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例　新旧対照表

【第９条関係】北秋田市消防職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年北秋田市条例第220号）の一部改正

改正後	改正前
（特殊勤務手当の種類等） 第２条　（略） ２～６　（略） ７　緊急消防援助隊派遣手当は、緊急消防援助隊として派遣され、その業務に従事した職員に、次の区分により支給する。ただし、緊急消防援助隊派遣手当を支給するときは、他の特殊勤務手当は支給しない。 （１）　異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う避難救助作業等に従事した職員に、１日当たり1,120円 （２）　当該重大な災害について、大規模な災害として災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されるなど市長が認める災害に該当する場合に、１日当たり1,440円 （３）　（略）	（特殊勤務手当の種類等） 第２条　（略） ２～６　（略） ７　緊急消防援助隊派遣手当は、緊急消防援助隊として派遣され、その業務に従事した職員に、次の区分により支給する。ただし、緊急消防援助隊派遣手当を支給するときは、他の特殊勤務手当は支給しない。 （１）　異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う避難救助作業等に従事した職員に、１日当たり840円 （２）　当該重大な災害について、大規模な災害として災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されるなど市長が認める災害に該当する場合に、１日当たり1,080円 （３）　（略）

《議案第 91 号資料》

北秋田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要

1　改正理由

人事院及び秋田県人事委員会が行った公務員給与に関する勧告の趣旨に鑑み、一般職の職員に支給される給与、特別職の職員に支給される期末手当等の改定並びに国及び県における給与制度の取扱いを踏まえた所要の規定の整備を行うため改正するもの。

2　改正の概要

（1）北秋田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第１条による改正）

① 勤務１回に係る宿日直手当の上限額を 7,500 円（現行 7,050 円）に引き上げることとする（第 20 条関係）。

② 令和８年 12 月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合を、次のとおり引き上げることとする（第 24 条及び第 27 条関係）。

区　　分	６月	12 月	合　　計
期末手当	126.25/100	128.75/100 (126.25/100)	255/100 (252.5/100)
勤勉手当	106.25/100	108.75/100 (106.25/100)	215/100 (212.5/100)
合　　計	232.5/100	237.5/100 (232.5/100)	470/100 (465/100)

※括弧内は現行。再任用職員についても支給割合の引上げを実施する。(0.05 月／年)

③ 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の上限額を 418,600 円（現行 417,600 円）等に引き上げることとする（第 29 条関係）。

④ 一般職に係る給料表の給料月額を引き上げることとする（別表第１及び別表第２関係）。

⑤ 国及び秋田県における給与制度の取扱いを踏まえ、所要の規定の整備を行う（第５条及び別表第３関係）。

施行期日等　：公布の日から施行し、①③④の改正事項は令和８年４月１日から適用する。

（2）北秋田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第２条による改正）

令和９年度に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合を、次のとおりとする（第 24 条及び第 27 条関係）。

区　　分	６月	12 月	合　　計
期末手当	127.5/100	127.5/100	255/100
勤勉手当	107.5/100	107.5/100	215/100
合　　計	235/100	235/100	470/100

※再任用職員についても同様に支給割合の改正を実施。

施行期日：令和９年４月１日から施行する。

（3）北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第３条による改正）

令和８年 12 月に支給される期末手当の支給割合を、次のとおり引き上げることとする。

支給月	改正前	改正後
６月	171.25/100	171.25/100
12 月	171.25/100	176.25/100
年間支給割合	342.5/100	347.5/100

施行期日：公布の日から施行する。

（４）北秋田市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第４条による改正）

令和９年度に支給される期末手当の支給割合を、次のとおり改正する。

支給月	改正前	改正後
６月	171.25/100	173.75/100
12 月	176.25/100	173.75/100
年間支給割合	347.5/100	347.5/100

施行期日：令和９年４月１日から施行する。

（５）北秋田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第５条による改正）

令和８年 12 月に支給される期末手当の支給割合を、次のとおり引き上げることとする。

支給月	改正前	改正後
６月	171.25/100	171.25/100
12 月	171.25/100	176.25/100
年間支給割合	342.5/100	347.5/100

施行期日：公布の日から施行する。

（６）北秋田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第６条による改正）

令和９年度に支給される期末手当の支給割合を、次のとおり改正する。

支給月	改正前	改正後
６月	171.25/100	173.75/100
12 月	176.25/100	173.75/100
年間支給割合	347.5/100	347.5/100

施行期日：令和９年４月１日から施行する。

（７）北秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第７条による改正）

① 令和８年 12 月に支給される特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、次のとおり引き上げることとする（第８条関係）。

区　　分	６月	12 月	合　　計
期末手当	96.25/100	98.75/100 (96.25/100)	195/100 (192.5/100)
勤勉手当	88.75/100	91.25/100 (88.75/100)	180/100 (177.5/100)

合　　計	185/100	190/100 (185/100)	375/100 (370/100)

※括弧内は現行

② 特定任期付職員に係る給料表の給料月額を引き上げることとする（別表関係）。

施行期日等　：公布の日から施行し、②の改正事項は令和８年４月１日から適用する。

（８）北秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第８条による改正）

令和９年度に支給される特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、次のとおりとする（第８条関係）。

区　　分	６月	12 月	合　　計
期末手当	97.5/100	97.5/100	195/100
勤勉手当	90/100	90/100	180/100
合　　計	187.5/100	187.5/100	375/100

施行期日：令和９年４月１日から施行する。

（９）北秋田市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（第９条による改正）

緊急消防援助隊として派遣され、その業務に従事した消防職員に対する手当の額を次のとおり引き上げる（第２条関係）。

区　　分	改正前	改正後
重大な災害	１日当たり 840 円	１日当たり 1,120 円
大規模な災害 （災害救助法適用等）	１日当たり 1,080 円	１日当たり 1,440 円

※避難救助作業等が著しく危険と認める区域（災害対策基本法に基づく措置がなされた区域等）で行われた場合において、支給額を２倍とする規定は、現行どおりとする。

施行期日等：公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

議案第92号

北秋田市債権の放棄に関する条例の制定について

北秋田市債権の放棄に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年12月１日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

市の債権の放棄及びその他債権に関する事務の処理に関し必要な事項を定めることにより、市の債権の放棄の適正化を図るため、所要の規定を定めるものである。

北秋田市条例第　号

北秋田市債権の放棄に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、市が有する債権の放棄その他債権に関する事務処理について必要な事項を定めることにより、債権の放棄の適正化を図り、もって市の公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　市の債権　金銭の給付を目的とする市の権利をいう。

（２）　公債権　市の債権のうち、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方税に係るもの及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の３第１項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入に係るものをいう。

（３）　強制徴収公債権　公債権のうち、地方税法に規定する徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）又は地方税法の滞納処分の例により処分することができるものをいう。

（４）　非強制徴収公債権　公債権のうち、強制徴収公債権以外のものをいう。

（５）　私債権　市の債権のうち、公債権以外のものをいう。

（６）　非強制徴収債権　非強制徴収公債権及び私債権をいう。

（７）　市長　市長及び水道事業管理者の権限を行う市長をいう。

（法令等との関係）

第３条　市の債権の放棄その他債権に関する事務の処理については、法令及び条例等（以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（市長の責務）

第４条　市長は、法令等の規定に基づき、適切かつ効率的な債権の徴収等に努めなければならない。

２　市長は、市の債権の放棄の適正化を図るため、債権の放棄その他債権に関する事務の処理についての手続を整えるとともに、当該事務の処理について必要な調整を行う

ものとする。

（債務者に関する情報の利用）

第５条　市長は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、当該市の債権の放棄その他債権に関する事務を効果的に処理するため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、当該債務者の情報（国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 127 条及び地方税法第 22 条の秘密に該当する情報を除く。）を、その保有するに当たって特定された利用の目的以外の目的のために利用し、又は相互に提供し、若しくは収集することができる。

２　市長は、前項の規定により利用し、又は収集した情報を市の債権の放棄その他債権に関する事務以外の事務に利用してはならない。

（債権の放棄）

第６条　市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。ただし、非強制徴収債権（同一の債務者に係る同一の名称の非強制徴収債権であって、これに係る損害賠償金等を除く。）の額の総額が 100 万円以上の場合は、この限りでない。

（１）　債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の適用を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。

（２）　破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第１項、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 204 条第１項その他の法令の規定により、債務者が当該非強制徴収債権についてその責任を免れたとき。

（３）　消滅時効に係る時効の援用を要する債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。

（４）　強制執行及び債権の申出等の措置を採ったにもかかわらず、なお債務が完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。

（５）　徴収停止の措置を採った当該非強制徴収債権について、徴収停止の日から１年を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。

（６） 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合、その相続人の全員が相続の放棄をした場合又はその相続人の存在が明らかでない場合であって、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の債権の金額の合計を超えないと見込まれるとき。

（７） 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、かつ、徴収の見込みがないと認められるとき。

２　前項の規定にかかわらず、非強制徴収債権について、債務者と共に債務を負担する者その他弁済の責任を負うべき他の者があり、それらの者が同項各号のいずれにも該当しないときは、放棄することができない。

（報告）

第７条　市長は、前条の規定により非強制徴収債権を放棄をしたときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例は、この条例の施行の日前に発生した市の債権についても適用する。

（北秋田市営住宅条例の一部改正）

第３条　北秋田市営住宅条例（平成 17 年北秋田市条例第 193 号）の一部を次のように改正する。

第 53 条の２を削る。

（北秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部改正）

第４条　北秋田市特定公共賃貸住宅条例（平成 17 年北秋田市条例第 194 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の２を削る。

（北秋田市水道事業給水条例の一部改正）

第５条　北秋田市水道事業給水条例（平成 17 年北秋田市条例第 274 号）の一部を次のよ

うに改正する。

第 37 条を次のように改める。

第 37 条　削除

（資料）北秋田市債権の放棄に関する条例　新旧対照表

【附則第３条関係】北秋田市営住宅条例（平成17年北秋田市条例第193号）の一部改正

改正後	改正前
	（債権の放棄） 第53条の２　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、家賃に係る債権その他の市営住宅及び共同施設等の使用及び管理に係る債権について、当該債権を放棄することができる。 （１）　民法（明治29年法律第89号）第166条第１項第１号の消滅時効を経過したとき。 （２）　破産法（平成16年法律第75号）第253条第１項その他の法令の規定により債務者が債権につきその責を免れたとき。

（資料）北秋田市債権の放棄に関する条例　新旧対照表

【附則第４条関係】北秋田市特定公共賃貸住宅条例（平成17年北秋田市条例第194号）の一部改正

改正後	改正前
	（債権の放棄） 第18条の２　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、家賃に係る債権その他の特定公共賃貸住宅及び共同施設等の使用及び管理に係る債権について、当該債権を放棄することができる。 （１）　債権につき民法（明治29年法律第89号）第166条第１項第１号に規定された消滅時効に係る時効期間が経過したとき。 （２）　破産法（平成16年法律第75号）第253条第１項その他の法令の規定により債務者が債権につきその責を免れたとき。

（資料）北秋田市債権の放棄に関する条例　新旧対照表

【附則第５条関係】北秋田市水道事業給水条例（平成17年北秋田市条例第274号）の一部改正

改正後	改正前
第37条　削除	（債権の放棄） 第37条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、料金の債権（以下「債権」という。）を放棄することができる。 （１）　当該債権につき民法（明治29年法律第89号）第166条第１項第１号に規定された消滅時効に係る時効期間が経過したとき。 （２）　破産法（平成16年法律第75号）第253条第１項その他の法令の規定により債務者が債権につきその責を免れたとき。

議案第 92 号資料

北秋田市債権の放棄に関する条例の制定について

１　提案理由

市が有する債権の放棄その他債権に関する事務処理について必要な事項を定めることにより、債権の放棄の適正化を図り、もって市の公正かつ円滑な行財政運営に資するため、新たにこの条例を制定するものである。

２　制定趣旨

（１）　債務者に関する情報の利用（第５条関係）

市の債権の放棄その他債権に関する事務を効果的に処理するため、必要な限度において、関係部局間で債務者の情報を利用・提供・収集することができることとする。また、取得した情報は当該事務以外の事務に利用してはならないこととする。

（２）債権の放棄（第６条関係）

非強制徴収債権が次の放棄事由のいずれかに該当する場合は、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができることとする。

①生活困窮	債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。
②破産免責	破産法、会社更生法その他の法令の規定により、債務者が当該非強制徴収債権についてその責任を免れたとき。
③時効期間満了	消滅時効に係る時効の援用を要する債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
④強制執行後の無資力	強制執行及び債権の申出等の措置を採ったにもかかわらず、なお債務が完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。

⑤徴収停止後も無資力	徴収停止の措置を採った当該非強制徴収債権について、徴収停止の日から１年を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
⑥相続放棄等	債務者が死亡し、その相続人の全員が相続の放棄をした場合等であって、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の債権の金額の合計を超えないと見込まれるとき。
⑦失踪、行方不明等	債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、かつ、徴収の見込みがないと認められるとき。

ただし、同一の債務者について、同じ種類の非強制徴収債権の総額が 100 万円以上ある場合は、本条例による債権放棄の適用除外とする。

また、当該非強制徴収債権について、債務者と共に債務を負担する者その他弁済の責を負う他の者があり、それらの者が上記の放棄事由に該当しない場合は放棄できないこととする。

（３）議会への報告（第７条関係）

本条例に基づき債権を放棄した場合は、その内容を議会に報告することとする。

（４）関係条例の一部改正（附則第３条、第４条及び第５条関係）

次の条例に既に規定されている債権放棄に関する規定を削除し、本条例の取扱いに統一する。

・北秋田市営住宅条例

・北秋田市特定公共賃貸住宅条例

・北秋田市水道事業給水条例

３　施行期日（附則第１条及び第２条関係）

この条例は、公布の日から施行する。なお、施行日前に発生した市の債権についても適用する。

議案第 93 号

北秋田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年 12 月１日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

コンビニ交付サービスの利用促進及び市民の利便性向上を図るため、コンビニ交付に係る手数料の改定について、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第　号

北秋田市手数料条例の一部を改正する条例

北秋田市手数料条例(平成17年北秋田市条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表第１の１の項中「450円」の次に「（多機能端末機（北秋田市印鑑条例（平成17年北秋田市条例第17号）第12条第２項に規定する多機能端末機をいう。以下同じ。）により交付する場合にあっては、１通につき350円）」を加える。

別表第１の９の項、10の項及び12の３の項中「200円」の次に「（多機能端末機により交付する場合にあっては、１通につき100円）」を加える。

別表第１の13の項中「(平成17年北秋田市条例第17号)」を削る。

別表第１の15の項及び19の項中「200円」の次に「（多機能端末機により交付する場合にあっては、１通につき100円）」を加える。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（資料）北秋田市手数料条例の一部を改正する条例　新旧対照表

改正後

別表第１（第２条関係）

	手数料の名称	手数料の金額
1	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第１項、第10条の２第１項から第５項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第１項、第120条の２第１項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付に係る手数料	１通につき　450円（多機能端末機（北秋田市印鑑条例（平成17年北秋田市条例第17号）第12条第２項に規定する多機能端末機をいう。以下同じ。）により交付する場合にあっては、１通につき350円）
（略）		
9	住民票の写しの交付手数料（住民基本台帳法第12条第１項、第12条の３第１項又は第２項関係）	１通につき　200円（多機能端末機により交付する場合にあっては、１通につき100円）
10	住民票記載事項証明書の交付手数料（住民基本台帳法第12条第１項、第12条の３第１項又は第２項関係）	１通につき　200円（多機能端末機により交付する場合にあっては、１通につき100円）
（略）		
12の３	戸籍の附票の写しの交付手数料（住民基本台帳法第20条第１項、第３項又は第４項関係）	１通につき　200円（多機能端末機により交付する場合にあっては、１通につき100円）
（略）		
13	印鑑登録手数料（北秋田市印鑑条例	１枚につき　200円

改正前

別表第１（第２条関係）

	手数料の名称	手数料の金額
1	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第１項、第10条の２第１項から第５項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第１項、第120条の２第１項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付に係る手数料	１通につき　450円
（略）		
9	住民票の写しの交付手数料（住民基本台帳法第12条第１項、第12条の３第１項又は第２項関係）	１通につき　200円
10	住民票記載事項証明書の交付手数料（住民基本台帳法第12条第１項、第12条の３第１項又は第２項関係）	１通につき　200円
（略）		
12の３	戸籍の附票の写しの交付手数料（住民基本台帳法第20条第１項、第３項又は第４項関係）	１通につき　200円
（略）		
13	印鑑登録手数料（北秋田市印鑑条例（平成17	１枚につき　200円

改正後			改正前		
	第７条関係）			年北秋田市条例第17号）第７条関係）	
（略）			（略）		
15	印鑑に関する証明手数料（北秋田市印鑑条例第12条関係）	１通につき　200円（多機能端末機により交付する場合にあっては、１通につき100円）	15	印鑑に関する証明手数料（北秋田市印鑑条例第12条関係）	１通につき　200円
（略）			（略）		
19	諸税及び公課に関する証明手数料	１件につき　200円（多機能端末機により交付する場合にあっては、１通につき100円）	19	諸税及び公課に関する証明手数料	１件につき　200円
（略）			（略）		

議案第93号　資料

北秋田市手数料条例の一部を改正する条例の概要

１　改正理由

コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を利用して各種証明書の交付を受ける場合の手数料を引き下げることにより、コンビニ交付サービスの利用促進及び市民の利便性の向上を図る。

２　改正内容

本市が提供するコンビニ交付サービスにより証明書の交付を受ける場合の手数料を、１通につき100円引き下げる。

	手数料の名称	改正後	改正前	備　考
1	戸籍の謄抄本	１通につき 350円	１通につき 450円	別表第１の１の項
2	住民票の写し	１通につき 100円	１通につき 200円	別表第１の９の項
3	住民票記載事項証明書			別表第１の10の項
4	戸籍の附票の写し			別表第１の12の３の項
5	印鑑登録証明書			別表第１の15の項
6	課税証明書			別表第１の19の項

３　施行期日

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第94号

北秋田市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年12月１日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

市立前田保育園の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第　号

北秋田市保育所条例の一部を改正する条例

北秋田市保育所条例（令和８年北秋田市条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表第１北秋田市立前田保育園の項を削る。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（資料）北秋田市保育所条例の一部を改正する条例　新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表第１（第２条関係）<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>北秋田市立米内沢保育園</td><td>北秋田市米内沢字御嶽84番地１</td></tr><tr><td>北秋田市立阿仁合保育園</td><td>北秋田市阿仁銀山字上新町71番地１</td></tr></table></td><td>別表第１（第２条関係）<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>北秋田市立米内沢保育園</td><td>北秋田市米内沢字御嶽84番地１</td></tr><tr><td>北秋田市立前田保育園</td><td>北秋田市阿仁前田字下川端101番地</td></tr><tr><td>北秋田市立阿仁合保育園</td><td>北秋田市阿仁銀山字上新町71番地１</td></tr></table></td></tr>
</table>

議案第94号　（資料）

北秋田市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○関連法令

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

○改正の趣旨

北秋田市立前田保育園について、令和８年10月１日現在の入所児童数が５人となり、今後も増加が見込まれないこと、また、近隣の保育所において保育の提供が可能であることから、閉園に係る所要の規定を整備するもの。

○改正の内容

別表第１から北秋田市立前田保育園の項を削る。

○施行期日

令和９年４月１日から施行する。

議案第95号

北秋田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

北秋田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年12月１日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

関係法令の改正等に伴い、満３歳以上の児童を対象とする小規模保育事業に関する基準、理学療法士等の配置に係る特例及び児童対象性暴力等の防止に係る規定に関し、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第　号

北秋田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（北秋田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　北秋田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年北秋田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第２条第６号中「小規模保育事業　」を「満３歳未満等小規模保育事業　」に改め、「規定する小規模保育事業」の次に「（同項第３号に掲げる事業を除く。）」を加え、同号の次に次の１号を加える。

（６）の２　満３歳以上限定小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第10項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業に限る。）をいう。

第２条第11号の次に次の３号を加える。

(11)の２　教育認定子ども　法第27条第１項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の３　満３歳以上保育認定子ども　法第27条第１項に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の４　保育認定子ども　法第29条第２項に規定する保育認定子どもをいう。

第６条第２項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第７条第２項中「法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第13条第４項第３号イ（ア）中「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子ども（満３歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者）」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第１条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第１項中「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定」を「教育認定子ども」に、「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第36条第１項中「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第２項を次のように改める。

２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

（１）　家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業　法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

（２）　事業所内保育事業　法第43条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の１項を加える。

３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第２項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」に改め、「この章」の次に「（第43条第１項を除く。）」を加え、同条第４項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前項」を「前２項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第２項及び第41条中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第１項第１号中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第３号中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項、第７項及び第12項において同じ。）」に、「特定地域型保育」を「特定地域型保育（満３歳以上限定小規模保育を除く。第６項及び第12項において同じ。）」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第３号に掲げる小学校就学前子ども」に、「以下この号及び第６項第１号」を「第６項第１号」に改め、同条第７項中「、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、

市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。」を「次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。」に改め、同条中第11項を第12項とし、第８項から第10項までを１項ずつ繰り下げ、第７項の次に次の１項を加える。

８　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第１項中「保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第７号中「第２項」の次に「及び第３項」を加える。

第47条第１項及び第２項ただし書並びに第49条第２項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に改める。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第１項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」に、「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第１項」を「第52条第１項」に、「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「をいう。次条第３項」を「をいう。次条第３項及び第52条第３項」に、「前節」を「この節」に、「第40条第２項」を「第37条第３項、第39条第３項及び第40条第２項」に、「を含む。次条第３項」を「を含む。第52条第３項」に改め、「この章」の次に「（第43条第１項を除く。）」を加え、「同号又は同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第２号に

掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第52条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）」に、「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の１条を加える。

第51条の２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節（第37条第２項、第39条第２項及び第40条第２項を除き、第50条において準用する第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第３項中「法第19条第２号」とあるのは「法第19条第１号」と、「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第２号」と、「法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは

「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前４項」とあるのは「前３項」とする。

第52条第１項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」に、「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳未満保育認定子ども」に、「前条第１項」を「第51条第１項」に、「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者」を「第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。」を「特定満３歳以上保育認定子どもを除く。」に改める。

（北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年北秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「事項」の次に「（法第６条の３第10項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項）」を加え、同項第３号中「家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）」に改め、同条第７項各号列記以外の部分中「、次に掲げる」を「次に掲げる」に改め、「20人以上のもの

に限る。）」の次に「又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「連携協力を行う施設」の次に「又は事業所」を加える。

第13条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条　家庭的保育事業者等は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第６号中「利用定員」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」を「小規模保育事業B型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」に、「小規模保育事業C型」を「小規模保育事業C型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」に改める。

第29条第３項中「保健師又は看護師」を「保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育

士（附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第３項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条中「と、同条第４号中「次号並びに第33条第４号及び第５号」とあるのは「第32条において準用する次号」」を削る。

第35条中「第６条の３第10項」を「第６条の３第10項第１号」に改める。

第44条第３項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の

保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第３項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「第48条において準用する第４号」を「第４号」に改め、「と、同条第４号中「次号並びに第33条第４号及び第５号」とあるのは「第48条において準用する次号」」を削る。

附則第３条中「家庭的保育事業者等（」を「家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者及び」に改める。

附則第６条中「家庭的保育事業等」を「家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」に改める。

（北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第３条　北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和６年北秋田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第２項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「当分の間」を「令和10年３月31日までの間」に改め、「第47条第２項の規定」の次に「（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、附則に次の１項を加える。

３　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第29条第２項、第31条第２項、第44条第２項及び

第47条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第29条第２項、第31条第２項、第44条第２項及び第47条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

（北秋田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第４条　北秋田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年北秋田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の２　乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第２条中北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第３項の改正規定、同条に２項を加える改正規定、第31条第３項の改正規定、同条に２項を加える改正規定、第44条第３項の改正規定、同条に２項を加える改正規定、第47条第３項の改正規定及び同条に２項を加える改正規定、第３条並びに次項の規定は公布の日から、第２条中北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定及び第４条の規定は令和８年12月25日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第３条第４項及び第６条第３項の条例で定める日）

２　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号）附則第３条第４項及び第６条第３項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

（資料）北秋田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例　新旧対照表

【第１条関係】北秋田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年北秋田市条例第20号）の一部改正

改正後	改正前
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）～（５）　（略） （６）　満３歳未満等小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第10項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業を除く。）をいう。 （６）の２　満３歳以上限定小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第10項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業に限る。）をいう。 （７）～(11)　（略） (11)の２　教育認定子ども　法第27条第１項に規定する教育認定子どもをいう。 (11)の３　満３歳以上保育認定子ども　法第27条第１項に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。 (11)の４　保育認定子ども　法第29条第２項に規定する保育認定子どもをいう。 (12)～(29)　（略）	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）～（５）　（略） （６）　小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第10項に規定する小規模保育事業をいう。 （７）～(11)　（略） (12)～(29)　（略）
（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第６条　（略） ２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子ども　の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分	（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第６条　（略） ２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分

改正後	改正前
に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
3　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	3　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　　の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
４・５　（略）	４・５　（略）
（あっせん、調整及び要請に対する協力）	（あっせん、調整及び要請に対する協力）
第７条　（略）	第７条　（略）
２　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定子ども　　に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	２　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
（利用者負担額等の受領）	（利用者負担額等の受領）
第13条　（略）	第13条　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

改正後	改正前
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
（３）　食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用	（３）　食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用
ア　満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、教育・保育給付認定保護者及びその者と同一の世帯に属する者についての住民税所得割合算額が77,101円未満（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子ども（同条第２項第６号に規定する要保護者等である教育・保育給付認定保護者に係る者を除く。）にあっては、57,700円未満。ウにおいて同じ。）であるものに対する副食の提供	ア　満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、教育・保育給付認定保護者及びその者と同一の世帯に属する者についての住民税所得割合算額が77,101円未満（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子ども（同条第２項第６号に規定する要保護者等である教育・保育給付認定保護者に係る者を除く。）にあっては、57,700円未満。ウにおいて同じ。）であるものに対する副食の提供
イ　負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在学する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に２人以上いる場合における教育・保育給付認定保護者に係る満３歳以上教育・保育給付認定子どもであって、次に掲げるもの（ア及びウに該当するものを除く。）に対する副食の提供	イ　負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在学する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に２人以上いる場合における教育・保育給付認定保護者に係る満３歳以上教育・保育給付認定子どもであって、次に掲げるもの（ア及びウに該当するものを除く。）に対する副食の提供
（ア）　教育認定子ども であって、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子どもの最年長者から３番目以降の年長者であるもの	（ア）　法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子どもの最年長者から３番目以降の年長者であるもの
（イ）　満３歳以上保育認定子ども に該当する教育・保育給付認定子どもであって、負担額算定基準子どもの最年長者から３番目以降の年長者であるもの	（イ）　法第19条第２号に掲げる小学校就学前子ども（満３歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者）に該当する教育・保育給付認定子どもであって、負担額算定基準子どもの最年長者から３番目以降の年長者であるもの
ウ　満３歳未満保育認定子どもに対する食事の提供	ウ　満３歳未満保育認定子どもに対する食事の提供
（４）・（５）　（略）	（４）・（５）　（略）
５・６　（略）	５・６　（略）
（虐待等の禁止）	（虐待等の禁止）
第25条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の２第１項各	第25条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の２第１項各

改正後	改正前
号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法　　第28条第２項において準用する認定こども園法第27条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	号、幼稚園　　である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第２項において準用する認定こども園法第27条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
（特別利用保育の基準） 第35条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子ども　　に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。	（特別利用保育の基準） 第35条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。
２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども　　子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満３歳以上保育認定子ども　　の総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども　（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「満３歳	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・

改正後	改正前
以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。	保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。
（特別利用教育の基準） 第36条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子ども　に該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。	（特別利用教育の基準） 第36条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。
２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法満３歳以上保育認定子ども　及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子ども　の総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育認定子ども　」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども　」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども　（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

改正後	改正前
第37条　（略）	第37条　（略）
２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。 （１）　家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業　法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員 （２）　事業所内保育事業　法第43条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員	２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第６条の３第12項第１号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。	
（正当な理由のない提供拒否の禁止等）	（正当な理由のない提供拒否の禁止等）
第39条　（略）	第39条　（略）
２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第１項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳	２　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳

改正後	改正前
未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
3　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	
4　特定地域型保育事業者は、前２項の規定による選考を行う場合は、当該選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示しなければならない。	3　特定地域型保育事業者は、前項　の規定による選考を行う場合は、当該選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示しなければならない。
5　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子ども　に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第１項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	4　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満３歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第１項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第40条　（略）	（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第40条　（略）
2　特定地域型保育事業者は、保育認定子ども　に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第３項（同法第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	2　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第３項（同法第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
（心身の状況等の把握） 第41条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子ども　の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	（心身の状況等の把握） 第41条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満３歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。
（特定教育・保育施設等との連携）	（特定教育・保育施設等との連携）

改正後	改正前
第42条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第７項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 （１）　特定地域型保育の提供を受けている保育認定子ども に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 （２）　（略） （３）　当該特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項、第７項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満３歳以上限定小規模保育を除く。第６項及び第12項において同じ。）の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第２項に規定するその他の法第19条第３号に掲げる小学校就学前子ども に限る。第６項第１号 において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 ２～６　（略） ７　前項（第２号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。	第42条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第７項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 （１）　特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子ども に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 （２）　（略） （３）　当該特定地域型保育事業者 により特定地域型保育 の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第２項に規定するその他の小学校就学前子ども に限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 ２～６　（略） ７　前項（第２号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

改正後	改正前
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
８　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。	
９　（略）	８　（略）
10　（略）	９　（略）
11　（略）	10　（略）
12　（略）	11　（略）
（利用者負担額等の受領）	（利用者負担額等の受領）
第43条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。	第43条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。
２～６　（略）	２～６　（略）
（運営規程）	（運営規程）
第46条　特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第46条　特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（１）～（６）　（略）	（１）～（６）　（略）
（７）　特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第２項及び第３項に規定する選考の方法を含む。）	（７）　特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第２項に規定する選考の方法を含む。）
（８）～（11）　（略）	（８）～（11）　（略）
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第47条　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	第47条　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

改正後	改正前
２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子ども　　に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満３歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
３　（略）	３　（略）
（記録の整備） 第49条　（略）	（記録の整備） 第49条　（略）
２　特定地域型保育事業者は、保育認定子ども　　に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	２　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
（１）～（５）　（略）	（１）～（５）　（略）
（準用） 第50条　第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（教育認定子ども　　を除く。以下この節において同じ。）について」と、第14条第１項中「施設型給付費（法第27条第１項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第１項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。	（準用） 第50条　第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第14条第１項中「施設型給付費（法第27条第１項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第１項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。
（特別利用地域型保育の基準）	（特別利用地域型保育の基準）

改正後	改正前
第51条　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	第51条　特定地域型保育事業者 が法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども 及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（第52条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子ども を含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。	２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（次条第１項　の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項及び第52条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第37条第３項、第39条第３項及び第40条第２項を除き、前条において準用する第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第２項中「利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第１項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第52条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。） 」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第３号に掲げる小学校	３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項 において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節　（第40条第２項 を除き、前条において準用する第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第３項　において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第２項中「利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章 において同じ。）」とあるのは「同号又は同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第３号に掲げる小学校

改正後	改正前
就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども に係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。	就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者 」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。
第51条の２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 ３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節（第37条第２項、第39条第２項及び第40条第２項を除き、第50条において準用する第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適	

改正後	改正前
用する。この場合において、第39条第３項中「第19条第２号」とあるのは「第19条第１号」と、「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第２号」と、「法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前４項」とあるのは「前３項」とする。	
（特定利用地域型保育の基準） 第52条　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	（特定利用地域型保育の基準） 第52条　特定地域型保育事業者が法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満３歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（第51条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型	２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項　の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型

改正後	改正前
保育の対象となる教育認定子ども を含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。	保育の対象となる法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子ども （特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第３項第２号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第３号の市町村が定める額」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）に係る第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。	３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者 」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第３項第２号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第３号の市町村が定める額」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

（資料）北秋田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例　新旧対照表

【第２条関係】北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年北秋田市条例第21号）の一部改正

改正後	改正前
（保育所等との連携） 第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第７条の３第２項、第14条第１項及び第２項、第15条第１項、第２項及び第５項、第16条並びに第17条第１項から第３項まで並びに附則第３条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（法第６条の３第10項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第７条第４項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第２項第３号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 （１）・（２）　（略） （３）　当該家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第	（保育所等との連携） 第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第７条の３第２項、第14条第１項及び第２項、第15条第１項、第２項及び第５項、第16条並びに第17条第１項から第３項まで並びに附則第３条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第７条第４項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第２項第３号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 （１）・（２）　（略） （３）　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第

改正後	改正前
１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
２～６　（略）	２～６　（略）
７　前項（第２号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。	７　前項（第２号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）　　であって、市が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設　　として適切に確保しなければならない。
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
（児童対象性暴力等の防止） 第13条　家庭的保育事業者等は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	第13条　削除
（家庭的保育事業所等内部の規程） 第18条　家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	（家庭的保育事業所等内部の規程） 第18条　家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（１）～（５）　（略）	（１）～（５）　（略）
（６）　乳児及び幼児の区分ごとの利用定員（満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員）	（６）　乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

改正後	改正前
（７）～(11)　（略）	（７）～(11)　（略）
第27条　小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業C型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。	第27条　小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。
（職員） 第29条　（略） ２　（略） ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 ４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 ５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければなら	（職員） 第29条　（略） ２　（略） ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。

改正後	改正前
ない。	
（職員） 第31条　（略） ２　（略） ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 ４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 ５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	（職員） 第31条　（略） ２　（略） ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
（準用） 第32条　第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と読み替えるものとする。	（準用） 第32条　第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、同条第４号中「次号並びに第33条第４号及び第５号」とあるのは「第32条において準用する次号」と読み替えるものとする。

改正後	改正前
（利用定員） 第35条　小規模保育事業所C型は、法第６条の３第10項第１号の規定にかかわらず、その利用定員を６人以上10人以下とする。	（利用定員） 第35条　小規模保育事業所C型は、法第６条の３第10項　　の規定にかかわらず、その利用定員を６人以上10人以下とする。
（保育所型事業所内保育事業所の職員） 第44条　（略） ２　（略） ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等　　を１人に限り、保育士とみなすことができる。 ４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 ５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	（保育所型事業所内保育事業所の職員） 第44条　（略） ２　（略） ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を１人に限り、保育士とみなすことができる。
（小規模型事業所内保育事業所の職員） 第47条　（略） ２　（略） ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等　　を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 ４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士と	（小規模型事業所内保育事業所の職員） 第47条　（略） ２　（略） ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。

改正後	改正前
みなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 ５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
（準用） 第48条　第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第47条第１項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第４号において同じ。）」と読み替えるものとする。	（準用） 第48条　第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第47条第１項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第４号において同じ。）」と、同条第４号中「次号並びに第33条第４号及び第５号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。
附　則 （連携施設に関する経過措置） 第３条　家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合	附　則 （連携施設に関する経過措置） 第３条　家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合

改正後	改正前
は、第６条第１項本文の規定にかかわらず、令和12年３月31日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	は、第６条第１項本文の規定にかかわらず、令和12年３月31日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）	（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）
第６条　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第１項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第２項各号又は第44条第２項各号に定める数の合計数が一となる時は、第29条第２項又は第44条第２項に規定する保育士の数は１人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が１人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市町村長が認める者を置かなければならない。	第６条　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第１項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第２項各号又は第44条第２項各号に定める数の合計数が一となる時は、第29条第２項又は第44条第２項に規定する保育士の数は１人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が１人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市町村長が認める者を置かなければならない。

（資料）北秋田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例　新旧対照表

【第３条関係】北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和６年北秋田市条例第24号）の一部改正

改正後	改正前
附　則 （経過措置） ２　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年３月31日までの間、この条例による改正後の北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第２項、第31条第２項、第44条第２項及び第47条第２項の規定（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は適用しない。この場合において、この条例による改正前の北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第２項、第31条第２項、第44条第２項及び第47条第２項の規定（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。 ３　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第29条第２項、第31条第２項、第44条第２項及び第47条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第29条第２項、第31条第２項、第44条第２項及び第47条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。	附　則 （経過措置） ２　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第２項、第31条第２項、第44条第２項及び第47条第２項の規定は適用しない。この場合において、この条例による改正前の北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第２項、第31条第２項、第44条第２項及び第47条第２項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

（資料）北秋田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例　新旧対照表

【第４条関係】北秋田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年北秋田市条例第29号）の一部改正

改正後	改正前
（児童対象性暴力等の防止） 第13条の２　乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	

《議案第 95 号資料》

「北秋田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」の概要

１．改正する条例

・北秋田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例
・北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
・北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
・北秋田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

２．改正の趣旨

国が定める家庭的保育事業等、特定教育・保育施設等及び乳児等通園支援事業に係る設備及び運営の基準の改正等を踏まえ、関係する市条例について所要の規定整備を行うもの。

主な改正内容

（１）満３歳以上の児童を対象とする小規模保育事業に関する基準の整備
（２）小規模保育事業所等における理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等の配置に関する特例基準の整備
（３）保育士及び保育従事者の配置基準に係る経過措置の整理
（４）児童対象性暴力等の防止に係る規定の整備

３．改正内容

（１） 満３歳以上限定小規模保育事業に関する基準の整備

対象条例

・北秋田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例
・北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

改正の概要

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）の施行に伴い、満 3 歳以上限定小規模保育事業が創設されることから、当該事業に係る設備及び運営に関する基準並びに特定地域型保育事業としての運営に関する基準を整備するもの。

主な改正内容

＜特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準＞

・利用定員を６人以上 19 人以下とし、満３歳以上保育認定子どもの利用定員を事業所ごとに定めることとする。

・利用定員を超える申込みがあった場合は、保育の必要性が高い子どもを優先的に利用できるよう選考することとする。

＜家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準＞

・満３歳以上限定小規模保育事業者について、保育所、幼稚園又は認定こども園との連携体制を確保することとする。

・設備及び職員の基準について、小規模保育事業Ａ型と同様の基準（満３歳以上の幼児に係る部分に限る。）を適用することとする。

関係法令

・児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和８年２月 13 日内閣府令第３号）

施行期日

公布の日の翌日

（２）理学療法士等の配置に関する特例基準の整備

対象条例

・北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

・北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

改正の概要

国の基準改正に伴い、小規模保育事業 A 型、B 型及び事業所内保育事業における理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等の配置に関する特例及び保育士による支援体制について、所要の規定を整備するもの。

主な改正内容

・小規模保育事業 A 型、B 型及び事業所内保育事業において、一定の要件を満たす理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員その他障害児の療育に関する知識及び経験を有する者を、１人に限り、保育士とみなすことができることとする。

・理学療法士等又は保育士とみなす看護師等が保育を行う場合に、保育士による支援を受けることができる体制を確保することとする。

施行期日　公布の日

関係法令

・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和８年３

月 16 日内閣府令第 10 号）

（３）保育士及び保育従事者の配置基準に係る経過措置の整理

対象条例

・北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

改正の概要

令和６年の国の配置基準改正に伴い設けられた経過措置について、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合に改正前の配置基準を適用できる期間を、対象となる児童の年齢区分ごとに整理するもの。

主な整理事項

・満３歳以上満４歳未満の児童については、令和 10 年３月 31 日まで、配置基準を「おおむね 15 人につき１人」から従前の「おおむね 20 人につき１人」とすることができる。

・満４歳以上の児童については、当分の間、配置基準を「おおむね 25 人につき１人」から従前の「おおむね 30 人につき１人」とすることができる。

施行期日　公布の日

関係法令

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和８年３月 16 日内閣府令第 10 号）

（４）児童対象性暴力等の防止に係る規定の整備

対象条例

・北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

・北秋田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

改正の概要

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）の施行に伴い、家庭的保育事業者等及び乳児等通園支援事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止するとともに、児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、必要な措置を講ずることを求める規定を整備するもの。

主な改正内容

・児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、必要な措置を講ずることとする。

施行期日　令和８年 12 月 25 日

関係法令

・学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則(令和７年 12 月 25 日内閣府令第 104 号)

議案第96号

北秋田市子育てサポートハウス条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市子育てサポートハウス条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年12月１日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

北秋田市立前田保育園の廃止後、同施設を子育てサポートハウスとして利用するため所要の規定を整備するとともに、利用者の多様なニーズに対応するため、一時的な保育サービスの利用料に係る区分の見直し等を図るものである。

北秋田市条例第　号

北秋田市子育てサポートハウス条例の一部を改正する条例

北秋田市子育てサポートハウス条例（平成17年北秋田市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第１条中「核家族化や女性の社会進出等により、」を削り、「保護者」の次に「その他児童の養育に関わる者（以下「保護者等」という。）」を加え、「こたえる」を「応える」に、「推進し、親子及び親同士の交流の場や、利用者が必要なときに安心して預けられる一時的な保育サービス等の提供と、子育てについての各種相談業務をはじめ子育て支援サービス」を「推進するため、児童と保護者等及び保護者等相互の交流の場、一時的な保育サービス及び子育てに関する相談の実施並びに各種子育て支援サービス」に、「図るため」を「図ることを目的とし」に改める。

第２条の表に次のように加える。

北秋田市前田子育てサポートハウス	北秋田市阿仁前田字下川端101番地

第３条に次のただし書を加える。

ただし、第６号に掲げる事業は、北秋田市子育てサポートハウスにおいて行う。

第３条第２号中「親子」を「児童と保護者等」に、「親同士」を「保護者等相互」に改める。

第４条中「サポートハウス」の次に「の休館日」を加え、「年中無休とする」を「規則で定める」に改め、同条ただし書を削る。

第５条中「午前７時から午後９時までとする」を「規則で定める」に改め、同条ただし書を削る。

第６条第１項中「０歳児から小学校低学年児」を「０歳から小学校低学年までの児童」に、「保護者」を「保護者等」に改め、同条第２項中「内で一般」を「において、同項に定める者以外の者」に改める。

第７条第２号中「子育て」を削る。

第８条の見出しを「（利用料の額）」に改め、同条第１項を次のように改める。

一時的な保育サービス及び病児・病後児保育事業の利用料は、別表に定めるとおりとする。ただし、児童の属する世帯が住民税非課税世帯であり、かつ、保育の必要性の認定を受けた場合又は児童の年齢が３歳以上であり、かつ、保育の必要性の認定を受けた場合は、国で定める額を限度として利用料を無料とする。

第８条第２項及び第３項を削る。

第９条の見出しを「（利用料の減免）」に改め、同条中「前条第２項」を「前条」に、「使用料」を「利用料」に改め、同条第１号中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第８条関係）

一時的な保育サービス

区分	２時間未満	２時間以上 ４時間未満	４時間以上 ８時間未満	８時間以上 12時間未満	12時間以上
３歳未満児童 １人につき	400円	750円	1,500円	2,000円	2,500円
３歳以上児童 １人につき	250円	500円	1,000円	1,500円	2,000円

病児・病後児保育事業

同一の保護者等が同日に預ける児童の数	利用料（１日当たり）
１人	1,000円
２人以上	１人目　1,000円 ２人目以降　500円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の北秋田市子育てサポートハウス条例第８条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（資料）北秋田市子育てサポートハウス条例の一部を改正する条例　新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（設置）
第１条　子育てをする保護者その他児童の養育に関わる者（以下「保護者等」という。）の多様な需要に応える　地域の子育て支援体制を推進するため、児童と保護者等及び保護者等相互の交流の場、一時的な保育サービス及び子育てに関する相談の実施並びに各種子育て支援サービスの普及促進を図ることを目的とし、子育てサポートハウス（以下「サポートハウス」という。）を設置する。</td><td>（設置）
第１条　核家族化や女性の社会進出等により、子育てをする保護者の多様な需要にこたえる地域の子育て支援体制を推進し、親子及び親同士の交流の場や、利用者が必要なときに安心して預けられる一時的な保育サービス等の提供と、子育てについての各種相談業務をはじめ子育て支援サービスの普及促進を図るため、子育てサポートハウス（以下「サポートハウス」という。）を設置する。</td></tr>
<tr><td>（名称及び位置）
第２条　サポートハウスの名称及び位置は、次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>北秋田市子育てサポートハウス</td><td>北秋田市宮前町９番４号</td></tr><tr><td>北秋田市前田子育てサポートハウス</td><td>北秋田市阿仁前田字下川端101番地</td></tr></table></td><td>（名称及び位置）
第２条　サポートハウスの名称及び位置は、次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>北秋田市子育てサポートハウス</td><td>北秋田市宮前町９番４号</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>（事業）
第３条　サポートハウスは、次に掲げる事業を行うものとする。ただし、第６号に掲げる事業は、北秋田市子育てサポートハウスにおいて行う。
（１）　（略）
（２）　児童と保護者等及び保護者等相互の交流の推進
（３）～（７）　（略）</td><td>（事業）
第３条　サポートハウスは、次に掲げる事業を行うものとする。
（１）　（略）
（２）　親子及び親同士の交流の推進
（３）～（７）　（略）</td></tr>
<tr><td>（休館日）
第４条　サポートハウスの休館日は、規則で定める　。</td><td>（休館日）
第４条　サポートハウスは、年中無休とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時にこれを休館日とすることができる。</td></tr>
<tr><td>（開館時間）</td><td>（開館時間）</td></tr>
</table>

改正後	改正前
第５条　サポートハウスの開館時間は、規則で定める。	第５条　サポートハウスの開館時間は、午前７時から午後９時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。
（利用できる者） 第６条　サポートハウスを利用できる者（以下「利用者」という。）は、原則として市内に住所を有する０歳から小学校低学年までの児童とその保護者等とする。 ２　前項の規定は、事業目的に支障が生じない範囲において、同項に定める者以外の者の利用に供することを妨げるものではない。	（利用できる者） 第６条　サポートハウスを利用できる者（以下「利用者」という。）は、原則として市内に住所を有する０歳児から小学校低学年児とその保護者とする。 ２　前項の規定は、事業目的に支障が生じない範囲内で一般の利用に供することを妨げるものではない。
（利用の制限） 第７条　市長は次の各号のいずれかに該当する者に対し、利用を拒否し、又は退去を命ずることができる。 （１）　（略） （２）　サポートハウスの施設、設備、器具等を損傷し、又は損傷するおそれがあると認める者 （３）　（略）	（利用の制限） 第７条　市長は次の各号のいずれかに該当する者に対し、利用を拒否し、又は退去を命ずることができる。 （１）　（略） （２）　子育てサポートハウスの施設、設備、器具等を損傷し、又は損傷するおそれがあると認める者 （３）　（略）
（利用料の額） 第８条　一時的な保育サービス及び病児・病後児保育事業の利用料は、別表に定めるとおりとする。ただし、児童の属する世帯が住民税非課税世帯であり、かつ、保育の必要性の認定を受けた場合又は児童の年齢が３歳以上であり、かつ、保育の必要性の認定を受けた場合は、国で定める額を限度として利用料を無料とする。	（使用料の納付） 第８条　サポートハウスの使用料は、一時的な保育サービス及び病児・病後児保育事業を除き無料とする。 ２　一時的な保育サービスの利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、児童の属する世帯が住民税非課税世帯であり、かつ保育の必要性の認定を受けた場合又は児童の年齢が３歳以上であり、かつ保育の必要性の認定を受けた場合は、国で定める額を限度として使用料を無料とする。

改正後

（利用料の減免）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条　　に規定する利用料を減額し、又は免除することができる。

（１）　生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者

（２）　（略）

別表（第８条関係）

一時的な保育サービス

区分	２時間未満	２時間以上４時間未満	４時間以上８時間未満	８時間以上12時間未満	12時間以上
３歳未満児童１人につき	400円	750円	1,500円	2,000円	2,500円
３歳以上児童１人につき	250円	500円	1,000円	1,500円	2,000円

病児・病後児保育事業

同一の保護者等が同日に預ける児童の数	利用料（１日当たり）
１人	1,000円
２人以上	１人目　1,000円 ２人目以降　500円

改正前

３　病児・病後児保育事業を利用する対象児童の保護者は、市長が別に定める使用料を納付するものとする。ただし、児童の属する世帯が住民税非課税世帯であり、かつ保育の必要性の認定を受けた場合又は児童の年齢が３歳以上であり、かつ保育の必要性の認定を受けた場合は、国で定める額を限度として使用料を無料とする。

（使用料の減免）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第２項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

（１）　生活保護法　　による被保護世帯に属する者

（２）　（略）

別表（第８条関係）

区分	４時間未満	４時間以上８時間未満	８時間以上12時間未満	12時間以上
３歳未満児	750円	1,500円	2,000円	2,500円
３歳以上児	500円	1,000円	1,500円	2,000円

議案第96号　（資料）

北秋田市子育てサポートハウス条例の一部を改正する条例の制定について

○関連法令

特になし。ただし、施設で行う事業の一部は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３の規定を準用し実施している。

○改正の趣旨

（１）北秋田市立前田保育園の閉園後、同施設を子育てサポートハウスとして利用するため、所要の規定を整備する。

（２）利用者の多様なニーズに対応するため、一時的な保育サービスの利用時間ごとの利用料の区分を細分化し、新たに「２時間未満」の区分を設けるとともに、病児・病後児保育事業の利用料の額についても規定する。

（３）その他、用語等の整理を図る。

○改正の内容

区分	条番号等	改正の概要
上記 （１）関係	第２条（名称及び位置） 第３条（事業）	「前田子育てサポートハウス」を追加し、同施設で実施する事業を規定する。
	第４条（休館日） 第５条（開館時間）	前田子育てサポートハウスの利用態様に柔軟に対応するため規則に規定する。 上記改正に併せ、子育てサポートハウスの開館時間についても、規則において、事業ごとの実施時間が分かるよう規定する。
（２）関係	第８条（利用料の額）別表	一時的な保育サービスについて、「２時間未満」の区分を設けるとともに、病児・病後児保育事業の利用料の額についても規定する。

区分	条番号等	改正の概要
前頁 （３）関係	第１条（設置）	子育てを取り巻く環境の変化に鑑み、用語の整理を図る。
	第１条（設置） 第３条（事業） 第６条（利用できる者） 第７条（利用の制限）	下記の用語について統一するとともに、その他用語の整理を図る。 「親、保護者」⇒「保護者その他児童の養育に関わる者」とし、「保護者等」に統一 「子、児」⇒「児童」に統一
	第８条（利用料の額） 第９条（利用料の減免）	一時的な保育サービス及び病児・病後児保育事業の利用者が負担する費用の名称を「利用料」と規定する。

○施行期日

令和９年４月１日から施行する。

議案第97号

北秋田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年12月１日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和８年内閣府令第90号）が公布されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第　号

北秋田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北秋田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年北秋田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第10条第３項第２号の次に次の１号を加える。

（２）の２　児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第５条の２の８第１項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第10条第３項第３号の次に次の１号を加える。

（３）の２　次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事した者

ア　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

イ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第２項の規定により大学院への入学が認められた者

ウ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者

エ　外国の大学を卒業した者

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（資料）北秋田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　新旧対照表

改正後	改正前
（職員） 第10条　（略） ２　（略） ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市若しくは同法第252条の22第１項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 （１）・（２）　（略） （２）の２　児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第５条の２の８第１項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 （３）　（略） （３）の２　次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事した者 ア　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） イ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第２項の規定により大学院への入学が認められた者 ウ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者 エ　外国の大学を卒業した者 （４）～(10)　（略） ４・５　（略）	（職員） 第10条　（略） ２　（略） ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市若しくは同法第252条の22第１項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 （１）・（２）　（略） （３）　（略） （４）～(10)　（略） ４・５　（略）

議案第 97 号　（資料）

北秋田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○ 根拠法令

・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和８年内閣府令第 90 号）

○ 改正の趣旨

根拠法令の改正により、北秋田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年北秋田市条例第 33 号）の一部を改正する。

○ 改正の内容

放課後児童支援員の要件について、次の２つを加え、基礎資格の拡充を図る。

（１）児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第５条の２の８第１項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を、放課後児童支援員の基礎資格として新たに追加する。（第 10 条第３項第２号の２関係）

（２）次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事した者を、放課後児童支援員の基礎資格として新たに追加する。（第 10 条第３項第３号の２関係）

・学校教育法に基づく大学を卒業した者（専門職大学の前期課程修了者を含む。）
・大学において優秀な成績で単位を修得し、大学院への入学が認められた者
・大学院を卒業した者
・外国の大学を卒業した者

○ 施行期日

令和９年４月１日から施行する。

議案第98号

北秋田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年12月１日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

鳥屋岱・明田団地集約建替えに伴い、鳥屋岱団地を用途廃止するため、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第　号

北秋田市営住宅条例の一部を改正する条例

北秋田市営住宅条例（平成17年北秋田市条例第193号）の一部を次のように改正する。

別表第１鳥屋岱団地の項を削る。

附　則

この条例は、令和９年１月１日から施行する。

（資料）北秋田市営住宅条例の一部を改正する条例　新旧対照表

改正後

別表第１（第３条関係）

名称	位置
南鷹巣団地	北秋田市鷹巣字平崎上岱13番地２
胡桃館団地	北秋田市綴子字胡桃館２番地
高野尻団地	北秋田市綴子字高野尻90番地２
宮前町団地	北秋田市宮前町９番16号
長野岱団地	北秋田市米内沢字長野岱102番地11
陣場岱団地	北秋田市阿仁前田字陣場岱90番地
松山町団地	北秋田市米内沢字ヲツコ沢77番地１
御嶽団地	北秋田市本城字上悪戸31番地１
伊勢ノ森団地	北秋田市米内沢字伊勢ノ森37番地18
上野第２団地	北秋田市米内沢字桐木岱311番地１
伊勢ノ森第２団地	北秋田市米内沢字伊勢ノ森37番地16
冷水岱団地	北秋田市米内沢字冷水岱94番地１
東裏団地	北秋田市阿仁水無字畑町東裏49番地５
比立内団地	北秋田市阿仁比立内字狐台13番地１
三両団地	北秋田市阿仁水無字寺後１番地５
上岱団地	北秋田市阿仁水無字上岱64番地２
上新町団地	北秋田市阿仁水無字上新町東裏４番地６
畑町団地	北秋田市阿仁水無字畑町東裏147番地
明田団地	北秋田市福田字明田43番地
林岱団地	北秋田市八幡岱新田字林岱89番地１
松ケ丘団地	北秋田市川井字松石殿1番地254
下杉団地	北秋田市下杉字狐森40番地２
田の沢団地	北秋田市川井字鳥屋沢40番地25
上杉駅前団地	北秋田市上杉字上屋布岱61番地52

改正前

別表第１（第３条関係）

名称	位置
南鷹巣団地	北秋田市鷹巣字平崎上岱13番地２
胡桃館団地	北秋田市綴子字胡桃館２番地
高野尻団地	北秋田市綴子字高野尻90番地２
宮前町団地	北秋田市宮前町９番16号
長野岱団地	北秋田市米内沢字長野岱102番地11
陣場岱団地	北秋田市阿仁前田字陣場岱90番地
松山町団地	北秋田市米内沢字ヲツコ沢77番地１
御嶽団地	北秋田市本城字上悪戸31番地１
伊勢ノ森団地	北秋田市米内沢字伊勢ノ森37番地18
上野第２団地	北秋田市米内沢字桐木岱311番地１
伊勢ノ森第２団地	北秋田市米内沢字伊勢ノ森37番地16
冷水岱団地	北秋田市米内沢字冷水岱94番地１
東裏団地	北秋田市阿仁水無字畑町東裏49番地５
比立内団地	北秋田市阿仁比立内字狐台13番地１
三両団地	北秋田市阿仁水無字寺後１番地５
上岱団地	北秋田市阿仁水無字上岱64番地２
上新町団地	北秋田市阿仁水無字上新町東裏４番地６
畑町団地	北秋田市阿仁水無字畑町東裏147番地
鳥屋岱団地	北秋田市川井字蛇森13番地５
明田団地	北秋田市福田字明田43番地
林岱団地	北秋田市八幡岱新田字林岱89番地１
松ケ丘団地	北秋田市川井字松石殿1番地254
下杉団地	北秋田市下杉字狐森40番地２
田の沢団地	北秋田市川井字鳥屋沢40番地25
上杉駅前団地	北秋田市上杉字上屋布岱61番地52

議案第 98 号資料１

北秋田市営住宅条例の一部を改正する条例の概要

改正内容

鳥屋岱・明田団地集約建替えに伴い、別表第１から用途廃止する市営住宅を削除するもの。

用途廃止する市営住宅

・鳥屋岱団地　位置：川井字蛇森 13 番地５

建設年、構造、戸数：

昭和 52 年築　簡易耐火構造平屋建４戸建１棟、６戸建１棟

昭和 53 年築　木造平屋建１戸建 10 棟

合計 20 戸

施行期日

令和９年１月１日から施行する。

議案第 98 号資料 2

位置図

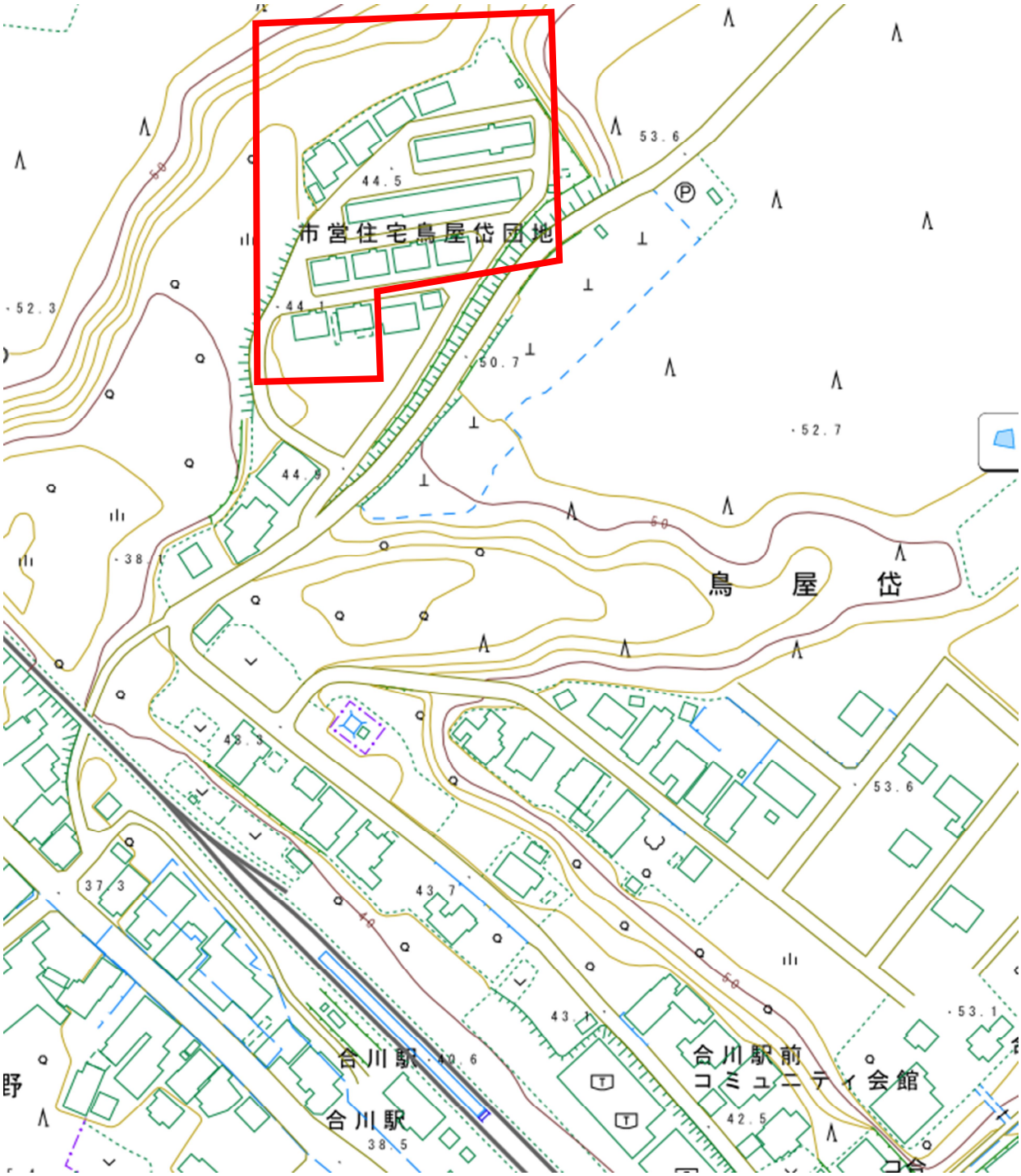

議案第99号

北秋田市鷹巣駅前広場条例を廃止する条例の制定について

北秋田市鷹巣駅前広場条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年12月１日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

北秋田市鷹巣駅前広場を廃止するため、この条例の廃止を提案するものである。

北秋田市条例第　号

北秋田市鷹巣駅前広場条例を廃止する条例

北秋田市鷹巣駅前広場条例（平成17年北秋田市条例第204号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第 99 号資料

廃止理由

平成８年の設置から 30 年が経過し、所期の目的を達成したため

位置図



地理院地図 Vector を加工して作成

議案第100号

令和８年度　北秋田市一般会計補正予算（第８号）

令和８年度北秋田市一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１５３，１９７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２７，７８６，９７２千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年12月１日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
15 国庫支出金		2,718,045	251	2,718,296
	2 国庫補助金	1,210,758	251	1,211,009
16 県支出金		1,941,370	13	1,941,383
	3 県委託金	75,721	13	75,734
19 繰入金		2,382,226	150	2,382,376
	2 基金繰入金	2,281,846	150	2,281,996
20 繰越金		505,194	152,783	657,977
	1 繰越金	505,194	152,783	657,977
歳入合計		27,633,775	153,197	27,786,972

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 議会費		207,627	△1,618	206,009
	1 議会費	207,627	△1,618	206,009
2 総務費		3,364,168	23,891	3,388,059
	1 総務管理費	2,991,630	10,433	3,002,063
	2 徴税費	186,129	9,200	195,329
	3 戸籍住民基本台帳費	128,636	2,538	131,174
	4 選挙費	25,942	637	26,579
	5 統計調査費	10,122	351	10,473
	6 監査委員費	21,709	732	22,441
3 民生費		6,743,884	19,891	6,763,775
	1 社会福祉費	4,126,395	6,874	4,133,269
	2 児童福祉費	2,003,166	11,126	2,014,292
	3 生活保護費	607,115	1,643	608,758
	5 国民年金事務費	7,107	248	7,355
4 衛生費		2,742,469	12,974	2,755,443
	1 保健費	365,639	4,699	370,338
	2 衛生費	198,862	2,043	200,905
	5 病院費	1,174,639	6,232	1,180,871

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		1,373,808	7,440	1,381,248
	1 農業費	789,408	5,778	795,186
	2 林業費	583,250	1,662	584,912
7 商工費		1,566,888	6,744	1,573,632
	1 商工費	1,566,888	6,744	1,573,632
8 土木費		3,464,938	8,485	3,473,423
	1 土木管理費	115,102	3,035	118,137
	2 道路橋りょう費	2,052,423	2,559	2,054,982
	4 都市計画費	96,931	1,569	98,500
	6 公共下水道費	731,782	1,322	733,104
9 消防費		1,506,217	37,036	1,543,253
	1 消防費	1,506,217	37,036	1,543,253
10 教育費		2,505,140	38,187	2,543,327
	1 教育総務費	542,293	16,130	558,423
	2 小学校費	240,026	2,004	242,030
	3 中学校費	409,432	1,188	410,620
	4 義務教育学校費	33,595	464	34,059
	5 社会教育費	640,221	12,056	652,277

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 保健体育費	639,573	6,345	645,918
11 災害復旧費		997,523	167	997,690
	1 農林水産業施設災害復旧費	576,144	14	576,158
	2 公共土木施設災害復旧費	398,821	153	398,974
歳出合計		27,633,775	153,197	27,786,972

令和８年度北秋田市一般会計補正予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	2,718,045	251	2,718,296
16 県支出金	1,941,370	13	1,941,383
19 繰入金	2,382,226	150	2,382,376
20 繰越金	505,194	152,783	657,977
歳入合計	27,633,775	153,197	27,786,972

（歳　　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	207,627	△1,618	206,009				△1,618
2 総務費	3,364,168	23,891	3,388,059	264			23,627
3 民生費	6,743,884	19,891	6,763,775				19,891
4 衛生費	2,742,469	12,974	2,755,443				12,974
6 農林水産業費	1,373,808	7,440	1,381,248			150	7,290
7 商工費	1,566,888	6,744	1,573,632				6,744
8 土木費	3,464,938	8,485	3,473,423				8,485
9 消防費	1,506,217	37,036	1,543,253				37,036
10 教育費	2,505,140	38,187	2,543,327				38,187
11 災害復旧費	997,523	167	997,690				167
歳出合計	27,633,775	153,197	27,786,972	264		150	152,783

2　歳　　入

15款　国庫支出金　　2項　国庫補助金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
1. 総務費国庫補助金	72,337	251	72,588	2. 戸籍住民基本台帳費補助金	251	個人番号カード交付事務費補助金	251
計	1,210,758	251	1,211,009				

16款　県支出金　　3項　県委託金

1. 総務費委託金	60,275	13	60,288	4. 選挙費委託金	13	秋田県議会議員一般選挙事務委託金	13
計	75,721	13	75,734				

19款　繰入金　　2項　基金繰入金

2. 森林経営管理基金繰入金	88,323	150	88,473	1. 森林経営管理基金繰入金	150	森林経営管理基金繰入金	150
計	2,281,846	150	2,281,996				

20款　繰越金　　1項　繰越金

1. 繰越金	505,194	152,783	657,977	1. 繰越金	152,783	繰越金	152,783
計	505,194	152,783	657,977				
歳入合計	27,633,775	153,197	27,786,972				

3　歳　　出

1款　議会費　　1項　議会費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 議会費	207,627	△1,618	206,009				△1,618	2. 給料	699	一般職給	699
								3. 職員手当等	△2,455	期末手当	213
										勤勉手当	188
										議員期末手当	△2,856
								4. 共済費	138	共済組合負担金	134
										退職手当負担金	4
計	207,627	△1,618	206,009				△1,618				

2款　総務費　　1項　総務管理費

1. 一般管理費	457,574	△2,214	455,360				△2,214	2. 給料	2,173	一般職給	2,173
								3. 職員手当等	△1,270	扶養手当	156
										住居手当	△54
										通勤手当	△81
										期末手当	△649
										勤勉手当	△786
										寒冷地手当	40
										児童手当	70
										地域手当	34
								4. 共済費	△3,117	共済組合負担金	△2,462
										退職手当負担金	△655
3. 広報広聴費	29,807	10	29,817				10	1. 報酬	4	会計年度任用職員報酬	4
								3. 職員手当等	6	期末手当	6
4. 財政管理費	76,070	2,342	78,412				2,342	2. 給料	1,117	一般職給	1,117
								3. 職員手当等	788	期末手当	340
										勤勉手当	448
								4. 共済費	437	共済組合負担金	428
										退職手当負担金	9
5. 会計管理費	67,525	1,411	68,936				1,411	1. 報酬	30	会計年度任用職員報酬	30
								2. 給料	677	一般職給	677

２款　総務費　　１項　総務管理費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								3. 職員手当等	543	住居手当	162
										通勤手当	△38
										期末手当	207
										勤勉手当	196
										寒冷地手当	16
								4. 共済費	161	共済組合負担金	156
										退職手当負担金	5
6. 財産管理費	138,169	△401	137,768				△401	2. 給料	△39	一般職給	△39
								3. 職員手当等	△297	扶養手当	△156
										通勤手当	△7
										時間外勤務手当	308
										管理職手当	△273
										期末手当	△59
										勤勉手当	12
										寒冷地手当	△42
										児童手当	△80
								4. 共済費	△65	共済組合負担金	8
										退職手当負担金	△73
7. 地籍調査費	57,239	482	57,721				482	2. 給料	273	一般職給	273
								3. 職員手当等	178	期末手当	94
										勤勉手当	84
								4. 共済費	31	共済組合負担金	30
										退職手当負担金	1
8. 企画費	1,052,633	1,304	1,053,937				1,304	2. 給料	695	一般職給	695
								3. 職員手当等	420	通勤手当	△27
										管理職手当	△53
										期末手当	242
										勤勉手当	258
								4. 共済費	189	共済組合負担金	181
										退職手当負担金	8

２款　総務費　　１項　総務管理費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
9. 自治振興費	73,380	1,210	74,590				1,210	2. 給料	683	一般職給	683
								3. 職員手当等	336	期末手当	165
										勤勉手当	171
								4. 共済費	191	共済組合負担金	183
										退職手当負担金	8
11. 秋田内陸線対策費	159,645	993	160,638				993	1. 報酬	83	会計年度任用職員報酬	83
								2. 給料	397	一般職給	397
								3. 職員手当等	248	期末手当	140
										勤勉手当	123
										児童手当	△15
								4. 共済費	265	共済組合負担金	262
										退職手当負担金	3
12. 合川総合窓口センター費	78,081	2,127	80,208				2,127	2. 給料	1,480	一般職給	1,480
								3. 職員手当等	319	扶養手当	176
										住居手当	△32
										通勤手当	△20
										管理職手当	△156
										期末手当	328
										勤勉手当	△144
										寒冷地手当	42
										児童手当	125
								4. 共済費	328	共済組合負担金	262
										退職手当負担金	66
13. 森吉総合窓口センター費	108,556	511	109,067				511	2. 給料	898	一般職給	898
								3. 職員手当等	△247	扶養手当	△156
										通勤手当	△7
										期末手当	83
										勤勉手当	△29
										寒冷地手当	△58
										児童手当	△80

２款　総務費　　１項　総務管理費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								4. 共済費	△140	共済組合負担金	△112
										退職手当負担金	△28
14. 阿仁総合窓口センター費	97,734	1,839	99,573				1,839	1. 報酬	89	会計年度任用職員報酬	89
								2. 給料	1,178	一般職給	1,178
								3. 職員手当等	367	期末手当	259
										勤勉手当	108
								4. 共済費	205	共済組合負担金	194
										退職手当負担金	11
15. 電算費	262,535	819	263,354				819	2. 給料	542	一般職給	542
								3. 職員手当等	145	期末手当	94
										勤勉手当	51
								4. 共済費	132	共済組合負担金	124
										退職手当負担金	8
計	2,991,630	10,433	3,002,063				10,433				

２款　総務費　　２項　徴税費

1. 税務総務費	144,497	7,999	152,496				7,999	2. 給料	3,428	一般職給	3,428
								3. 職員手当等	3,226	通勤手当	14
										時間外勤務手当	2,073
										休日勤務手当	△6
										期末手当	605
										勤勉手当	515
										寒冷地手当	25
								4. 共済費	1,313	共済組合負担金	1,027
										退職手当負担金	286
								8. 旅費	32	費用弁償	32
2. 徴税費	41,632	1,201	42,833				1,201	2. 給料	635	一般職給	635
								3. 職員手当等	332	期末手当	191
										勤勉手当	141
								4. 共済費	234	共済組合負担金	230

２款　総務費　　２項　徴税費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
										退職手当負担金	4
計	186,129	9,200	195,329				9,200				

２款　総務費　　３項　戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	128,636	2,538	131,174	251			2,287	1. 報酬	229	会計年度任用職員報酬	229
								2. 給料	1,185	一般職給	1,185
								3. 職員手当等	717	期末手当	310
										勤勉手当	349
										寒冷地手当	58
								4. 共済費	407	共済組合負担金	397
										退職手当負担金	10
計	128,636	2,538	131,174	251			2,287				

２款　総務費　　４項　選挙費

1. 選挙管理委員会費	17,332	622	17,954				622	2. 給料	425	一般職給	425
								3. 職員手当等	123	期末手当	90
										勤勉手当	75
										寒冷地手当	△42
								4. 共済費	74	共済組合負担金	74
3. 秋田県議会議員選挙費	8,122	13	8,135	13				1. 報酬	13	会計年度任用職員報酬	13
4. 北秋田市議会議員選挙費	59	2	61				2	1. 報酬	2	会計年度任用職員報酬	2
計	25,942	637	26,579	13			624				

２款　総務費　　５項　統計調査費

1. 統計調査総務費	7,115	351	7,466				351	2. 給料	127	一般職給	127
								3. 職員手当等	70	期末手当	36
										勤勉手当	34

2款　総務費　　5項　統計調査費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								4. 共済費	154	共済組合負担金	152
										退職手当負担金	2
計	10,122	351	10,473				351				

2款　総務費　　6項　監査委員費

1. 監査委員費	21,709	732	22,441				732	2. 給料	289	一般職給	289
								3. 職員手当等	300	時間外勤務手当	66
										期末手当	94
										勤勉手当	82
										寒冷地手当	58
								4. 共済費	143	共済組合負担金	143
計	21,709	732	22,441				732				

3款　民生費　　1項　社会福祉費

1. 社会福祉総務費	153,216	2,200	155,416				2,200	2. 給料	1,234	一般職給	1,234
								3. 職員手当等	731	期末手当	329
										勤勉手当	360
										寒冷地手当	42
								4. 共済費	235	共済組合負担金	229
										退職手当負担金	6
2. 老人福祉費	1,280,681	3,619	1,284,300				3,619	2. 給料	663	一般職給	663
								3. 職員手当等	395	期末手当	196
										勤勉手当	199
								4. 共済費	22	共済組合負担金	17
										退職手当負担金	5
								27. 繰出金	2,539	介護保険特別会計繰出金	2,539
5. 国民健康保険事業費	283,188	1,055	284,243				1,055	27. 繰出金	1,055	国民健康保険特別会計繰出金	1,055
計	4,126,395	6,874	4,133,269				6,874				

３款　民生費　　２項　児童福祉費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 児童福祉総務費	148,655	3,466	152,121				3,466	2. 給料	1,492	一般職給	1,492
								3. 職員手当等	1,377	時間外勤務手当	378
										休日勤務手当	144
										期末手当	420
										勤勉手当	435
								4. 共済費	597	共済組合負担金	577
										退職手当負担金	20
2. 児童措置費	1,303,813	287	1,304,100				287	1. 報酬	160	会計年度任用職員報酬	160
								3. 職員手当等	127	期末手当	68
										勤勉手当	59
4. 児童福祉施設費	279,562	6,909	286,471				6,909	2. 給料	3,714	一般職給	3,599
										会計年度任用職員	115
								3. 職員手当等	2,297	通勤手当	△19
										時間外勤務手当	39
										期末手当	1,197
										勤勉手当	1,106
										寒冷地手当	△26
								4. 共済費	898	共済組合負担金	883
										退職手当負担金	15
6. 児童クラブ費	199,778	464	200,242				464	3. 職員手当等	464	期末手当	228
										勤勉手当	236
計	2,003,166	11,126	2,014,292				11,126				

３款　民生費　　３項　生活保護費

1. 生活保護総務費	63,110	1,643	64,753				1,643	2. 給料	1,041	一般職給	1,041
								3. 職員手当等	388	通勤手当	△25
										期末手当	252
										勤勉手当	161
								4. 共済費	214	共済組合負担金	203
										退職手当負担金	11

3款　民生費　　3項　生活保護費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
計	607,115	1,643	608,758				1,643			

3款　民生費　　5項　国民年金事務費

1. 国民年金事務費	7,107	248	7,355				248	2. 給料	121	一般職給 121
								3. 職員手当等	59	期末手当 32
										勤勉手当 27
								4. 共済費	68	共済組合負担金 65
										退職手当負担金 3
計	7,107	248	7,355				248			

4款　衛生費　　1項　保健費

1. 保健総務費	103,788	3,263	107,051				3,263	2. 給料	1,618	一般職給 1,618
								3. 職員手当等	1,299	時間外勤務手当 426
										期末手当 435
										勤勉手当 438
								4. 共済費	346	共済組合負担金 332
										退職手当負担金 14
2. 保健事業費	83,084	166	83,250				166	1. 報酬	119	会計年度任用職員報酬 119
								3. 職員手当等	47	期末手当 25
										勤勉手当 22
4. 母子保健事業費	72,621	1,270	73,891				1,270	2. 給料	646	一般職給 646
								3. 職員手当等	393	期末手当 190
										勤勉手当 203
								4. 共済費	231	共済組合負担金 225
										退職手当負担金 6
計	365,639	4,699	370,338				4,699			

4款　衛生費　　2項　衛生費

1. 環境衛生総務費	166,519	2,043	168,562				2,043	2. 給料	1,317	一般職給 1,317
								3. 職員手当等	554	住居手当 △216

4款　衛生費　　2項　衛生費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
										時間外勤務手当	222
										期末手当	267
										勤勉手当	281
								4. 共済費	172	共済組合負担金	162
										退職手当負担金	10
計	198,862	2,043	200,905				2,043				

4款　衛生費　　5項　病院費

1. 病院事業費	922,029	827	922,856				827	2. 給料	414	一般職給	414
								3. 職員手当等	292	期末手当	124
										勤勉手当	126
										寒冷地手当	42
								4. 共済費	121	共済組合負担金	117
										退職手当負担金	4
2. 診療所費	252,610	5,405	258,015				5,405	27. 繰出金	5,405	国民健康保険合川診療所特別会計繰出金	771
										阿仁診療所特別会計繰出金	4,036
										米内沢診療所特別会計繰出金	598
計	1,174,639	6,232	1,180,871				6,232				

6款　農林水産業費　　1項　農業費

1. 農業委員会費	55,461	998	56,459				998	2. 給料	553	一般職給	553
								3. 職員手当等	324	期末手当	174
										勤勉手当	150
								4. 共済費	121	共済組合負担金	120
										退職手当負担金	1
2. 農業総務費	111,584	4,737	116,321				4,737	2. 給料	2,095	一般職給	2,095
								3. 職員手当等	2,197	時間外勤務手当	1,256
										期末手当	546
										勤勉手当	565
										児童手当	△170

6款　農林水産業費　　1項　農業費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								4. 共済費	445	共済組合負担金	437
										退職手当負担金	8
3. 農業振興費	151,737	0	151,737					1. 報酬	63	会計年度任用職員報酬	63
								3. 職員手当等	39	期末手当	21
										勤勉手当	18
								10. 需用費	△50	消耗品費	△50
								11. 役務費	△52	通信運搬費	△52
5. 畜産業費	34,458	43	34,501				43	1. 報酬	25	会計年度任用職員報酬	25
								3. 職員手当等	18	期末手当	8
										勤勉手当	10
計	789,408	5,778	795,186				5,778				

6款　農林水産業費　　2項　林業費

1. 林業総務費	60,642	1,512	62,154				1,512	2. 給料	1,126	一般職給	1,126
								3. 職員手当等	494	扶養手当	52
										通勤手当	△61
										期末手当	216
										勤勉手当	229
										寒冷地手当	58
								4. 共済費	△108	共済組合負担金	△120
										退職手当負担金	12
2. 林業振興費	460,982	150	461,132			150		1. 報酬	103	会計年度任用職員報酬	103
								3. 職員手当等	47	期末手当	25
										勤勉手当	22
計	583,250	1,662	584,912			150	1,512				

7款　商工費　　1項　商工費

1. 商工総務費	100,961	2,568	103,529				2,568	2. 給料	1,526	一般職給	1,526
								3. 職員手当等	840	期末手当	427
										勤勉手当	413

7款　商工費　　1項　商工費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								4. 共済費	202	共済組合負担金	197
										退職手当負担金	5
3. 消費者行政推進費	4,290	176	4,466				176	1. 報酬	124	会計年度任用職員報酬	124
								3. 職員手当等	52	期末手当	28
										勤勉手当	24
5. 観光費	231,989	3,623	235,612				3,623	2. 給料	1,860	一般職給	1,860
								3. 職員手当等	1,258	期末手当	542
										勤勉手当	716
								4. 共済費	505	共済組合負担金	488
										退職手当負担金	17
6. 観光施設費	521,763	377	522,140				377	1. 報酬	196	会計年度任用職員報酬	196
								3. 職員手当等	181	期末手当	95
										勤勉手当	86
計	1,566,888	6,744	1,573,632				6,744				

8款　土木費　　1項　土木管理費

1. 土木管理総務費	115,102	3,035	118,137				3,035	2. 給料	1,760	一般職給	1,760
								3. 職員手当等	884	期末手当	520
										勤勉手当	406
										寒冷地手当	△42
								4. 共済費	391	共済組合負担金	386
										退職手当負担金	5
計	115,102	3,035	118,137				3,035				

8款　土木費　　2項　道路橋りょう費

2. 道路維持費	968,351	2,002	970,353				2,002	2. 給料	794	会計年度任用職員	794
								3. 職員手当等	1,124	時間外勤務手当	332
										期末手当	405
										勤勉手当	387
								8. 旅費	84	費用弁償	84

８款　土木費　　２項　道路橋りょう費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
3. 道路新設改良費	308,890	557	309,447				557	2. 給料	257	一般職給	257
								3. 職員手当等	143	期末手当	76
										勤勉手当	67
								4. 共済費	157	共済組合負担金	155
										退職手当負担金	2
計	2,052,423	2,559	2,054,982				2,559				

８款　土木費　　４項　都市計画費

1. 都市計画総務費	62,500	1,542	64,042				1,542	2. 給料	656	一般職給	656
								3. 職員手当等	439	期末手当	196
										勤勉手当	243
								4. 共済費	447	共済組合負担金	441
										退職手当負担金	6
2. 公園管理費	34,431	27	34,458				27	3. 職員手当等	27	期末手当	13
										勤勉手当	14
計	96,931	1,569	98,500				1,569				

８款　土木費　　６項　公共下水道費

1. 公共下水道費	731,782	1,322	733,104				1,322	23. 投資及び出資金	1,322	下水道事業出資金	1,322
計	731,782	1,322	733,104				1,322				

９款　消防費　　１項　消防費

1. 常備消防費	1,342,090	36,678	1,378,768				36,678	2. 給料	13,551	一般職給	13,551
								3. 職員手当等	21,484	扶養手当	△13
										住居手当	714
										通勤手当	△34
										時間外勤務手当	8,364
										休日勤務手当	4,853
										期末手当	3,903

9款　消防費　　1項　消防費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
										勤勉手当	3,659
										寒冷地手当	38
								4. 共済費	1,643	共済組合負担金	1,517
										退職手当負担金	126
2. 非常備消防費	82,167	358	82,525				358	2. 給料	142	一般職給	142
								3. 職員手当等	152	時間外勤務手当	41
										期末手当	46
										勤勉手当	65
								4. 共済費	64	共済組合負担金	64
計	1,506,217	37,036	1,543,253				37,036				

10款　教育費　　1項　教育総務費

2. 事務局費	155,549	6,886	162,435				6,886	2. 給料	2,050	一般職給	2,050
								3. 職員手当等	3,247	時間外勤務手当	1,799
										休日勤務手当	71
										期末手当	662
										勤勉手当	757
										寒冷地手当	△42
								4. 共済費	1,589	共済組合負担金	1,577
										退職手当負担金	12
3. 教育センター費	12,405	550	12,955				550	1. 報酬	191	会計年度任用職員報酬	191
								3. 職員手当等	359	期末手当	67
										勤勉手当	292
5. 教育助成費	152,032	8,426	160,458				8,426	1. 報酬	2,461	会計年度任用職員報酬	2,461
								3. 職員手当等	5,965	期末手当	3,339
										勤勉手当	2,626
7. 学童研修センター運営費	17,906	268	18,174				268	1. 報酬	268	会計年度任用職員報酬	268
計	542,293	16,130	558,423				16,130				

10款　教育費　　２項　小学校費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2. 学校運営費	170,305	2,004	172,309				2,004	1. 報酬	837	会計年度任用職員報酬	837
								2. 給料	407	一般職給	407
								3. 職員手当等	724	期末手当	376
										勤勉手当	348
								4. 共済費	36	共済組合負担金	35
										退職手当負担金	1
計	240,026	2,004	242,030				2,004				

10款　教育費　　３項　中学校費

2. 学校運営費	93,523	1,188	94,711				1,188	1. 報酬	520	会計年度任用職員報酬	520
								2. 給料	137	一般職給	137
								3. 職員手当等	486	期末手当	219
										勤勉手当	267
								4. 共済費	45	共済組合負担金	44
										退職手当負担金	1
計	409,432	1,188	410,620				1,188				

10款　教育費　　４項　義務教育学校費

2. 学校運営費	22,532	464	22,996				464	1. 報酬	191	会計年度任用職員報酬	191
								3. 職員手当等	273	期末手当	44
										勤勉手当	229
計	33,595	464	34,059				464				

10款　教育費　　５項　社会教育費

1. 社会教育総務費	120,413	8,109	128,522				8,109	1. 報酬	123	会計年度任用職員報酬	123
								2. 給料	3,862	一般職給	3,862
								3. 職員手当等	2,786	通勤手当	93
										時間外勤務手当	862
										休日勤務手当	61
										期末手当	1,186

10款　教育費　　5項　社会教育費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
										勤勉手当	543
										寒冷地手当	41
								4. 共済費	1,338	共済組合負担金	1,055
										退職手当負担金	283
2. 文化振興費	157,368	2,753	160,121				2,753	1. 報酬	249	会計年度任用職員報酬	249
								2. 給料	1,379	一般職給	1,379
								3. 職員手当等	895	期末手当	482
										勤勉手当	455
										寒冷地手当	△42
								4. 共済費	230	共済組合負担金	220
										退職手当負担金	10
3. 公民館費	196,896	1,148	198,044				1,148	1. 報酬	851	会計年度任用職員報酬	851
								3. 職員手当等	297	期末手当	191
										勤勉手当	106
4. 文化会館費	99,555	46	99,601				46	1. 報酬	46	会計年度任用職員報酬	46
計	640,221	12,056	652,277				12,056				

10款　教育費　　6項　保健体育費

1. 保健体育総務費	51,921	1,604	53,525				1,604	1. 報酬	187	会計年度任用職員報酬	187
								2. 給料	680	一般職給	680
								3. 職員手当等	660	時間外勤務手当	247
										休日勤務手当	77
										期末手当	190
										勤勉手当	162
										寒冷地手当	△16
								4. 共済費	77	共済組合負担金	75
										退職手当負担金	2
4. 学校給食費	378,695	4,741	383,436				4,741	1. 報酬	2,980	会計年度任用職員報酬	2,980
								2. 給料	274	一般職給	274
								3. 職員手当等	1,416	期末手当	757

10款　教育費　　6項　保健体育費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
										勤勉手当	659
								4. 共済費	71	共済組合負担金	70
										退職手当負担金	1
計	639,573	6,345	645,918				6,345				

11款　災害復旧費　　1項　農林水産業施設災害復旧費

1. 農業用施設災害復旧費	18,156	14	18,170				14	2. 給料	132	一般職給	132
								3. 職員手当等	69	期末手当	36
										勤勉手当	33
								4. 共済費	△187	共済組合負担金	△190
										退職手当負担金	3
計	576,144	14	576,158				14				

11款　災害復旧費　　2項　公共土木施設災害復旧費

1. 公共土木施設災害復旧費	398,821	153	398,974				153	2. 給料	121	一般職給	121
								3. 職員手当等	59	期末手当	31
										勤勉手当	28
								4. 共済費	△27	共済組合負担金	△30
										退職手当負担金	3
計	398,821	153	398,974				153				
歳出合計	27,633,775	153,197	27,786,972	264		150	152,783				

給 与 費 明 細 書

１．特別職

		職員数	給与費							共済費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 3.475ヵ月分	地域手当	寒冷地 手 当	その他 の手当	計			
		（人）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	
補正後	長 等	3	0	25,632	8,537	0	255	88	34,512	12,846	47,358	その他の手当内訳
	議 員	18	72,660	0	20,994	0	0	0	93,654	17,912	111,566	通勤手当 88 千円
	その他の特別職	1,240	66,199	0	0	0	0	0	66,199	40	66,239	
	計	1,261	138,859	25,632	29,531	0	255	88	194,365	30,798	225,163	
補正前	長 等	3	0	25,632	8,415	0	297	88	34,432	13,263	47,695	
	議 員	18	72,660	0	23,850	0	0	0	96,510	17,912	114,422	
	その他の特別職	1,240	66,199	0	0	0	0	0	66,199	40	66,239	
	計	1,261	138,859	25,632	32,265	0	297	88	197,141	31,215	228,356	
比較	長 等	0	0	0	122	0	△ 42	0	80	△ 417	△ 337	
	議 員	0	0	0	△ 2,856	0	0	0	△ 2,856	0	△ 2,856	
	その他の特別職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	△ 2,734	0	△ 42	0	△ 2,776	△ 417	△ 3,193	

２．一般職

（１）総括

（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	（345）444	530,652	1,791,950	1,322,462	3,645,064	884,224	4,529,288	常勤職員　412人
補正前	（345）445	520,508	1,729,466	1,260,475	3,510,449	872,784	4,383,233	
比　較	（0）△1	10,144	62,484	61,987	134,615	11,440	146,055	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	53,168	933	21,393	29,929	9,888	127,273	300	2,180	8,200
	補正前	53,109	899	20,819	30,141	9,888	110,860	300	2,180	8,200
	比　較	59	34	574	△212	0	16,413	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	28,198	57,418	496,034	415,116	30,172	41,900	360		
	補正前	22,998	57,900	474,783	396,008	29,980	42,050	360		
	比　較	5,200	△482	21,251	19,108	192	△150	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア　会計年度任用職員以外の職員　　（単位：千円）

区　分	職員数 (人)	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	(14) 412	0	1,706,783	1,114,550	2,821,333	821,717	3,643,050	
補正前	(14) 413	0	1,645,208	1,064,726	2,709,934	810,277	3,520,211	
比　較	(0) △ 1	0	61,575	49,824	111,399	11,440	122,839	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	53,168	933	21,393	28,590	9,888	112,852	22	2,180	8,200
	補正前	53,109	899	20,819	28,802	9,888	96,810	22	2,180	8,200
	比　較	59	34	574	△ 212	0	16,042	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	28,198	57,418	392,982	327,964	30,172	40,230	360		
	補正前	22,998	57,900	377,944	314,435	29,980	40,380	360		
	比　較	5,200	△ 482	15,038	13,529	192	△ 150	0		

備考１　この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ　会計年度任用職員　　（単位：千円）

区　分	職員数 (人)	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	(331) 32	530,652	85,167	207,912	823,731	62,507	886,238	
補正前	(331) 32	520,508	84,258	195,749	800,515	62,507	863,022	
比　較	(0) 0	10,144	909	12,163	23,216	0	23,216	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	0	0	0	1,339	0	14,421	278	0	0
	補正前	0	0	0	1,339	0	14,050	278	0	0
	比　較	0	0	0	0	0	371	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	0	0	103,052	87,152	0	1,670	0		
	補正前	0	0	96,839	81,573	0	1,670	0		
	比　較	0	0	6,213	5,579	0	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

（２）給料及び職員手当等の増減額の明細

区　　分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	（千円）	説　　明		備　　考
給　　料	62,484	給与改定に伴う増減分	64,155			
		昇給に伴う増減分	0			
		その他の増減分	△ 1,671	退職者分	△ 1,671	
				採用者分	0	
				会計異動その他	0	
				会計年度任用職員分	0	
職員手当等	61,987	制度改正に伴う増減分	42,677			
		その他の増減分	19,310	退職者分	△ 734	
				採用者分	0	
				会計異動その他	19,673	
				会計年度任用職員分	371	

令和８年度　北秋田市一般会計補正予算（第８号）　特定財源説明資料

（単位：千円）

歳出							歳入					
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金　額	頁	款	項	目	目の名称	内　容
13	2	3	1	戸籍住民基本台帳費	国県支出金	251	8	15	2	1	総務費国庫補助金	個人番号カード交付事務費補助金　251
13	2	4	3	秋田県議会議員選挙費	国県支出金	13	8	16	3	1	総務費委託金	秋田県議会議員一般選挙事務委託金　13
18	6	2	2	林業振興費	その他	150	8	19	2	2	森林経営管理基金繰入金	森林経営管理基金繰入金　150

議案第101号

令和８年度　北秋田市一般会計補正予算（第９号）

令和８年度北秋田市一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４８８，８２３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２８，２７５，７９５千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加は、「第３表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の追加、変更は、「第４表　地方債補正」による。

令和８年12月１日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
13 分担金及び負担金		93,696	1,586	95,282
	1 分担金	1	1,496	1,497
	2 負担金	93,695	90	93,785
15 国庫支出金		2,718,296	28,880	2,747,176
	1 国庫負担金	1,500,483	17,187	1,517,670
	2 国庫補助金	1,211,009	11,693	1,222,702
16 県支出金		1,941,383	99,517	2,040,900
	1 県負担金	767,405	366	767,771
	2 県補助金	1,098,244	98,475	1,196,719
	3 県委託金	75,734	676	76,410
17 財産収入		82,864	7,400	90,264
	2 財産売払収入	14,833	7,400	22,233
18 寄附金		2,007,610	398	2,008,008
	1 寄附金	2,007,610	398	2,008,008
19 繰入金		2,382,376	45,209	2,427,585
	2 基金繰入金	2,281,996	45,209	2,327,205
20 繰越金		657,977	170,622	828,599
	1 繰越金	657,977	170,622	828,599

（単位:千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
21 諸収入		438,524	13,411	451,935
	4 受託事業収入	163,083	13,287	176,370
	5 雑入	189,872	124	189,996
22 市債		2,398,200	121,800	2,520,000
	1 市債	2,398,200	121,800	2,520,000
歳入合計		27,786,972	488,823	28,275,795

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,388,059	8,095	3,396,154
	1 総務管理費	3,002,063	4,999	3,007,062
	3 戸籍住民基本台帳費	131,174	2,413	133,587
	4 選挙費	26,579	683	27,262
3 民生費		6,763,775	57,494	6,821,269
	1 社会福祉費	4,133,269	14,389	4,147,658
	2 児童福祉費	2,014,292	20,188	2,034,480
	3 生活保護費	608,758	22,917	631,675
4 衛生費		2,755,443	5,736	2,761,179
	1 保健費	370,338	2,819	373,157
	2 衛生費	200,905	558	201,463
	3 清掃費	760,006	0	760,006
	5 病院費	1,180,871	2,359	1,183,230
5 労働費		137,718	2,431	140,149
	1 労働諸費	137,718	2,431	140,149
6 農林水産業費		1,381,248	9,352	1,390,600
	1 農業費	795,186	9,352	804,538
7 商工費		1,573,632	14,570	1,588,202

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 商工費	1,573,632	14,570	1,588,202
8 土木費		3,473,423	95,502	3,568,925
	2 道路橋りょう費	2,054,982	95,502	2,150,484
9 消防費		1,543,253	0	1,543,253
	1 消防費	1,543,253	0	1,543,253
10 教育費		2,543,327	23,678	2,567,005
	2 小学校費	242,030	1,950	243,980
	3 中学校費	410,620	8,558	419,178
	4 義務教育学校費	34,059	425	34,484
	5 社会教育費	652,277	8,190	660,467
	6 保健体育費	645,918	4,555	650,473
11 災害復旧費		997,690	271,965	1,269,655
	1 農林水産業施設災害復旧費	576,158	154,165	730,323
	2 公共土木施設災害復旧費	398,974	117,800	516,774
歳出合計		27,786,972	488,823	28,275,795

第２表　繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
8　土木費	2　道路橋りょう費	道路等維持事業	69,750
11　災害復旧費	1　農林水産業施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	29,931
11　災害復旧費	1　農林水産業施設災害復旧費	林道施設災害復旧事業	171,424
11　災害復旧費	2　公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	338,386

第３表　債務負担行為補正

追　加

事　　項	期　　間	限　　度　　額
		千円
市議会だより「ぎかいの杜」印刷業務	令和　９　年度	4,212
タブレット端末通信費	令和　９　年度	955
市議会会議録調製委託	令和　９　年度	1,085
市議会会議録検索システム保守委託	令和　９　年度	66
市議会会議録作成支援システム利用料	令和　９　年度	1,386
市議会映像インターネット配信システム利用料	令和　９　年度	1,573
市議会会議システム・グループウェア利用料	令和　９　年度	863
複合機賃貸借（議会事務局）	令和　９　年度	259
産業医委託	令和　９　年度	150
顧問弁護士委託	令和　９　年度	924
メンタルヘルスオンライン相談委託	令和　９　年度	924
280ＭＨｚデジタル同報無線システム運用・保守・管理委託	令和　９　年度	11,098
被災者支援システム保守委託	令和　９　年度	132
防災登録制メール配信システム保守委託	令和　９　年度	1,162
防災情報公式ＬＩＮＥ連携配信運用保守委託	令和　９　年度	462
ＬＧＷＡＮ版住宅地図使用料	令和　９　年度	381
ＷＥＢ版ハザードマップ使用料	令和　９　年度	96
広報紙印刷業務	令和　９　年度	16,050
市ホームページ保守委託	令和　９　年度	4,382
広報編集等ソフトウェア使用料	令和　９　年度	462
広報編集等フォント使用料	令和　９　年度	174
ＬＩＮＥ公式アカウント情報配信システム使用料	令和　９　年度	1,782
行政情報サービスｉＪＡＭＰ使用料	令和　９　年度	792
ふるさと寄附金決済手数料	令和　９　年度	寄附金額に対して契約等で定める料率を乗じて得た金額

事　　項	期　　間	限　　度　　額
ふるさと寄附金ポータルサイトシステム使用料	令和　9　年度	千円 寄附金額に対して契約等で定める料率を乗じて得た金額に基本料金等を加えた金額
ふるさと寄附金ワンストップ申請管理システム使用料	令和　9　年度	ワンストップ申請１件当たりの単価に取扱件数を乗じて得た金額に月間保守料を加えた金額
鷹巣市街地循環バス運行委託	令和　9　年度	12,826
オンプレ保守委託	令和　9　年度	15,424
ＬＧＷＡＮ運用保守業務委託	令和　9　年度	462
情報セキュリティ保守業務委託	令和　9　年度	5,938
行政オンライン化保守業務委託	令和　9　年度	757
生体認証システム保守業務委託	令和　9　年度	880
ＩＣＳクラウド使用料	令和　9　年度	55,858
リモート接続システム使用料	令和　9　年度	787
コラボレーションツール使用料	令和　9　年度	1,941
光ファイバ通信網設備保守委託	令和　9　年度	7,920
ＮＴＴ局舎接続使用料	令和　9　年度	935
ＮＴＴ地下管路設備使用料	令和　9　年度	2,700
地方公会計システム保守委託	令和　9　年度	440
工事・委託実績情報データベース検索システム使用料	令和　9　年度	20
公的機関調達情報検索システム使用料	令和　9　年度	528
契約管理システム使用料	令和　9　年度	536
市民バス運転委託	令和　9　年度	1,793
公有財産台帳システム閲覧データ作成委託	令和　9　年度	1,936
本庁舎等空調設備保守点検委託	令和　9　年度	2,145
本庁舎エレベーター保守点検委託	令和　9　年度	990
本庁舎等自動ドア保守点検委託	令和　9　年度	428
本庁舎等自家用工作物保守点検委託	令和　9　年度	687
宮前町庁舎警備委託	令和　9　年度	167
本庁舎等清掃委託	令和　9　年度	7,043

事　　項	期　　間	限　　度　　額
		千円
本庁舎等宿日直委託	令和 9 年度	5,742
本庁舎フロアマット賃貸借	令和 9 年度	151
本庁舎等電話設備賃貸借	令和 9 年度	461
庁舎窓口キャッシュレス決済手数料	令和 9 年度	決済金額に対して契約等で定める料率を乗じて得た金額に基本料金等を加えた金額
セミセルフレジ保守委託	令和 9 年度	840
セミセルフレジクラウド利用料	令和 9 年度	634
税務ＬＡＮ保守委託	令和 9 年度	4,948
地方税電子申告サービス（ＡＳＰサービス）利用料	令和 9 年度	1,677
土地情報管理システム利用料	令和 9 年度	2,536
家屋評価システム利用料	令和 9 年度	911
複合機賃貸借（税務課）	令和 9 年度	164
住基ネットシステム保守委託	令和 9 年度	1,167
戸籍届書入力支援委託	令和 9 年度	2,218
申請書作成システム保守委託	令和 9 年度	198
戸籍クラウドサービス使用料	令和 9 年度	9,804
複合機賃貸借（市民課）	令和 9 年度	667
コンビニ交付委託手数料	令和 9 年度	契約で定める交付１件当たりの単価に交付件数を乗じて得た金額
コンビニ交付本籍地交付サービス保守委託	令和 9 年度	225
行政キオスク端末保守委託	令和 9 年度	911
コンビニ交付システム使用料	令和 9 年度	3,947
地上デジタル放送難視聴対策用設備保守委託	令和 9 年度	1,730
畜犬登録及び狂犬病予防注射済票交付事務等委託	令和 9 年度	318
市営墓地清掃、除草、除雪等委託	令和 9 年度	2,007
鷹巣斎場火葬炉設備保守点検委託	令和 9 年度	704
鷹巣斎場自動ドア保守点検委託	令和 9 年度	159
鷹巣斎場自家用電気工作物保安管理委託	令和 9 年度	251

事項	期間	限度額
		千円
大町公衆便所清掃委託	令和 9 年度	106
鷹巣・阿仁埋立地最終処分場水質検査業務	令和 9 年度	1,437
ごみ分別アプリ使用料	令和 9 年度	858
北秋田市一般廃棄物最終処分場各種測定業務	令和 9 年度	3,697
クリーンリサイクルセンター粗大ごみ等受入管理委託	令和 9 年度	6,204
木質ごみ運搬委託	令和 9 年度	2,508
粗大ごみ運搬委託	令和 9 年度	356
合川庁舎受付等委託	令和 9 年度	5,336
合川庁舎清掃委託	令和 9 年度	1,326
合川庁舎等冬囲設置・撤去委託	令和 9 年度	51
合川庁舎敷地等草刈委託	令和 9 年度	293
合川庁舎自家用電気工作物保安管理委託	令和 9 年度	172
合川庁舎ボイラー保守性能検査整備委託	令和 9 年度	231
合川庁舎自動ドア保守点検委託	令和 9 年度	69
合川庁舎フロアマット賃貸借	令和 9 年度	49
森吉庁舎受付等委託	令和 9 年度	5,336
森吉庁舎清掃委託	令和 9 年度	1,660
森吉庁舎冬囲設置・撤去委託	令和 9 年度	201
森吉庁舎周辺剪定委託	令和 9 年度	59
森吉庁舎空調衛生設備保守点検委託	令和 9 年度	2,266
森吉庁舎自家用電気工作物保安管理委託	令和 9 年度	882
森吉庁舎エレベーター保守点検委託	令和 9 年度	542
森吉庁舎自動ドア保守点検委託	令和 9 年度	168
市民バス運転委託（森吉）	令和 9 年度	2,024
森吉庁舎フロアマット賃貸借	令和 9 年度	203
複合機賃貸借（森吉庁舎）	令和 9 年度	472
印刷機賃貸借（森吉庁舎）	令和 9 年度	27

事　　項	期　　間	限　　度　　額
		千円
前田出張所警備委託	令和 9 年度	163
複合機賃貸借（前田出張所）	令和 9 年度	144
阿仁庁舎及び山村開発センター受付等委託	令和 9 年度	5,336
阿仁庁舎及び山村開発センター清掃委託	令和 9 年度	1,326
阿仁庁舎施設等冬囲い設置・撤去委託	令和 9 年度	153
阿仁庁舎敷地等草刈委託	令和 9 年度	104
阿仁庁舎エレベーター保守点検委託	令和 9 年度	528
阿仁庁舎自家用電気工作物保安管理委託	令和 9 年度	330
阿仁庁舎自動ドア保守管理点検委託	令和 9 年度	108
阿仁庁舎空調設備保守点検委託	令和 9 年度	2,233
複合機賃貸借（阿仁庁舎）	令和 9 年度	388
農村環境改善センター受付等委託	令和 9 年度	3,597
農村環境改善センター清掃委託	令和 9 年度	663
農村環境改善センター等冬囲い設置・撤去委託	令和 9 年度	102
農村環境改善センター敷地等草刈委託	令和 9 年度	26
農村環境改善センター除排雪委託	令和 9 年度	208
農村環境改善センター夜間警備委託	令和 9 年度	291
複合機賃貸借（農村環境改善センター）	令和 9 年度	162
避難行動要支援者支援システム使用料	令和 9 年度	1,254
障害福祉業務総合支援ソフト賃貸借	令和 9 年度	634
生活保護システム標準準拠版サービス利用料	令和 9 年度	4,356
栄養管理ソフトウェア保守委託	令和 9 年度	126
公立保育園等厨房機器保守点検委託	令和 9 年度	424
公立保育園自動ドア保守点検委託	令和 9 年度	190
公立保育園等電気工作物保安管理委託	令和 9 年度	400
米内沢保育園保育業務支援システム保守委託	令和 9 年度	80
阿仁合保育園空調設備保守点検委託	令和 9 年度	638

事項	期間	限度額
		千円
北秋田市児童館管理運営委託	令和 9 年度	32,769
児童移送用車両賃貸借	令和 9 年度	1,961
あんしん電話事業委託	令和 9 年度	1,338
ゲートボール場管理運営委託	令和 9 年度	1,273
北秋田市成年後見支援センター運営委託	令和 9 年度	3,667
緊急通報装置賃貸借	令和 9 年度	240
複合機賃貸借（高齢福祉課）	令和 9 年度	600
保健センター清掃委託	令和 9 年度	1,212
保健センター自家用電気工作物保安管理委託	令和 9 年度	179
保健センター自動ドア保守管理委託	令和 9 年度	116
在宅当番医委託	令和 9 年度	2,667
合川保健センター電話設備賃貸借	令和 9 年度	10
予防接種委託	令和 9 年度	予防接種の種類ごとに定める単価に実績件数を乗じて得た額
農業委員会タブレット端末ＭＤＭ使用料	令和 9 年度	42
北秋田市農産物等直売所トイレ管理委託	令和 9 年度	1,822
死亡獣畜収集・運搬委託	令和 9 年度	1,948
死亡獣畜化製処理委託	令和 9 年度	4,505
県北地区死亡獣畜保冷施設管理委託	令和 9 年度	1,176
林地台帳管理システム保守委託	令和 9 年度	1,089
翠雲公園施設管理及び清掃委託	令和 9 年度	3,993
積算システム保守委託（農林課）	令和 9 年度	693
ＣＡＤシステム保守委託（農林課）	令和 9 年度	133
出稼労働者健康診断委託	令和 9 年度	44
セントラル合川自動ドア保守点検委託	令和 9 年度	35
複合機賃貸借（産業政策課）	令和 9 年度	231
地域おこし協力隊用自動車賃貸借	令和 9 年度	832

事項	期間	限度額
		千円
保育園留学運営委託	令和 9 年度	9,576
事業承継支援委託	令和 9 年度	16,060
移住体験事業アテンド委託	令和 9 年度	990
移住ポータルサイト運営委託	令和 9 年度	465
萱草工業団地給水設備保守委託	令和 9 年度	777
薬師山駐車場トイレ清掃委託	令和 9 年度	1,494
米内沢地区阿仁川水門管理委託	令和 9 年度	30
道路管理システム保守委託	令和 9 年度	495
複合機賃貸借（建設課）	令和 9 年度	805
道路台帳システム利用料	令和 9 年度	4,796
流雪溝及び融雪設備自家用電気工作物保安管理委託	令和 9 年度	345
ＣＡＤシステム保守委託（建設課）	令和 9 年度	242
地理情報管理システム保守委託	令和 9 年度	484
公園管理委託	令和 9 年度	14,464
公園トイレ清掃委託	令和 9 年度	2,472
公園水量管理委託	令和 9 年度	53
公営住宅管理システム保守委託	令和 9 年度	964
公営住宅エレベーター保守点検委託	令和 9 年度	938
森吉山周遊乗合タクシー運行委託	令和 9 年度	216
北秋田市観光案内等委託	令和 9 年度	16,345
大太鼓の館日常清掃委託	令和 9 年度	314
大太鼓の館受付委託	令和 9 年度	3,366
大太鼓の館警備委託	令和 9 年度	30
大太鼓の館空調設備保守点検委託	令和 9 年度	280
大太鼓の館自動ドア保守点検委託	令和 9 年度	18
大太鼓の館自家用電気工作物保安管理委託	令和 9 年度	43
大太鼓の館無線ＬＡＮ接続料	令和 9 年度	93

事項	期間	限度額
		千円
情報プラザ日常清掃委託	令和 9 年度	165
情報プラザ警備委託	令和 9 年度	7
情報プラザ自動ドア保守点検委託	令和 9 年度	67
道の駅あに無線ＬＡＮ接続料	令和 9 年度	93
東ノ又浄水場管理委託	令和 9 年度	1,811
森林レクリエーション阿仁・田沢総合案内所管理業務委託	令和 9 年度	880
熊牧場無線ＬＡＮ接続料	令和 9 年度	93
熊牧場飼育補助委託	令和 9 年度	3,761
交流センター日常清掃委託	令和 9 年度	3,459
交流センター警備委託	令和 9 年度	391
交流センター受付等委託	令和 9 年度	5,570
交流センターエレベーター保守点検委託	令和 9 年度	766
交流センター自動ドア保守点検委託	令和 9 年度	93
交流センター自家用電気工作物保安管理委託	令和 9 年度	245
文化会館舞台機構設備保守点検委託	令和 9 年度	1,122
文化会館舞台運営等委託	令和 9 年度	6,974
文化会館日常清掃委託	令和 9 年度	3,459
文化会館空調設備保守点検委託	令和 9 年度	1,914
文化会館警備委託	令和 9 年度	436
文化会館受付等委託	令和 9 年度	2,791
文化会館エレベーター保守点検委託	令和 9 年度	766
文化会館自家用電気工作物保安管理委託	令和 9 年度	383
文化会館自動ドア保守点検委託	令和 9 年度	187
浜辺の歌音楽館警備委託	令和 9 年度	389
浜辺の歌音楽館自家用電気工作物保安管理委託	令和 9 年度	185
胡桃館遺跡保管庫警備委託	令和 9 年度	99
伊勢堂岱縄文館自動ドア保守点検委託	令和 9 年度	171

事　　項	期　　間	限　　度　　額
		千円
伊勢堂岱縄文館警備委託	令和 9 年度	440
伊勢堂岱縄文館展示設備保守委託	令和 9 年度	267
伊勢堂岱縄文館清掃委託	令和 9 年度	1,686
文化財収蔵庫警備委託	令和 9 年度	427
異人館・伝承館施設管理・窓口受付委託	令和 9 年度	3,576
異人館・伝承館警備委託	令和 9 年度	212
体育館自家用電気工作物保安管理委託	令和 9 年度	967
体育館自動ドア保守点検委託	令和 9 年度	313
体育館エレベーター保守点検委託	令和 9 年度	108
体育館管理委託	令和 9 年度	28,262
野球場等管理委託	令和 9 年度	3,177
鷹巣陸上競技場管理委託	令和 9 年度	2,396
消防本部高機能指令センター設備保守委託	令和 9 年度	8,030
消防本部消防救急デジタル無線設備保守委託	令和 9 年度	11,600
メディカルコントロール委託	令和 9 年度	165
救命士気管挿管実習委託	令和 9 年度	462
西統合分署自家用電気工作物保安管理委託	令和 9 年度	225
阿仁分署自家用電気工作物保安管理委託	令和 9 年度	113
多言語通訳委託	令和 9 年度	130
ＮＥＴ１１９緊急通報システムサービス利用料	令和 9 年度	264
複合機賃貸借（教育総務課）	令和 9 年度	707
合川学童研修センター消防設備保守点検委託	令和 9 年度	119
合川学童研修センター浄化槽保守点検維持管理委託	令和 9 年度	151
小学校給食リフト保守点検委託	令和 9 年度	116
小学校自家用電気工作物保安管理委託	令和 9 年度	1,383
小学校警備委託	令和 9 年度	2,582
小学校エレベーター保守点検委託	令和 9 年度	2,248

事項	期間	限度額
		千円
小学校浄化槽保守点検維持管理委託	令和 9 年度	2,818
小学校消防設備保守点検委託	令和 9 年度	691
小学校防火設備保守点検委託	令和 9 年度	1,429
中学校警備委託	令和 9 年度	923
中学校エレベーター保守点検委託	令和 9 年度	819
中学校自家用電気工作物保安管理委託	令和 9 年度	790
中学校消防設備保守点検委託	令和 9 年度	542
中学校防火設備保守点検委託	令和 9 年度	981
義務教育学校警備委託	令和 9 年度	410
義務教育学校自家用電気工作物保安管理委託	令和 9 年度	209
義務教育学校消防設備保守点検委託	令和 9 年度	154
義務教育学校防火設備保守点検委託	令和 9 年度	123
学校給食センター消防設備保守点検委託	令和 9 年度	216
学校給食センター警備委託	令和 9 年度	1,071
学校給食センターボイラー保守点検委託	令和 9 年度	176
学校給食管理システム保守委託	令和 9 年度	231
学校給食センター自動ドア保守点検委託	令和 9 年度	1,059
学校給食センター自家用電気工作物保安管理委託	令和 9 年度	924
学校給食センター厨房設備保守管理委託	令和 9 年度	1,863
学校給食センター電力監視委託	令和 9 年度	102
学校給食センターエレベーター保守点検委託	令和 9 年度	753
学校給食センター給湯設備保守点検委託	令和 9 年度	1,100
学校給食費徴収管理システム保守委託	令和 9 年度	396
学校給食センター空調設備保守点検委託	令和 9 年度	1,855
米飯用食缶洗浄及び消毒保管委託	令和 9 年度	4,505
スクールバス運行委託	令和 9 年度	44,954
スクールタクシー運行委託	令和 9 年度	14,352

事　　項	期　　間	限　　度　　額
		千円
小・中学校等ＩＣＴ保守委託	令和 9 年度	4,620
小学校校内通信ネットワーク保守委託	令和 9 年度	10,015
中学校校内通信ネットワーク保守委託	令和 9 年度	5,868
義務教育学校校内通信ネットワーク保守委託	令和 9 年度	429
学習支援用ソフトライセンス使用料	令和 9 年度	1,843
複合機賃貸借（小学校）	令和 9 年度	125
印刷機賃貸借（小学校）	令和 9 年度	296
複合機賃貸借（中学校）	令和 9 年度	643
印刷機賃貸借（中学校）	令和 9 年度	198
印刷機賃貸借（義務教育学校）	令和 9 年度	40
坊沢公民館施設管理委託	令和 9 年度	4,313
栄公民館施設管理委託	令和 9 年度	4,095
前田公民館施設管理委託	令和 9 年度	4,191
複合機賃貸借（前田公民館）	令和 9 年度	119
七座公民館施設管理委託	令和 9 年度	4,041
綴子公民館施設管理委託	令和 9 年度	4,496
沢口公民館施設管理委託	令和 9 年度	4,841
七日市公民館施設管理委託	令和 9 年度	4,232
合川公民館施設管理委託	令和 9 年度	2,945
合川公民館清掃委託	令和 9 年度	1,321
合川公民館自家用電気工作物保安管理委託	令和 9 年度	231
合川公民館夜間警備委託	令和 9 年度	423
合川公民館空調設備保守点検委託	令和 9 年度	588
合川公民館自動ドア保守点検委託	令和 9 年度	80
印刷機賃貸借（合川公民館）	令和 9 年度	66
森吉コミュニティセンター施設管理委託	令和 9 年度	2,887
森吉コミュニティセンター自家用電気工作物保安管理委託	令和 9 年度	251

事　　項	期　　間	限　　度　　額
		千円
森吉コミュニティセンター自動ドア保守点検委託	令和 9 年度	47
森吉コミュニティセンター清掃委託	令和 9 年度	1,632
森吉コミュニティセンター夜間警備委託	令和 9 年度	295
森吉コミュニティセンター空調設備保守点検委託	令和 9 年度	1,441
複合機賃貸借（森吉コミュニティセンター）	令和 9 年度	172
印刷機賃貸借（森吉コミュニティセンター）	令和 9 年度	40
阿仁ふるさと文化センター清掃委託	令和 9 年度	1,354
阿仁ふるさと文化センター自家用電気工作物保安管理委託	令和 9 年度	235
阿仁ふるさと文化センター空調設備保守点検委託	令和 9 年度	418
阿仁ふるさと文化センター自動ドア保守点検委託	令和 9 年度	58
阿仁ふるさと文化センター夜間警備委託	令和 9 年度	185
阿仁ふるさと文化センター施設管理委託	令和 9 年度	2,723
印刷機保守委託（阿仁ふるさと文化センター）	令和 9 年度	70
複合機賃貸借（阿仁ふるさと文化センター）	令和 9 年度	198
鷹巣図書館施設管理委託	令和 9 年度	1,043
図書館コンピュータシステム保守委託	令和 9 年度	650
図書館図書情報オンラインサービス使用料	令和 9 年度	412
複合機賃貸借（鷹巣図書館）	令和 9 年度	103
北秋田市民ふれあいプラザ日常清掃委託	令和 9 年度	4,594
北秋田市民ふれあいプラザ空調設備保守点検委託	令和 9 年度	2,086
北秋田市民ふれあいプラザエレベーター保守点検委託	令和 9 年度	898
北秋田市民ふれあいプラザ自動ドア保守点検委託	令和 9 年度	330
北秋田市民ふれあいプラザ警備委託	令和 9 年度	284
北秋田市民ふれあいプラザ情報システム保守委託	令和 9 年度	115
北秋田市民ふれあいプラザ自家用電気工作物保安管理委託	令和 9 年度	799
北秋田市民ふれあいプラザ施設管理委託	令和 9 年度	3,844
印刷機保守委託（北秋田市民ふれあいプラザ）	令和 9 年度	295

第４表　地方債補正

追　加

起　債　の　目　的	限度額	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法
	千円			
農地農業用施設災害復旧事業	12,100	証書借入又は証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

変　更

起　債　の　目　的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
	千円				千円			
道路舗装補修事業	76,600	証書借入又は証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	130,400	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
林業施設災害復旧事業	35,400	〃	〃	〃	91,300	〃	〃	〃

令和８年度北秋田市一般会計補正予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金	93,696	1,586	95,282
15 国庫支出金	2,718,296	28,880	2,747,176
16 県支出金	1,941,383	99,517	2,040,900
17 財産収入	82,864	7,400	90,264
18 寄附金	2,007,610	398	2,008,008
19 繰入金	2,382,376	45,209	2,427,585
20 繰越金	657,977	170,622	828,599
21 諸収入	438,524	13,411	451,935
22 市債	2,398,200	121,800	2,520,000
歳入合計	27,786,972	488,823	28,275,795

（歳　　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,388,059	8,095	3,396,154	2,766			5,329
3 民生費	6,763,775	57,494	6,821,269	35,598			21,896
4 衛生費	2,755,443	5,736	2,761,179	108		△1,312	6,940
5 労働費	137,718	2,431	140,149				2,431
6 農林水産業費	1,381,248	9,352	1,390,600	3,724		42	5,586
7 商工費	1,573,632	14,570	1,588,202	9,120			5,450
8 土木費	3,473,423	95,502	3,568,925		53,800		41,702
9 消防費	1,543,253	0	1,543,253			15,157	△15,157
10 教育費	2,543,327	23,678	2,567,005				23,678
11 災害復旧費	997,690	271,965	1,269,655	77,081	68,000	1,496	125,388
歳出合計	27,786,972	488,823	28,275,795	128,397	121,800	15,383	223,243

2　歳　　入

13款　分担金及び負担金　　1項　分担金　　（単位:千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
1. 災害復旧費分担金	1	1,496	1,497	1. 農林水産業施設災害復旧費分担金	1,496	農地農業用施設災害復旧費分担金	1,496
計	1	1,496	1,497				

13款　分担金及び負担金　　2項　負担金

3. 衛生費負担金	5,705	90	5,795	1. 保健費負担金	90	未熟児等養育費負担金	90
計	93,695	90	93,785				

15款　国庫支出金　　1項　国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	1,392,357	17,187	1,409,544	3. 生活保護費負担金	17,187	生活保護費負担金	17,187
計	1,500,483	17,187	1,517,670				

15款　国庫支出金　　2項　国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	72,588	2,090	74,678	2. 戸籍住民基本台帳費補助金	2,090	個人番号カード交付事務費補助金	2,090
2. 民生費国庫補助金	482,831	483	483,314	2. 児童福祉費補助金	483	子ども・子育て支援交付金 子どものための教育・保育給付金	2,059 △1,576
4. 商工費国庫補助金	5,347	9,120	14,467	1. 商工費補助金	9,120	地域経済循環創造事業交付金	9,120
計	1,211,009	11,693	1,222,702				

16款　県支出金　　1項　県負担金

1. 民生費県負担金	766,659	258	766,917	2. 児童福祉費負担金	258	施設型給付費負担金	258
2. 衛生費県負担金	205	108	313	1. 保健費負担金	108	未熟児養育医療費等負担金	108
計	767,405	366	767,771				

16款　県支出金　　２項　県補助金　　（単位:千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　明	
2. 民生費県補助金	232,187	17,670	249,857	1. 社会福祉費補助金	14,647	灯油購入費助成事業補助金	14,647
				3. 児童福祉費補助金	3,023	市町村子ども・子育て支援事業費補助金	2,059
						施設型給付費地方単独費用補助金	964
4. 農林水産業費県補助金	378,670	3,724	382,394	1. 農業費補助金	3,724	農業用施設小災害復旧事業費補助金	3,724
9. 災害復旧費県補助金	407,517	77,081	484,598	2. 農林水産業施設災害復旧費補助金	77,081	農地農業用施設災害復旧費補助金	14,965
						林業施設災害復旧費補助金	62,116
計	1,098,244	98,475	1,196,719				

16款　県支出金　　３項　県委託金

1. 総務費委託金	60,288	676	60,964	4. 選挙費委託金	676	秋田県議会議員一般選挙事務委託金	676
計	75,734	676	76,410				

17款　財産収入　　２項　財産売払収入

1. 不動産売払収入	14,832	180	15,012	1. 不動産売払収入	180	土地売払収入	180
2. 物品売払収入	1	7,220	7,221	1. 物品売払収入	7,220	物品売払収入	7,220
計	14,833	7,400	22,233				

18款　寄附金　　１項　寄附金

2. 衛生費寄附金	307	398	705	1. 保健費寄附金	398	保健事業費寄附金	398
計	2,007,610	398	2,008,008				

19款　繰入金　　２項　基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	2,138,523	45,209	2,183,732	1. 財政調整基金繰入金	45,209	財政調整基金繰入金	45,209
計	2,281,996	45,209	2,327,205				

20款　繰越金　　１項　繰越金

1. 繰越金	657,977	170,622	828,599	1. 繰越金	170,622	繰越金	170,622

20款　繰越金　　1項　繰越金　　（単位:千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
計	657,977	170,622	828,599			

21款　諸収入　　4項　受託事業収入

3. 衛生費受託事業収入	47,049	△1,800	45,249	1. 衛生費受託事業収入	△1,800	衛生費受託事業収入	△1,800
5. 消防費受託事業収入	103,899	15,087	118,986	1. 消防費受託事業収入	15,087	消防費受託事業収入	15,087
計	163,083	13,287	176,370				

21款　諸収入　　5項　雑入

3. 雑入	189,870	124	189,994	1. 雑入	124	秋田県消防協会大館北秋田支部助成金	70
						多面的機能支払交付金返還金(過年度分)	54
計	189,872	124	189,996				

22款　市債　　1項　市債

6. 土木債	793,000	53,800	846,800	4. 緊急自然災害防止対策事業債	53,800	緊急自然災害防止対策事業債	53,800
9. 災害復旧事業債	99,400	68,000	167,400	2. 林業施設災害復旧事業債	55,900	林業施設災害復旧事業債	55,900
				4. 農地農業用施設災害復旧事業債	12,100	農地農業用施設災害復旧事業債	12,100
計	2,398,200	121,800	2,520,000				
歳入合計	27,786,972	488,823	28,275,795				

3　歳　　出

2款　総務費　　1項　総務管理費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
6. 財産管理費	137,768	2,802	140,570				2,802	10. 需用費	1,216	燃料費	1,216
								12. 委託料	1,586	PCB運搬・処分委託	1,586
13. 森吉総合窓口センター費	109,067	185	109,252				185	11. 役務費	185	通信運搬費	185
14. 阿仁総合窓口センター費	99,573	582	100,155				582	10. 需用費	582	燃料費	582
16. 情報通信設備管理費	58,772	1,430	60,202				1,430	14. 工事請負費	1,430	工事請負費	1,430
計	3,002,063	4,999	3,007,062				4,999				

2款　総務費　　3項　戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	131,174	2,413	133,587	2,090			323	12. 委託料	323	行政キオスク端末ポータブル画面改修委託	44
										コンビニ交付システム改修委託	279
								17. 備品購入費	2,090	券面プリンター	2,090
計	131,174	2,413	133,587	2,090			323				

2款　総務費　　4項　選挙費

1. 選挙管理委員会費	17,954	7	17,961				7	22. 償還金、利子及び割引料	7	返還金	7
3. 秋田県議会議員選挙費	8,135	676	8,811	676				10. 需用費	10	印刷製本費	10
								12. 委託料	666	ポスター掲示場設置委託	556
										啓発看板設置委託	110
計	26,579	683	27,262	676			7				

3款　民生費　　1項　社会福祉費

1. 社会福祉総務費	155,416	11,209	166,625	14,647			△3,438	10. 需用費	457	消耗品費	194
										印刷製本費	263

3款　民生費　　1項　社会福祉費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								11. 役務費	1,752	通信運搬費	742
										手数料	1,010
								19. 扶助費	9,000	扶助費	9,000
2. 老人福祉費	1,284,300	3,101	1,287,401				3,101	27. 繰出金	3,101	介護保険特別会計繰出金	3,101
6. 後期高齢者医療費	703,473	79	703,552				79	27. 繰出金	79	後期高齢者医療特別会計繰出金	79
計	4,133,269	14,389	4,147,658	14,647			△258				

3款　民生費　　2項　児童福祉費

1. 児童福祉総務費	152,121	1,188	153,309				1,188	10. 需用費	31	印刷製本費	31
								11. 役務費	18	通信運搬費	18
								12. 委託料	689	ハッピーアニバーサリー事業委託	689
								19. 扶助費	450	扶助費	450
2. 児童措置費	1,304,100	19,000	1,323,100	3,764			15,236	12. 委託料	4,445	地域子育て支援拠点事業委託	4,445
								18. 負担金、補助及び交付金	1,034	特別保育事業費補助金	1,034
								19. 扶助費	13,521	扶助費	13,521
計	2,014,292	20,188	2,034,480	3,764			16,424				

3款　民生費　　3項　生活保護費

2. 扶助費	544,005	22,917	566,922	17,187			5,730	19. 扶助費	22,917	扶助費	22,917
計	608,758	22,917	631,675	17,187			5,730				

4款　衛生費　　1項　保健費

2. 保健事業費	83,250	400	83,650			398	2	10. 需用費	210	印刷製本費	210
								17. 備品購入費	190	健康教室用備品	190
4. 母子保健事業費	73,891	2,419	76,310	108		90	2,221	12. 委託料	786	健康診査委託	786
								19. 扶助費	1,633	扶助費	1,633
計	370,338	2,819	373,157	108		488	2,223				

4款　衛生費　　2項　衛生費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
4. 斎場管理費	26,023	558	26,581				558	10.需用費	558	燃料費	558
計	200,905	558	201,463				558				

4款　衛生費　　3項　清掃費

2. 塵芥処理費	560,915	0	560,915			△374	374				
3. し尿処理費	196,090	0	196,090			△1,426	1,426				
計	760,006	0	760,006			△1,800	1,800				

4款　衛生費　　5項　病院費

2. 診療所費	258,015	2,359	260,374				2,359	27.繰出金	2,359	阿仁診療所特別会計繰出金	2,359
計	1,180,871	2,359	1,183,230				2,359				

5款　労働費　　1項　労働諸費

1. 労働諸費	27,256	2,431	29,687				2,431	18.負担金、補助及び交付金	2,431	外国人就労者確保支援事業補助金	2,431
計	137,718	2,431	140,149				2,431				

6款　農林水産業費　　1項　農業費

6. 農地費	212,861	9,352	222,213	3,724		42	5,586	18.負担金、補助及び交付金	9,310	農地・農業用施設小災害復旧事業補助金	9,310
								22.償還金、利子及び割引料	42	返還金	42
計	795,186	9,352	804,538	3,724		42	5,586				

7款　商工費　　1項　商工費

2. 商工振興費	229,139	14,570	243,709	9,120			5,450	18.負担金、補助及び交付金	14,570	起業支援補助金	890
										地域経済循環創造事業補助金	13,680
計	1,573,632	14,570	1,588,202	9,120			5,450				

8款　土木費　　2項　道路橋りょう費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2. 道路維持費	970,353	95,502	1,065,855		53,800		41,702	13. 使用料及び賃借料	25,752	作業用機械借上料	25,752
								14. 工事請負費	69,750	工事請負費	69,750
計	2,054,982	95,502	2,150,484		53,800		41,702				

9款　消防費　　1項　消防費

1. 常備消防費	1,378,768	0	1,378,768			15,087	△15,087				
2. 非常備消防費	82,525	0	82,525			70	△70				
計	1,543,253	0	1,543,253			15,157	△15,157				

10款　教育費　　2項　小学校費

2. 学校運営費	172,309	1,950	174,259				1,950	10. 需用費	1,950	燃料費	1,950
計	242,030	1,950	243,980				1,950				

10款　教育費　　3項　中学校費

1. 学校管理費	23,019	6,462	29,481				6,462	14. 工事請負費	5,830	工事請負費	5,830
								17. 備品購入費	632	ストーブ	632
2. 学校運営費	94,711	2,096	96,807				2,096	10. 需用費	2,096	燃料費	1,668
										光熱水費	428
計	410,620	8,558	419,178				8,558				

10款　教育費　　4項　義務教育学校費

2. 学校運営費	22,996	425	23,421				425	10. 需用費	425	燃料費	425
計	34,059	425	34,484				425				

10款　教育費　　5項　社会教育費

2. 文化振興費	160,121	6,573	166,694				6,573	12. 委託料	1,117	PCB運搬・処分委託	768
										支障木伐採委託	349
								14. 工事請負費	5,456	工事請負費	5,456

10款　教育費　　５項　社会教育費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
3. 公民館費	198,044	1,124	199,168				1,124	10. 需用費	1,124	燃料費	1,124
5. ふれあいプラザ費	59,754	493	60,247				493	10. 需用費	493	光熱水費	493
計	652,277	8,190	660,467				8,190				

10款　教育費　　６項　保健体育費

1. 保健体育総務費	53,525	4,555	58,080				4,555	18. 負担金、補助及び交付金	4,555	児童生徒スポーツ大会出場費補助金	4,555
計	645,918	4,555	650,473				4,555				

11款　災害復旧費　　１項　農林水産業施設災害復旧費

1. 農業用施設災害復旧費	18,170	29,931	48,101	14,965	12,100	1,496	1,370	14. 工事請負費	29,931	工事請負費	29,931
2. 林業施設災害復旧費	557,988	124,234	682,222	62,116	55,900		6,218	14. 工事請負費	124,234	工事請負費	124,234
計	576,158	154,165	730,323	77,081	68,000	1,496	7,588				

11款　災害復旧費　　２項　公共土木施設災害復旧費

1. 公共土木施設災害復旧費	398,974	117,800	516,774				117,800	14. 工事請負費	117,800	工事請負費	117,800
計	398,974	117,800	516,774				117,800				
歳出合計	27,786,972	488,823	28,275,795	128,397	121,800	15,383	223,243				

令和８年度　北秋田市一般会計補正予算（第９号）　特定財源説明資料

（単位：千円）

歳出							歳入					
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金　額	頁	款	項	目	目の名称	内　容
25	2	3	1	戸籍住民基本台帳費	国県支出金	2,090	22	15	2	1	総務費国庫補助金	個人番号カード交付事務費補助金　2,090
25	2	4	3	秋田県議会議員選挙費	国県支出金	676	23	16	3	1	総務費委託金	秋田県議会議員一般選挙事務委託金　676
25	3	1	1	社会福祉総務費	国県支出金	14,647	23	16	2	2	民生費県補助金	灯油購入費助成事業補助金　14,647
26	3	2	2	児童措置費	国県支出金	3,764	22	15	2	2	民生費国庫補助金	子ども・子育て支援交付金　2,059　　子どものための教育・保育給付金　△1,576
							22	16	1	1	民生費県負担金	施設型給付費負担金　258
							23	16	2	2	民生費県補助金	市町村子ども・子育て支援事業費補助金　2,059　　施設型給付費地方単独費用補助金　964
26	3	3	2	扶助費	国県支出金	17,187	22	15	1	1	民生費国庫負担金	生活保護費負担金　17,187
26	4	1	2	保健事業費	その他	398	23	18	1	2	衛生費寄附金	保健事業費寄附金　398
26	4	1	4	母子保健事業費	国県支出金	108	22	16	1	2	衛生費県負担金	未熟児養育医療費等負担金　108
					その他	90	22	13	2	3	衛生費負担金	未熟児等養育費負担金　90
27	4	3	2	塵芥処理費	その他	△374	24	21	4	3	衛生費受託事業収入	衛生費受託事業収入　△374（△1,800のうち）
27	4	3	3	し尿処理費	その他	△1,426	24	21	4	3	衛生費受託事業収入	衛生費受託事業収入　△1,426（△1,800のうち）
27	6	1	6	農地費	国県支出金	3,724	23	16	2	4	農林水産業費県補助金	農業用施設小災害復旧事業費補助金　3,724
					その他	42	24	21	5	3	雑入	多面的機能支払交付金返還金(過年度分)　42（54のうち）
27	7	1	2	商工振興費	国県支出金	9,120	22	15	2	4	商工費国庫補助金	地域経済循環創造事業交付金　9,120
28	8	2	2	道路維持費	地方債	53,800	24	22	1	6	土木債	緊急自然災害防止対策事業債　53,800
28	9	1	1	常備消防費	その他	15,087	24	21	4	5	消防費受託事業収入	消防費受託事業収入　15,087
28	9	1	2	非常備消防費	その他	70	24	21	5	3	雑入	秋田県消防協会大館北秋田支部助成金　70
29	11	1	1	農業用施設災害復旧費	国県支出金	14,965	23	16	2	9	災害復旧費県補助金	農地農業用施設災害復旧費補助金　14,965
					地方債	12,100	24	22	1	9	災害復旧事業債	農地農業用施設災害復旧事業債　12,100
					その他	1,496	22	13	1	1	災害復旧費分担金	農地農業用施設災害復旧費分担金　1,496
29	11	1	2	林業施設災害復旧費	国県支出金	62,116	23	16	2	9	災害復旧費県補助金	林業施設災害復旧費補助金　62,116
					地方債	55,900	24	22	1	9	災害復旧事業債	林業施設災害復旧事業債　55,900

議案第102号

令和８年度　北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

令和８年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，０５５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３，０５４，８９４千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年12月１日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位:千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
5 繰　　入　　金		283,189	1,055	284,244
	1 他　会　計　繰　入　金	283,188	1,055	284,243
歳　入　合　計		3,053,839	1,055	3,054,894

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総　　務　　費		79,205	1,055	80,260
	1 総　務　管　理　費	71,829	1,055	72,884
歳　出　合　計		3,053,839	1,055	3,054,894

令和８年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	補　正　前　の　額	補　正　額	計
5 繰　　入　　金	283,189	1,055	284,244
歳　入　合　計	3,053,839	1,055	3,054,894

（歳　　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	79,205	1,055	80,260			1,055	
歳出合計	3,053,839	1,055	3,054,894			1,055	

2　歳　　入

5款　繰入金　　1項　他会計繰入金　　（単位:千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
1.　一般会計繰入金	283,188	1,055	284,243	1.　一般会計繰入金	1,055	人件費繰入金	806
						事務費繰入金	249
計	283,188	1,055	284,243				
歳入合計	3,053,839	1,055	3,054,894				

3　歳　　出

1款　総務費　　1項　総務管理費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	71,829	1,055	72,884			1,055		1. 報酬	237	会計年度任用職員報酬	237
								2. 給料	605	一般職給	605
								3. 職員手当等	41	期末手当	81
										勤勉手当	△40
								4. 共済費	172	共済組合負担金	166
										退職手当負担金	6
計	71,829	1,055	72,884			1,055					
歳出合計	3,053,839	1,055	3,054,894			1,055					

給　与　費　明　細　書

１．一般職

（１）総括　　（単位：千円）

区　　分	職員数（人）	給　　与　　費				共済費	合　　計	備　　考
		報　　酬	給　　料	職員手当等	計			
補正後	（　３　） ６	6,005	21,788	14,384	42,177	9,388	51,565	常勤職員　６人
補正前	（　３　） ６	5,768	21,183	14,343	41,294	9,216	50,510	
比　　較	（　０　） ０	237	605	41	883	172	1,055	

	区　　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	312	0	294	250	0	1,122	0	11	0
	補正前	312	0	294	250	0	1,122	0	11	0
	比　　較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区　　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	5	468	6,219	5,027	436	240	0		
	補正前	5	468	6,138	5,067	436	240	0		
	比　　較	0	0	81	△ 40	0	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア　会計年度任用職員以外の職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	（　0　） 6	0	21,788	11,957	33,745	8,855	42,600	
補正前	（　0　） 6	0	21,183	11,922	33,105	8,689	41,794	
比　較	（　0　） 0	0	605	35	640	166	806	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	312	0	294	250	0	1,122	0	11	0
	補正前	312	0	294	250	0	1,122	0	11	0
	比　較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	5	468	4,902	3,917	436	240	0		
	補正前	5	468	4,823	3,961	436	240	0		
	比　較	0	0	79	△ 44	0	0	0		

備考１　この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ　会計年度任用職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	（　3　） 0	6,005	0	2,427	8,432	533	8,965	
補正前	（　3　） 0	5,768	0	2,421	8,189	527	8,716	
比　較	（　0　） 0	237	0	6	243	6	249	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比　較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	0	0	1,317	1,110	0	0	0		
	補正前	0	0	1,315	1,106	0	0	0		
	比　較	0	0	2	4	0	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

（２）給料及び職員手当等の増減額の明細

区　　分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	（千円）	説　　明		備　　考
給　　料	605	給与改定に伴う増減分	713			
		普通昇給に伴う増加分	0			
		その他の増減分	△ 108	退職者分	0	
				採用者分	0	
				会計異動その他	△ 108	
				会計年度任用職員分	0	
職員手当等	41	制度改正に伴う増減分	374			
		その他の増減分	△ 333	退職者分	0	
				採用者分	0	
				会計異動その他	△ 333	
				会計年度任用職員分	0	

議案第103号

令和８年度　北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

令和８年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第１条　地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第１表　債務負担行為」による。

令和８年12月１日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　債務負担行為

事項	期間	限度額
		千円
コクホライン保守委託	令和　9　年度	438
国保市町村事務処理標準システム保守委託	令和　9　年度	3,563
国保市町村事務処理標準システムデータセンター利用料	令和　9　年度	2,363
税務ＬＡＮ保守委託（税務課）	令和　9　年度	1,650
複合機賃貸借（市民課）	令和　9　年度	274
複合機賃貸借（税務課）	令和　9　年度	62

議案第104号

令和８年度　北秋田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

令和８年度北秋田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３２，７１４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７２２，１３４千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

令和８年12月１日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
１後期高齢者医療保険料		478,668	32,355	511,023
	１後期高齢者医療保険料	478,668	32,355	511,023
３繰入金		207,415	79	207,494
	１一般会計繰入金	207,415	79	207,494
５諸収入		2,335	280	2,615
	４雑入	1,332	280	1,612
歳入合計		689,420	32,714	722,134

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総　　務　　費		6,244	359	6,603
	1 総　務　管　理　費	4,379	359	4,738
2 後期高齢者医療広域連合納付金		682,175	32,355	714,530
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	682,175	32,355	714,530
歳　　出　　合　　計		689,420	32,714	722,134

第２表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　　度　　額
		千円
後期高齢者医療システムネットワーク保守委託	令和　9　年度	113

令和８年度北秋田市後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	478,668	32,355	511,023
3 繰入金	207,415	79	207,494
5 諸収入	2,335	280	2,615
歳入合計	689,420	32,714	722,134

（歳　　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	6,244	359	6,603			359	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	682,175	32,355	714,530				32,355
歳出合計	689,420	32,714	722,134			359	32,355

2　歳　　入

1款　後期高齢者医療保険料　　1項　後期高齢者医療保険料　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
1. 特別徴収保険料	381,326	△26,542	354,784	1. 現年度分	△26,542	現年度分	△26,542
2. 普通徴収保険料	97,342	58,897	156,239	1. 現年度分	58,897	現年度分	58,897
計	478,668	32,355	511,023				

3款　繰入金　　1項　一般会計繰入金

1. 事務費繰入金	4,910	79	4,989	1. 事務費繰入金	79	事務費繰入金	79
計	207,415	79	207,494				

5款　諸収入　　4項　雑入

4. 雑入	1,329	280	1,609	1. 雑入	280	広域連合特別対策補助金	280
計	1,332	280	1,612				
歳入合計	689,420	32,714	722,134				

3　歳　　出

1款　総務費　　1項　総務管理費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	4,379	359	4,738			359		18.負担金、補助及び交付金	359	市民プール利用助成金	359
計	4,379	359	4,738			359					

2款　後期高齢者医療広域連合納付金　　1項　後期高齢者医療広域連合納付金

1. 後期高齢者医療広域連合納付金	682,175	32,355	714,530				32,355	18.負担金、補助及び交付金	32,355	後期高齢者医療広域連合納付金	32,355
計	682,175	32,355	714,530				32,355				
歳出合計	689,420	32,714	722,134			359	32,355				

議案第105号

令和８年度　北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第２号）

令和８年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７７１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１１，５５０千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年12月１日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位:千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 繰　　入　　金		40,626	771	41,397
	1 他　会　計　繰　入　金	40,626	771	41,397
歳　入　合　計		110,779	771	111,550

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総　　務　　費		72,763	771	73,534
	1 施　設　管　理　費	72,763	771	73,534
歳　出　合　計		110,779	771	111,550

令和８年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	補　正　前　の　額	補　正　額	計
3 繰　　入　　金	40,626	771	41,397
歳　入　合　計	110,779	771	111,550

（歳　　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	72,763	771	73,534			771	
歳出合計	110,779	771	111,550			771	

2　歳　　入

3款　繰入金　　1項　他会計繰入金　　（単位:千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
1. 一般会計繰入金	40,626	771	41,397	1. 一般会計繰入金	771	一般会計繰入金	771
計	40,626	771	41,397				
歳入合計	110,779	771	111,550				

3　歳　　出

1款　総務費　　1項　施設管理費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	72,763	771	73,534			771		2. 給料	464	一般職給	464
								3. 職員手当等	223	期末手当	111
										勤勉手当	112
								4. 共済費	84	共済組合負担金	86
										退職手当負担金	△2
計	72,763	771	73,534			771					
歳出合計	110,779	771	111,550			771					

給　与　費　明　細　書

１．一般職

（１）総括　　（単位：千円）

区　　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　　計	備　　考
		報　　酬	給　　料	職員手当等	計			
補正後	（　10） 2	16,399	11,232	10,608	38,239	4,855	43,094	常勤職員 2人
補正前	（　10） 2	16,399	10,768	10,385	37,552	4,771	42,323	
比　　較	（　0） 0	0	464	223	687	84	771	

	区　　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	0	0	0	200	0	1,145	0	0	0
	補正前	0	0	0	200	0	1,145	0	0	0
	比　　較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区　　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	2	0	4,900	4,164	197	0	0		
	補正前	2	0	4,789	4,052	197	0	0		
	比　　較	0	0	111	112	0	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア　会計年度任用職員以外の職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	（　1） 2	0	11,232	5,938	17,170	3,730	20,900	
補正前	（　1） 2	0	10,768	5,715	16,483	3,646	20,129	
比　較	（　0） 0	0	464	223	687	84	771	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	0	0	0	200	0	1,145	0	0	0
	補正前	0	0	0	200	0	1,145	0	0	0
	比　較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	2	0	2,375	2,019	197	0	0		
	補正前	2	0	2,264	1,907	197	0	0		
	比　較	0	0	111	112	0	0	0		

備考１　この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ　会計年度任用職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	（　9） 0	16,399	0	4,670	21,069	1,125	22,194	
補正前	（　9） 0	16,399	0	4,670	21,069	1,125	22,194	
比　較	（　0） 0	0	0	0	0	0	0	

職員手当等の内訳

区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0
比　較	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
補正後	0	0	2,525	2,145	0	0	0		
補正前	0	0	2,525	2,145	0	0	0		
比　較	0	0	0	0	0	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

（２）給料及び職員手当等の増減額の明細

区　　分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	（千円）	説　　明	備　　考
給　　料	464	給与改定に伴う増減分	464		
		普通昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0	退職者分 0	
				採用者分 0	
				会計異動その他 0	
				会計年度任用職員分 0	
職員手当等	223	制度改正に伴う増減分	223		
		その他の増減分	0	退職者分 0	
				採用者分 0	
				会計異動その他 0	
				会計年度任用職員分 0	

議案第106号

令和８年度　北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第３号）

令和８年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第１条　地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第１表　債務負担行為」による。

令和８年12月１日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　債務負担行為

事項	期間	限度額
		千円
診療委託	令和　9　年度	19,934
清掃委託	令和　9　年度	995
警備委託	令和　9　年度	198
自家用電気工作物保安管理委託	令和　9　年度	225
電話設備賃貸借	令和　9　年度	10
医事会計システム保守委託	令和　9　年度	396
オンライン資格確認システム保守委託	令和　9　年度	14
病理検査委託	令和　9　年度	4,996
Ｘ線画像読取システム保守委託	令和　9　年度	325
医事会計システム賃貸借	令和　9　年度	196
酸素供給装置賃貸借	令和　9　年度	2,271
寝具賃貸借	令和　9　年度	282
人工呼吸器賃貸借	令和　9　年度	964

議案第107号

令和８年度　北秋田市介護保険特別会計補正予算（第３号）

令和８年度北秋田市介護保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，７０６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，６５３，５２３千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年12月１日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,438,772	57	1,438,829
	2 国庫補助金	526,717	57	526,774
4 支払基金交付金		1,392,894	54	1,392,948
	1 支払基金交付金	1,392,894	54	1,392,948
5 県支出金		761,832	25	761,857
	2 県補助金	29,189	25	29,214
7 繰入金		856,600	2,570	859,170
	1 一般会計繰入金	826,599	2,539	829,138
	2 介護保険財政調整基金繰入金	30,001	31	30,032
歳入合計		5,650,817	2,706	5,653,523

歳　出

（単位:千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総　　務　　費		101,119	1,983	103,102
	1 総　務　管　理　費	55,924	1,669	57,593
	3 介　護　認　定　審　査　会　費	36,473	314	36,787
3 地　域　支　援　事　業　費		197,552	723	198,275
	1 地　域　支　援　事　業　費	197,552	723	198,275
歳　　出　　合　　計		5,650,817	2,706	5,653,523

令和８年度北秋田市介護保険特別会計補正予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	1,438,772	57	1,438,829
4 支払基金交付金	1,392,894	54	1,392,948
5 県支出金	761,832	25	761,857
7 繰入金	856,600	2,570	859,170
歳入合計	5,650,817	2,706	5,653,523

（歳　　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	101,119	1,983	103,102			1,983	
3 地域支援事業費	197,552	723	198,275	82		610	31
歳出合計	5,650,817	2,706	5,653,523	82		2,593	31

2　歳　　入

3款　国庫支出金　　2項　国庫補助金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
1. 調整交付金	464,296	17	464,313	1. 現年度分調整交付金	17	現年度分調整交付金	17
2. 地域支援事業交付金	62,419	40	62,459	1. 現年度分介護予防事業交付金	40	現年度分介護予防事業交付金	40
計	526,717	57	526,774				

4款　支払基金交付金　　1項　支払基金交付金

2. 地域支援事業交付金	26,530	54	26,584	1. 現年度分地域支援事業交付金	54	現年度分地域支援事業交付金	54
計	1,392,894	54	1,392,948				

5款　県支出金　　2項　県補助金

1. 地域支援事業交付金	29,189	25	29,214	1. 現年度分介護予防事業交付金	25	現年度分介護予防事業交付金	25
計	29,189	25	29,214				

7款　繰入金　　1項　一般会計繰入金

2. 地域支援事業繰入金	27,971	25	27,996	1. 現年度分介護予防事業繰入金	25	現年度分介護予防事業繰入金	25
4. 事務費等繰入金	118,394	2,514	120,908	1. 職員給与費等繰入金	2,200	職員給与費等繰入金	2,200
				2. 事務費繰入金	314	事務費繰入金	314
計	826,599	2,539	829,138				

7款　繰入金　　2項　介護保険財政調整基金繰入金

1. 介護保険財政調整基金繰入金	30,001	31	30,032	1. 介護保険財政調整基金繰入金	31	介護保険財政調整基金繰入金	31
計	30,001	31	30,032				
歳入合計	5,650,817	2,706	5,653,523				

3　歳　　出

1款　総務費　　1項　総務管理費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	55,924	1,669	57,593			1,669		2. 給料	802	一般職給	802
								3. 職員手当等	683	時間外勤務手当	188
										期末手当	242
										勤勉手当	253
								4. 共済費	184	共済組合負担金	177
										退職手当負担金	7
計	55,924	1,669	57,593			1,669					

1款　総務費　　3項　介護認定審査会費

2. 認定調査等費	26,729	314	27,043			314		1. 報酬	199	会計年度任用職員報酬	199
								3. 職員手当等	115	期末手当	61
										勤勉手当	54
計	36,473	314	36,787			314					

3款　地域支援事業費　　1項　地域支援事業費

2. 介護予防事業費	10,185	192	10,377	82		79	31	1. 報酬	154	会計年度任用職員報酬	154
								3. 職員手当等	38	期末手当	20
										勤勉手当	18
3. 包括的支援・任意事業費	99,284	531	99,815			531		2. 給料	281	一般職給	281
								3. 職員手当等	185	期末手当	88
										勤勉手当	97
								4. 共済費	65	共済組合負担金	64
										退職手当負担金	1
計	197,552	723	198,275	82		610	31				
歳出合計	5,650,817	2,706	5,653,523	82		2,593	31				

給　与　費　明　細　書

１．一般職

（１）総括　　（単位：千円）

区　　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　　計	備　　考
		報　　酬	給　　料	職員手当等	計			
補正後	（　６） ８	10,606	33,901	22,314	66,821	14,895	81,716	常勤職員　８人
補正前	（　６） ８	10,253	32,818	21,293	64,364	14,646	79,010	
比　　較	（　０） ０	353	1,083	1,021	2,457	249	2,706	

	区　　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	960	0	0	696	0	1,145	0	11	0
	補正前	960	0	0	696	0	957	0	11	0
	比　　較	0	0	0	0	0	188	0	0	0
	区　　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	0	468	9,847	8,389	518	280	0		
	補正前	0	468	9,436	7,967	518	280	0		
	比　　較	0	0	411	422	0	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア　会計年度任用職員以外の職員　　（単位：千円）

区　分	職員数 (人)	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	(　0) 8	0	33,901	19,244	53,145	14,140	67,285	
補正前	(　0) 8	0	32,818	18,376	51,194	13,891	65,085	
比　較	(　0) 0	0	1,083	868	1,951	249	2,200	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	960	0	0	696	0	1,145	0	11	0
	補正前	960	0	0	696	0	957	0	11	0
	比　較	0	0	0	0	0	188	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	0	468	8,182	6,984	518	280	0		
	補正前	0	468	7,852	6,634	518	280	0		
	比　較	0	0	330	350	0	0	0		

備考１　この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ　会計年度任用職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	（　6） 0	10,606	0	3,070	13,676	755	14,431	
補正前	（　6） 0	10,253	0	2,917	13,170	755	13,925	
比　較	（　0） 0	353	0	153	506	0	506	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比　較	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
補正後	0	0	1,665	1,405	0	0	0		
補正前	0	0	1,584	1,333	0	0	0		
比　較	0	0	81	72	0	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

（２）給料及び職員手当等の増減額の明細

区　　分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	（千円）	説　　明		備　　考
給　　料	1,083	給与改定に伴う増減分	1,083			
		普通昇給に伴う増加分	0			
		その他の増減分	0	退職者分	0	
				採用者分	0	
				会計異動その他	0	
				会計年度任用職員分	0	
職員手当等	1,021	制度改正に伴う増減分	833			
		その他の増減分	188	退職者分	0	
				採用者分	0	
				会計異動その他	188	
				会計年度任用職員分	0	

議案第108号

令和８年度　北秋田市介護保険特別会計補正予算（第４号）

令和８年度北秋田市介護保険特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，１０１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，６５６，６２４千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

令和８年12月１日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
7 繰　　入　　金		859,170	3,101	862,271
	1 一　般　会　計　繰　入　金	829,138	3,101	832,239
歳　　入　　合　　計		5,653,523	3,101	5,656,624

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総　　務　　費		103,102	3,101	106,203
	1 総　務　管　理　費	57,593	3,101	60,694
歳　出　合　計		5,653,523	3,101	5,656,624

第２表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　　度　　額
		千円
介護保険指定機関等管理システム賃貸借	令和　9　年度	1,050

令和８年度北秋田市介護保険特別会計補正予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	補　正　前　の　額	補　正　額	計
7 繰　　入　　金	859,170	3,101	862,271
歳　入　合　計	5,653,523	3,101	5,656,624

（歳　　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	103,102	3,101	106,203			3,101	
歳出合計	5,653,523	3,101	5,656,624			3,101	

2　歳　　入

7款　繰入金　　1項　一般会計繰入金　　（単位:千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
4. 事務費等繰入金	120,908	3,101	124,009	2. 事務費繰入金	3,101	事務費繰入金　3,101
計	829,138	3,101	832,239			
歳入合計	5,653,523	3,101	5,656,624			

3　歳　　出

1款　総務費　　1項　総務管理費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	57,593	3,101	60,694			3,101		2. 給料	589	会計年度任用職員	589
								3. 職員手当等	20	時間外勤務手当	20
								4. 共済費	6	共済組合負担金	6
								8. 旅費	31	費用弁償	31
								12. 委託料	2,244	介護保険保険者支援システム改修委託	1,914
										介護保険指定機関等管理システム改修委託	330
								17. 備品購入費	211	カラーイメージスキャナ	211
計	57,593	3,101	60,694			3,101					
歳出合計	5,653,523	3,101	5,656,624			3,101					

給　与　費　明　細　書

１．一般職

（１）総括　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	（　６） ９	10,606	34,490	22,334	67,430	14,901	82,331	常勤職員　9人
補正前	（　６） ８	10,606	33,901	22,314	66,821	14,895	81,716	
比　較	（　０） １	0	589	20	609	6	615	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	960	0	0	696	0	1,165	0	11	0
	補正前	960	0	0	696	0	1,145	0	11	0
	比　較	0	0	0	0	0	20	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	0	468	9,847	8,389	518	280	0		
	補正前	0	468	9,847	8,389	518	280	0		
	比　較	0	0	0	0	0	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア　会計年度任用職員以外の職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	（　0） 8	0	33,901	19,244	53,145	14,140	67,285	
補正前	（　0） 8	0	33,901	19,244	53,145	14,140	67,285	
比　較	（　0） 0	0	0	0	0	0	0	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	960	0	0	696	0	1,145	0	11	0
	補正前	960	0	0	696	0	1,145	0	11	0
	比　較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	0	468	8,182	6,984	518	280	0		
	補正前	0	468	8,182	6,984	518	280	0		
	比　較	0	0	0	0	0	0	0		

備考１　この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ　会計年度任用職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	（　6） 1	10,606	589	3,090	14,285	761	15,046	
補正前	（　6） 0	10,606	0	3,070	13,676	755	14,431	
比　較	（　0） 1	0	589	20	609	6	615	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	0	0	0	0	0	20	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比　較	0	0	0	0	0	20	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	0	0	1,665	1,405	0	0	0		
	補正前	0	0	1,665	1,405	0	0	0		
	比　較	0	0	0	0	0	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

（２）給料及び職員手当等の増減額の明細

区　　分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	（千円）	説　　明		備　　考
給　　料	589	給与改定に伴う増減分	0			
		普通昇給に伴う増加分	0			
		その他の増減分	589	退職者分	0	
				採用者分	0	
				会計異動その他	0	
				会計年度任用職員分	589	
職員手当等	20	制度改正に伴う増減分	0			
		その他の増減分	20	退職者分	0	
				採用者分	0	
				会計異動その他	0	
				会計年度任用職員分	20	

議案第109号

令和８年度　北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第２号）

令和８年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，０３６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２４１，９９１千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年12月１日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位:千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
5 繰　　入　　金		136,914	4,036	140,950
	1 他　会　計　繰　入　金	136,914	4,036	140,950
歳　入　合　計		237,955	4,036	241,991

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総　　務　　費		163,286	4,036	167,322
	1 施　設　管　理　費	163,286	4,036	167,322
歳　出　合　計		237,955	4,036	241,991

令和８年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	補　正　前　の　額	補　正　額	計
5 繰　　入　　金	136,914	4,036	140,950
歳　入　合　計	237,955	4,036	241,991

（歳　　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	163,286	4,036	167,322			4,036	
歳出合計	237,955	4,036	241,991			4,036	

2　歳　　入

5款　繰入金　　1項　他会計繰入金　　（単位:千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
1. 一般会計繰入金	136,914	4,036	140,950	1. 一般会計繰入金	4,036	一般会計繰入金　4,036
計	136,914	4,036	140,950			
歳入合計	237,955	4,036	241,991			

3　歳　　出

1款　総務費　　1項　施設管理費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	163,286	4,036	167,322			4,036		1. 報酬	422	会計年度任用職員報酬	422
								2. 給料	1,555	一般職給	1,351
										会計年度任用職員	204
								3. 職員手当等	967	通勤手当	△14
										特殊勤務手当	200
										時間外勤務手当	23
										期末手当	408
										勤勉手当	350
								4. 共済費	1,092	共済組合負担金	739
										退職手当負担金	353
計	163,286	4,036	167,322			4,036					
歳出合計	237,955	4,036	241,991			4,036					

給　与　費　明　細　書

１．一般職

（１）総括　　（単位：千円）

区　　分	職員数 （人）	給　　与　　費				共済費	合　　計	備　　考
		報　　酬	給　　料	職員手当等	計			
補正後	（　４） 10	8,725	48,986	44,878	102,589	19,062	121,651	常勤職員　10人
補正前	（　４） 10	8,303	47,431	43,911	99,645	17,970	117,615	
比　　較	（　０） 0	422	1,555	967	2,944	1,092	4,036	

	区　　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	1,194	0	0	1,616	14,052	902	0	0	0
	補正前	1,194	0	0	1,630	13,852	879	0	0	0
	比　　較	0	0	0	△ 14	200	23	0	0	0
	区　　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	0	2,652	12,558	10,389	675	480	360		
	補正前	0	2,652	12,150	10,039	675	480	360		
	比　　較	0	0	408	350	0	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア　会計年度任用職員以外の職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	（　1） 8	0	42,679	39,246	81,925	17,558	99,483	
補正前	（　1） 8	0	41,328	38,302	79,630	16,812	96,442	
比　較	（　0） 0	0	1,351	944	2,295	746	3,041	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	1,194	0	0	1,491	14,052	503	0	0	0
	補正前	1,194	0	0	1,505	13,852	503	0	0	0
	比　較	0	0	0	△ 14	200	0	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	0	2,652	9,784	8,055	675	480	360		
	補正前	0	2,652	9,376	7,705	675	480	360		
	比　較	0	0	408	350	0	0	0		

備考１　この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ　会計年度任用職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	（　3） 2	8,725	6,307	5,632	20,664	1,504	22,168	
補正前	（　3） 2	8,303	6,103	5,609	20,015	1,158	21,173	
比　較	（　0） 0	422	204	23	649	346	995	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	0	0	0	125	0	399	0	0	0
	補正前	0	0	0	125	0	376	0	0	0
	比　較	0	0	0	0	0	23	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	0	0	2,774	2,334	0	0	0		
	補正前	0	0	2,774	2,334	0	0	0		
	比　較	0	0	0	0	0	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

（２）給料及び職員手当等の増減額の明細

区　　分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	（千円）	説　　明	備　　考
給　　料	1,555	普通昇給に伴う増加分	1,555		
		給与改定に伴う増減分	0		
		その他の増減分	0	退職者分　0	
				採用者分　0	
				会計異動その他　0	
				会計年度任用職員分　0	
職員手当等	967	制度改正に伴う増減分	981		
		その他の増減分	△ 14	退職者分　0	
				採用者分　0	
				会計異動その他　△ 14	
				会計年度任用職員分　0	

議案第110号

令和８年度　北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第３号）

令和８年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，３５９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２４４，３５０千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

令和８年12月１日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位:千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
5 繰　　入　　金		140,950	2,359	143,309
	1 他　会　計　繰　入　金	140,950	2,359	143,309
歳　入　合　計		241,991	2,359	244,350

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総　　務　　費		167,322	635	167,957
	1 施　設　管　理　費	167,322	635	167,957
2 医　　業　　費		51,198	1,724	52,922
	1 医　　業　　費	51,198	1,724	52,922
歳　　出　　合　　計		241,991	2,359	244,350

第２表　債務負担行為

事項	期間	限度額
		千円
診療委託	令和　9　年度	31,038
医療技術員委託	令和　9　年度	470
警備委託	令和　9　年度	330
自動ドア保守委託	令和　9　年度	80
自家用電気工作物保安管理委託	令和　9　年度	278
清掃委託	令和　9　年度	995
ホルター心電図解析委託	令和　9　年度	31
病理検査委託	令和　9　年度	720
歯科技工委託	令和　9　年度	6,727
X線画像読取システム保守委託	令和　9　年度	630
除細動器保守委託	令和　9　年度	110
医事会計システム保守委託	令和　9　年度	654
レセプトチェックシステム保守委託	令和　9　年度	80
オンライン資格確認システム保守委託	令和　9　年度	70
医科電算システム賃貸借	令和　9　年度	290
骨密度測定装置賃貸借	令和　9　年度	70
一般X線装置保守委託	令和　9　年度	370
寝具賃貸借	令和　9　年度	254

令和８年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	補　正　前　の　額	補　正　額	計
5 繰　　入　　金	140,950	2,359	143,309
歳　入　合　計	241,991	2,359	244,350

（歳　　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	167,322	635	167,957			635	
2 医業費	51,198	1,724	52,922			1,724	
歳出合計	241,991	2,359	244,350			2,359	

2　歳　　入

5款　繰入金　　1項　他会計繰入金　　（単位:千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
1. 一般会計繰入金	140,950	2,359	143,309	1. 一般会計繰入金	2,359	一般会計繰入金	2,359
計	140,950	2,359	143,309				
歳入合計	241,991	2,359	244,350				

3　歳　　出

1款　総務費　　1項　施設管理費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	167,322	635	167,957			635		1. 報酬	289	会計年度任用職員報酬	289
								26. 公課費	346	消費税	346
計	167,322	635	167,957			635					

2款　医業費　　1項　医業費

1. 医業費	51,198	1,724	52,922			1,724		10. 需用費	893	修繕料	893
								17. 備品購入費	831	歯科用備品	831
計	51,198	1,724	52,922			1,724					
歳出合計	241,991	2,359	244,350			2,359					

給　与　費　明　細　書

１．一般職

（１）総括　　（単位：千円）

区　　分	職員数 （人）	給　　与　　費				共済費	合　　計	備　　考
		報　　酬	給　　料	職員手当等	計			
補正後	（　5） 10	9,014	48,986	44,878	102,878	19,062	121,940	常勤職員　10人
補正前	（　4） 10	8,725	48,986	44,878	102,589	19,062	121,651	
比　　較	（　1） 0	289	0	0	289	0	289	

	区　　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	1,194	0	0	1,616	14,052	902	0	0	0
	補正前	1,194	0	0	1,616	14,052	902	0	0	0
	比　　較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区　　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	0	2,652	12,558	10,389	675	480	360		
	補正前	0	2,652	12,558	10,389	675	480	360		
	比　　較	0	0	0	0	0	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア　会計年度任用職員以外の職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	（　1） 8	0	42,679	39,246	81,925	17,558	99,483	
補正前	（　1） 8	0	42,679	39,246	81,925	17,558	99,483	
比　較	（　0） 0	0	0	0	0	0	0	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	1,194	0	0	1,491	14,052	503	0	0	0
	補正前	1,194	0	0	1,491	14,052	503	0	0	0
	比　較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	0	2,652	9,784	8,055	675	480	360		
	補正前	0	2,652	9,784	8,055	675	480	360		
	比　較	0	0	0	0	0	0	0		

備考１　この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ　会計年度任用職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	（　4） 2	9,014	6,307	5,632	20,953	1,504	22,457	
補正前	（　3） 2	8,725	6,307	5,632	20,664	1,504	22,168	
比　較	（　1） 0	289	0	0	289	0	289	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	0	0	0	125	0	399	0	0	0
	補正前	0	0	0	125	0	399	0	0	0
	比　較	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
職員手当等の内訳	補正後	0	0	2,774	2,334	0	0	0		
	補正前	0	0	2,774	2,334	0	0	0		
	比　較	0	0	0	0	0	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

（２）給料及び職員手当等の増減額の明細

区　　分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	（千円）	説　　明	備　　考
給　　料	0	普通昇給に伴う増加分	0		
		給与改定に伴う増減分	0		
		その他の増減分	0	退職者分 0 採用者分 0 会計異動その他 0 会計年度任用職員分 0	
職員手当等	0	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	0	退職者分 0 採用者分 0 会計異動その他 0 会計年度任用職員分 0	

議案第111号

令和８年度　北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第２号）

令和８年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５９８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１８８，３６１千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年12月１日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 繰　　入　　金		72,238	598	72,836
	1 他　会　計　繰　入　金	72,238	598	72,836
歳　入　合　計		187,763	598	188,361

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総　　務　　費		147,277	598	147,875
	1 施　設　管　理　費	147,277	598	147,875
歳　出　合　計		187,763	598	188,361

令和８年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算に関する説明書

Ⅰ　歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

１　総　　括

（歳　　入）

（単位：千円）

款	補　正　前　の　額	補　正　額	計
3 繰　　入　　金	72,238	598	72,836
歳　入　合　計	187,763	598	188,361

（歳　　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	147,277	598	147,875			598	
歳出合計	187,763	598	188,361			598	

2　歳　　入

3款　繰入金　　1項　他会計繰入金　　（単位:千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
1. 一般会計繰入金	72,238	598	72,836	1. 一般会計繰入金	598	一般会計繰入金	598
計	72,238	598	72,836				
歳入合計	187,763	598	188,361				

3　歳　　出

1款　総務費　　1項　施設管理費　　（単位:千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	147,277	598	147,875			598		2. 給料	77	一般職給	77
								3. 職員手当等	655	住居手当	△189
										通勤手当	△58
										期末手当	400
										勤勉手当	410
										寒冷地手当	17
										児童手当	75
								4. 共済費	△134	共済組合負担金	△132
										退職手当負担金	△2
計	147,277	598	147,875			598					
歳出合計	187,763	598	188,361			598					

給　与　費　明　細　書

１．一般職

（１）総括　　（単位：千円）

区　　分	職員数 (人)	給　　与　　費				共　済　費	合　　計	備　　考
		報　　酬	給　　料	職員手当等	計			
補正後	（　３） 9	6,198	38,528	32,633	77,359	15,310	92,669	常勤職員　9人
補正前	（　３） 9	6,198	38,451	31,978	76,627	15,444	92,071	
比　　較	（　０） 0	0	77	655	732	△ 134	598	

	区　　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	341	0	135	1,164	11,284	415	0	0	0
	補正前	341	0	324	1,222	11,284	415	0	0	0
	比　　較	0	0	△ 189	△ 58	0	0	0	0	0
	区　　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	0	1,560	9,182	7,705	592	255	0		
	補正前	0	1,560	8,782	7,295	575	180	0		
	比　　較	0	0	400	410	17	75	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア　会計年度任用職員以外の職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	（　0） 9	0	38,528	30,934	69,462	14,997	84,459	
補正前	（　0） 9	0	38,451	30,279	68,730	15,131	83,861	
比　較	（　0） 0	0	77	655	732	△ 134	598	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	341	0	135	1,164	11,284	415	0	0	0
	補正前	341	0	324	1,222	11,284	415	0	0	0
	比　較	0	0	△ 189	△ 58	0	0	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	0	1,560	8,266	6,922	592	255	0		
	補正前	0	1,560	7,866	6,512	575	180	0		
	比　較	0	0	400	410	17	75	0		

備考１　この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ　会計年度任用職員　　（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補正後	（　3） 0	6,198	0	1,699	7,897	313	8,210	
補正前	（　3） 0	6,198	0	1,699	7,897	313	8,210	
比　較	（　0） 0	0	0	0	0	0	0	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比　較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当		
	補正後	0	0	916	783	0	0	0		
	補正前	0	0	916	783	0	0	0		
	比　較	0	0	0	0	0	0	0		

備考１　この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２　（　）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

（２）給料及び職員手当等の増減額の明細

区　　分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	（千円）	説　　明	備　　考
給　　料	77	給与改定に伴う増減分	1,152		
		普通昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 1,075	退職者分　0 採用者分　0 会計異動その他　△ 1,075 会計年度任用職員分　0	
職員手当等	655	制度改正に伴う増減分	909		
		その他の増減分	△ 254	退職者分　0 採用者分　0 会計異動その他　△ 254 会計年度任用職員分　0	

議案第112号

令和８年度　北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第３号）

令和８年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第１条　地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第１表　債務負担行為」による。

令和８年12月１日　提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

第１表　債務負担行為

事項	期間	限度額
		千円
診療委託	令和　9　年度	28,339
医療事務委託	令和　9　年度	11,880
清掃委託	令和　9　年度	1,069
警備委託	令和　9　年度	305
自家用電気工作物保安管理委託	令和　9　年度	317
自動ドア保守点検委託	令和　9　年度	80
医事会計システム保守委託	令和　9　年度	660
健診システム保守委託	令和　9　年度	225
自動再来受付機保守委託	令和　9　年度	330
オンライン資格確認システム保守委託	令和　9　年度	14
ＣＴ装置保守委託	令和　9　年度	2,638
Ｘ線画像読取システム保守委託	令和　9　年度	224
病理検査委託	令和　9　年度	1,870
臨床検査システム保守委託	令和　9　年度	308
複合機賃貸借	令和　9　年度	330
寝具賃貸借	令和　9　年度	218

議案第 113 号

令和８年度

北秋田市水道事業会計補正予算（第２号）

秋田県北秋田市

目　　次

1	令和８年度北秋田市水道事業会計補正予算（第２号）	・・・・・	3
2	令和８年度北秋田市水道事業会計補正予算（第２号）に関する説明書		
	（１） 令和８年度北秋田市水道事業会計補正予算実施計画	・・・・・	5
	（２） 令和８年度北秋田市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書	・・・・・	7
	（３） 給与費明細書	・・・・・	8
	（４） 令和８年度北秋田市水道事業会計予定貸借対照表	・・・・・	11
	（５） 水道事業会計に関する書類の注記	・・・・・	12
3	令和８年度北秋田市水道事業会計補正予算事項別明細書	・・・・・	14

議案第113号

令和８年度北秋田市水道事業会計補正予算（第２号）

（総則）
第１条　令和８年度北秋田市水道事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）
第２条　令和８年度北秋田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

【支　　出】	既決予定額	補正予定額	計
第１款　水道事業費用	907,942 千円	2,813 千円	910,755 千円
第１項　営業費用	857,366 千円	2,813 千円	860,179 千円

（資本的収入及び支出の補正）
第３条　予算第４条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額243,985千円は、消費税および地方消費税資本的収支調整額42,017千円、過年度分損益勘定留保資金201,968千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額244,430千円は、消費税および地方消費税資本的収支調整額42,017千円、過年度分損益勘定留保資金202,413千円」に改める。

【支　　出】	既決予定額	補正予定額	計
第１款　資本的支出	761,711 千円	445 千円	762,156 千円
第１項　建設改良費	478,090 千円	445 千円	478,535 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）
第４条　予算第７条に定めた経費の金額を次のように改める。

	既決予定額	補正予定額	計
（１）職員給与費	97,859 千円	3,052 千円	100,911 千円

令和８年12月１日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

令和８年度北秋田市水道事業会計補正予算（第２号）に関する説明書

(1) 令和８年度北秋田市水道事業会計補正予算実施計画

収益的支出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
1 水道事業費用			907,942	2,813	910,755	
	1 営業費用		857,366	2,813	860,179	
		1 原水及び浄水費	135,632	597	136,229	
		2 配水及び給水費	137,206	1,028	138,234	
		3 総係費	152,275	1,188	153,463	

資本的支出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
1 資本的支出			761,711	445	762,156	
	1 建設改良費		478,090	445	478,535	
		1 水道建設事業費	473,585	445	474,030	

(2)令和8年度北秋田市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（単位：円）

1　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益（又は損失）	△ 72,052,607
減価償却費	429,692,707
固定資産除却費	1,052,098
長期前受金戻入額	△ 86,591,644
支払利息及び企業債取扱諸費	23,176,000
受取利息・配当金	△ 3,208,000
未収金の増減額	8,889,546
未払金の増減額	△ 42,307,201
前受金の増減額	△ 1,475
その他流動負債の増減額	410,035
小計	259,059,459
利息及び配当金の受取額	3,208,000
利息の支払額	△ 23,176,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	239,091,459
2　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 432,375,815
他会計補助金等による収入	31,350,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 401,025,815
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	330,800,000
企業債の償還による支出	△ 279,580,017
他会計等からの出資による収入	155,575,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	206,794,983
資金増加額(又は減少額)	44,860,627
資金期首残高	1,890,827,266
資金期末残高	1,935,687,893

(3)給与費明細書

1.総　　括

(単位：千円、人)

区分		職員数 特別職	職員数 一般職	給与費 報酬	給与費 給料	給与費 手当	給与費 計	法定福利費	合計	備考
補正後	損益勘定支弁職員	( ) 0	( ) 11	0	42,982	28,936	71,918	13,448	85,366	
	資本勘定支弁職員	( ) 0	( ) 2	0	8,071	4,993	13,064	2,481	15,545	
	計	( ) 0	( ) 13	0	51,053	33,929	84,982	15,929	100,911	
補正前	損益勘定支弁職員	( ) 0	( ) 11	0	41,590	28,167	69,757	13,001	82,758	
	資本勘定支弁職員	( ) 0	( ) 2	0	7,814	4,849	12,663	2,438	15,101	
	計	( ) 0	( ) 13	0	49,404	33,016	82,420	15,439	97,859	
比較	損益勘定支弁職員	( ) 0	( ) 0	0	1,392	769	2,161	447	2,608	
	資本勘定支弁職員	( ) 0	( ) 0	0	257	144	401	43	444	
	計	( ) 0	( ) 0	0	1,649	913	2,562	490	3,052	

※　( ) 内は、短時間勤務職員の人数

(単位：千円)

手当の内訳 区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	計
補正後	1,704	0	637	1,572	5,995	714	11,762	9,795	775	940	35	33,929
補正前	1,704	0	637	1,572	5,995	714	11,284	9,360	775	940	35	33,016
比較	0	0	0	0	0	0	478	435	0	0	0	913

ア　会計年度任用職員以外の職員

（単位：千円、人）

区分		職員数		給与費				法定福利費	合計	備考
		特別職	一般職	報酬	給料	手当	計			
補正後	損益勘定支弁職員	( ) 0	( ) 7	0	30,408	19,533	49,941	9,823	59,764	
	資本勘定支弁職員	( ) 0	( ) 2	0	8,071	4,993	13,064	2,481	15,545	
	計	( ) 0	( ) 9	0	38,479	24,526	63,005	12,304	75,309	
補正前	損益勘定支弁職員	( ) 0	( ) 7	0	29,459	18,987	48,446	9,537	57,983	
	資本勘定支弁職員	( ) 0	( ) 2	0	7,814	4,849	12,663	2,438	15,101	
	計	( ) 0	( ) 9	0	37,273	23,836	61,109	11,975	73,084	
比較	損益勘定支弁職員	( ) 0	( ) 0	0	949	546	1,495	286	1,781	
	資本勘定支弁職員	( ) 0	( ) 0	0	257	144	401	43	444	
	計	( ) 0	( ) 0	0	1,206	690	1,896	329	2,225	

※　（　）内は、短時間勤務職員の人数

（単位：千円）

手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	計
	補正後	1,704	0	525	1,572	2,295	48	9,090	7,542	775	940	35	24,526
	補正前	1,704	0	525	1,572	2,295	48	8,731	7,211	775	940	35	23,836
	比較	0	0	0	0	0	0	359	331	0	0	0	690

イ　会計年度任用職員

（単位：千円、人）

区分		職員数 特別職	職員数 一般職	給与費 報酬	給与費 給料	給与費 手当	給与費 計	法定福利費	合計	備考
補正後	損益勘定支弁職員	（ ）0	（ ）4	0	12,574	9,403	21,977	3,625	25,602	
	資本勘定支弁職員	（ ）0	（ ）0	0	0	0	0	0	0	
	計	（ ）0	（ ）4	0	12,574	9,403	21,977	3,625	25,602	
補正前	損益勘定支弁職員	（ ）0	（ ）4	0	12,131	9,180	21,311	3,464	24,775	
	資本勘定支弁職員	（ ）0	（ ）0	0	0	0	0	0	0	
	計	（ ）0	（ ）4	0	12,131	9,180	21,311	3,464	24,775	
比較	損益勘定支弁職員	（ ）0	（ ）0	0	443	223	666	161	827	
	資本勘定支弁職員	（ ）0	（ ）0	0	0	0	0	0	0	
	計	（ ）0	（ ）0	0	443	223	666	161	827	

※　（ ）内は、短時間勤務職員の人数

（単位：千円）

手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	計
	補正後	0	0	112	0	3,700	666	2,672	2,253	0	0	0	9,403
	補正前	0	0	112	0	3,700	666	2,553	2,149	0	0	0	9,180
	比較	0	0	0	0	0	0	119	104	0	0	0	223

2. 給料及び手当の増減額明細

（単位：千円）

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	1,649	給与改定に伴う増減分	1,206		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	443	会計異動その他 会計年度任用職員	0 443
手当	913	制度改正に伴う増減分	690		
		その他の増減分	223	会計異動その他 会計年度任用職員	0 223

（４）令和８年度北秋田市水道事業会計予定貸借対照表

（令和９年３月31日）

（単位：円）

資産の部

Ⅰ．固定資産				
（１）有形固定資産				
イ　土地		97,447,754		
ロ　建物	1,164,861,445			
建物減価償却累計額	△ 256,443,968	908,417,477		
ハ　構築物	7,930,412,190			
構築物減価償却累計額	△ 2,871,314,119	5,059,098,071		
ニ　機械及び装置	2,056,140,852			
機械及び装置減価償却累計額	△ 930,157,103	1,125,983,749		
ホ　車両運搬具	33,131,359			
車両運搬具減価償却累計額	△ 29,071,690	4,059,669		
ヘ　工具器具及び備品	65,262,399			
工具器具及び備品減価償却累計額	△ 39,725,318	25,537,081		
ト　建設仮勘定		47,289,182		
有形固定資産合計			7,267,832,983	
（２）無形固定資産				
イ　電話加入権		81,100		
ロ　水利権		550,045,850		
無形固定資産合計			550,126,950	
固定資産合計				7,817,959,933
Ⅱ．流動資産				
（１）現金預金				
イ　当座預金		528,434,893		
ロ　定期預金		1,000,000,000		
ハ　有価証券		407,253,000		
現金預金合計			1,935,687,893	
（２）未収金			9,288,000	
（３）貯蔵品				
イ　材料		52,565		
ロ　機械及び装置		966,640		
貯蔵品合計			1,019,205	
流動資産合計				1,945,995,098
資産合計				9,763,955,031

負債の部

Ⅲ．固定負債				
（１）企業債			2,525,272,130	
固定負債合計				2,525,272,130
Ⅳ．流動負債				
（１）企業債			266,145,966	
（２）未払金			26,180,000	
（３）前受金			10,000	
（４）預り金			1,000,000	
流動負債合計				293,335,966
Ⅴ．繰延収益				
（１）長期前受金			2,244,141,830	
（２）長期前受金収益化累計額			△ 803,425,514	
繰延収益合計				1,440,716,316
負債合計				4,259,324,412

資本の部

Ⅵ．資本金				
（１）自己資本金				
イ　固有資本金		1,637,887,855		
ロ　繰入資本金		2,285,813,808		
ハ　組入資本金		764,000,000		
自己資本金合計			4,687,701,663	
資本金合計				4,687,701,663
Ⅶ．剰余金				
（１）資本剰余金			22,688,314	
（２）利益剰余金				
イ　減債積立金		0		
ロ　利益積立金		25,000,000		
ハ　建設改良積立金		50,000,000		
ニ　当年度末未処分利益剰余金		719,240,642		
利益剰余金合計			794,240,642	
剰余金合計				816,928,956
資本合計				5,504,630,619
負債資本合計				9,763,955,031

（５）水道事業会計に関する書類の注記

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１　固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

・量水器を除く資産　　定額法

・量水器　　取替法

・主な耐用年数

建物	15～45年	機械及び装置	3～20年
構築物	10～60年	車両及び運搬具	4～ 6年
量水器	8年	工具及び備品	2～15年

（２）無形固定資産

・減価償却の方法　　定額法

・主な耐用年数

水利権　　55年

・非償却資産

電話加入権

（３）たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品　　先入先出法による原価法

２　引当金の計上方法

（１）退職給付引当金

計上していない。

（２）賞与引当金

計上していない。

（３）法定福利費引当金

計上していない。

（４）特別修繕引当金

計上していない。

（５）修繕引当金

当年度は引当していない。

３　消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

Ⅱ．予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

１　表示方法

業務活動によるキャッシュ・フローの表示方法は間接法を採用している。

２　重要な非資金取引

該当なし。

Ⅲ．予定貸借対照表等に関する注記

１　企業債償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該年度末日の翌日から起算して１年以内に償還予定のものも含む)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は1,291,271千円である。

Ⅳ．セグメント情報の開示

１　報告セグメントの概要

北秋田市水道事業会計は、鷹巣上水道事業、森吉合川上水道事業及び簡易水道事業の３事業を報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事　業　の　内　容
鷹巣上水道事業	鷹巣上水道事業として経営認可を受けている区域へ水道水を供給する業務
森吉合川上水道事業	森吉合川上水道事業として経営認可を受けている区域へ水道水を供給する業務
簡易水道事業	簡易水道事業として経営認可を受けている区域へ水道水を供給する業務

２　報告セグメントごとの営業収益等

令和８年度（令和８年４月１日から令和９年３月31日まで）　（単位：千円）

区　　分	鷹巣上水道事業	森吉合川上水道事業	簡易水道事業	合　　計
営業収益	168,314	263,128	186,597	618,039
営業費用	191,921	401,326	228,199	821,446
営業損益	△ 23,607	△ 138,198	△ 41,602	△ 203,407
経常損益	△ 7,206	△ 40,629	△ 22,202	△ 70,037
その他の項目				
他会計繰入金	23,459	179,497	40,367	243,323
減価償却費	81,722	262,816	85,154	429,692
特別利益	2	0	0	2
特別損失	420	989	609	2,018
有形固定資産の増加額	21,915	126,370	333,602	481,887

令和８年度北秋田市水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出
支　　出

1　款　　水道事業費用　　（単位:千円）

項　　目	既決予定額	補正予定額	計	節 区　分	節 金　額	説　　明	
1　営業費用	857,366	2,813	860,179				
1　原水及び浄水費	135,632	597	136,229				
				1　給料	402	一般職給	402
				2　手当	218	期末手当 勤勉手当	116 102
				5　法定福利費	△23	共済組合負担金	△23
2　配水及び給水費	137,206	1,028	138,234				
				1　給料	443	会計年度任用職員	443
				2　手当	223	期末手当 勤勉手当	119 104
				5　法定福利費	161	共済組合負担金	161
				8　退職手当負担金	201	退職手当負担金	201
3　総係費	152,275	1,188	153,463				
				1　給料	547	一般職給	547
				2　手当	328	期末手当 勤勉手当	166 162
				5　法定福利費	309	共済組合負担金	309
				8　退職手当負担金	4	退職手当負担金	4

資本的収入及び支出
支　　出

1 款　資本的支出　　（単位:千円）

項　　目	既決予定額	補正予定額	計	節		説　　明	
				区　分	金　額		
1 建設改良費	478,090	445	478,535				
1 水道建設事業費	473,585	445	474,030				
				1 給料	257	一般職給	257
				2 手当	144	期末手当 勤勉手当	77 67
				5 法定福利費	43	共済組合負担金	43
				8 退職手当負担金	1	退職手当負担金	1

議案第 114 号

令和８年度

北秋田市水道事業会計補正予算（第３号）

秋田県北秋田市

目　　次

1	令和８年度北秋田市水道事業会計補正予算（第３号）	・・・・・	3
2	令和８年度北秋田市水道事業会計補正予算（第３号）に関する説明書		
	（１） 債務負担行為に関する調書	・・・・・	5

議案第114号

令和８年度北秋田市水道事業会計補正予算（第３号）

（総則）
第１条　令和８年度北秋田市水道事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（条文の追加）
第２条　令和８年度北秋田市水道事業会計予算第９条を第10条とし、第５条から第８条を１条ずつ繰り下げ、第４条の次に次の１条を加える。

（債務負担行為）
第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　度　額
電気設備保安点検委託	令和９年度	1,987 千円
水質検査手数料	令和９年度	25,897
薬品費	令和９年度	3,122
ポンプ設備保守点検委託	令和９年度	1,437
工作物賃貸借（北秋田市松葉町484）	令和９年度　～　令和11年度	66
土地賃貸借（北秋田市今泉字下屋敷1-3ほか6件）	令和９年度　～　令和11年度	63
検定満了交換メーター	令和９年度	30,717
料金システム保守委託	令和９年度	3,650
企業会計システム保守委託	令和９年度	371
管路管理システム保守委託	令和９年度	1,409
積算システム保守委託	令和９年度	654
複合機賃貸借	令和９年度	708
窓口業務委託用車賃貸借	令和９年度	720
新規取付メーター	令和９年度	1,414

令和８年12月１日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

令和８年度北秋田市水道事業会計補正予算（第３号）に関する説明書

(1)債務負担行為に関する調書

追　加

事　　項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳	
		期　間	金　額	期間	金　額	給水収益等	損益勘定留保資金等
	千円		千円		千円	千円	千円
電気設備保安点検委託	1,987			令和9年度	1,987	1,987	0
水質検査手数料	25,897			令和9年度	25,897	25,897	0
薬品費	3,122			令和9年度	3,122	3,122	0
ポンプ設備保守点検委託	1,437			令和9年度	1,437	1,437	0
工作物賃貸借(北秋田市松葉町484)	66			令和9年度 ～ 令和11年度	66	66	0
土地賃貸借(北秋田市今泉字下屋敷1-3ほか6件)	63			令和9年度 ～ 令和11年度	63	63	0
検定満了交換メーター	30,717			令和9年度	30,717	30,717	0
料金システム保守委託	3,650			令和9年度	3,650	3,650	0
企業会計システム保守委託	371			令和9年度	371	371	0
管路管理システム保守業務	1,409			令和9年度	1,409	1,409	0
積算システム保守委託	654			令和9年度	654	654	0
複合機賃貸借	708			令和9年度	708	708	0
窓口業務委託用車賃貸借	720			令和9年度	720	720	0
新規取付メーター	1,414			令和9年度	1,414	0	1,414

議案第 115 号

令和８年度

北秋田市下水道事業会計補正予算(第２号)

秋田県北秋田市

目　　次

1	令和８年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第２号） ・・・・・・・・	3
2	令和８年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第２号）に関する説明書	
	（１）令和８年度北秋田市下水道事業会計補正予算実施計画 ・・・・・・・・	5
	（２）令和８年度北秋田市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書 ・・・・・	7
	（３）給与費明細書 ・・・・・・・・	8
	（４）令和８年度北秋田市下水道事業会計予定貸借対照表 ・・・・・・・・	11
	（５）下水道事業会計に関する書類の注記 ・・・・・・・・	12
3	令和８年度北秋田市下水道事業会計補正予算事項別明細書 ・・・・・・・・	14

議案第115号

令和８年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条　令和８年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第２条　令和８年度北秋田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

【支出】	既決予定額	補正予定額	計
第１款　下水道事業費用	1,407,975　千円	1,652　千円	1,409,627　千円
第１項　営業費用	1,313,822　千円	1,652　千円	1,315,474　千円

（資本的収入及び支出の補正）

第３条　予算第４条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額259,088千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額55,856千円、過年度分損益勘定留保資金203,232千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額257,766千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額55,856千円、過年度分損益勘定留保資金201,910千円」に改める。

【収入】	既決予定額	補正予定額	計
第１款　資本的収入	1,235,554　千円	1,322　千円	1,236,876　千円
第２項　出資金	433,780　千円	1,322　千円	435,102　千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第４条　予算第９条に定めた経費の金額を次のように改める。

	既決予定額	補正予定額	計
（１）職員給与費	45,756　千円	1,642　千円	47,398　千円

令和８年12月１日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

令和８年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第２号）に関する説明書

（１）令和８年度北秋田市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的支出　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予算額	予　定　額	備　考
1 下水道事業費用			1,407,975	1,652	1,409,627	
	1 営業費用		1,313,822	1,652	1,315,474	
		1 管渠費	104,367	232	104,599	
		3 処理場費	343,037	341	343,378	
		5 総係費	84,282	1,079	85,361	

資本的収入　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予算額	予　定　額	備　考
1 資本的収入			1,235,554	1,322	1,236,876	
	2 出資金		433,780	1,322	435,102	
		1 出資金	433,780	1,322	435,102	

（２）令和８年度北秋田市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

令和８年４月１日から令和９年３月31日まで

（単位：円）

１　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(又は損失)	△ 117,215,000
減価償却費	758,461,000
固定資産除却費	1,003,000
長期前受金戻入額	△ 389,934,000
支払利息及び企業債取扱諸費	89,323,000
未収金の増減額	19,126,200
控除対象外消費税	△ 25,099,000
小計	335,665,200
利息の支払額	△ 89,323,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	246,342,200
２　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 576,908,000
受益者負担金等による収入	24,010,000
他会計補助金等による収入	51,764,000
国庫補助金等による収入	242,500,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 258,634,000
３　財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	483,500,000
企業債の償還による支出	△ 844,835,744
他会計等からの出資による収入	435,102,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	73,766,256
資金に係る換算差額	
資金増加額(又は減少額)	61,474,456
資金期首残高	166,876,626
資金期末残高	228,351,082

（3）給与費明細書

1.総　　括

（単位：千円、人）

区分		職員数 特別職	職員数 一般職	給与費 報酬	給与費 給料	給与費 手当	給与費 計	法定福利費	合計	備考
補正後	損益勘定支弁職員	（ 0 ） 0	（ 1 ） 6	2,243	21,631	15,634	39,508	7,890	47,398	
	資本勘定支弁職員	（ 0 ） 0	（ 0 ） 0	0	0	0	0	0	0	
	計	（ 0 ） 0	（ 1 ） 6	2,243	21,631	15,634	39,508	7,890	47,398	
補正前	損益勘定支弁職員	（ 0 ） 0	（ 1 ） 6	2,231	20,900	15,371	38,502	7,254	45,756	
	資本勘定支弁職員	（ 0 ） 0	（ 0 ） 0	0	0	0	0	0	0	
	計	（ 0 ） 0	（ 1 ） 6	2,231	20,900	15,371	38,502	7,254	45,756	
比較	損益勘定支弁職員	（ 0 ） 0	（ 0 ） 0	12	731	263	1,006	636	1,642	
	資本勘定支弁職員	（ 0 ） 0	（ 0 ） 0	0	0	0	0	0	0	
	計	（ 0 ） 0	（ 0 ） 0	12	731	263	1,006	636	1,642	

※　（ ）内は、短時間勤務職員の人数

（単位：千円）

手当の内訳 区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	計
補正後	390	942	527	468	2,782	27	5,380	4,360	452	295	11	15,634
補正前	390	942	527	468	2,782	27	5,151	4,326	452	295	11	15,371
比較	0	0	0	0	0	0	229	34	0	0	0	263

ア　会計年度任用職員以外の職員

（単位：千円、人）

区分		職員数 特別職	職員数 一般職	給与費 報酬	給与費 給料	給与費 手当	給与費 計	法定福利費	合計	備考
補正後	損益勘定支弁職員	（ 0 ） 0	（ 0 ） 6	0	21,631	14,888	36,519	7,466	43,985	
	資本勘定支弁職員	（ 0 ） 0	（ 0 ） 0	0	0	0	0	0	0	
	計	（ 0 ） 0	（ 0 ） 6	0	21,631	14,888	36,519	7,466	43,985	
補正前	損益勘定支弁職員	（ 0 ） 0	（ 0 ） 6	0	20,900	14,664	35,564	6,857	42,421	
	資本勘定支弁職員	（ 0 ） 0	（ 0 ） 0	0	0	0	0	0	0	
	計	（ 0 ） 0	（ 0 ） 6	0	20,900	14,664	35,564	6,857	42,421	
比較	損益勘定支弁職員	（ 0 ） 0	（ 0 ） 0	0	731	224	955	609	1,564	
	資本勘定支弁職員	（ 0 ） 0	（ 0 ） 0	0	0	0	0	0	0	
	計	（ 0 ） 0	（ 0 ） 0	0	731	224	955	609	1,564	

※　（ ）内は、短時間勤務職員の人数

（単位：千円）

手当の内訳 区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	計
補正後	390	942	527	468	2,782	27	4,975	4,019	452	295	11	14,888
補正前	390	942	527	468	2,782	27	4,767	4,003	452	295	11	14,664
比較	0	0	0	0	0	0	208	16	0	0	0	224

イ　会計年度任用職員

（単位：千円、人）

区分		職員数		給与費				法定福利費	合計	備考
		特別職	一般職	報酬	給料	手当	計			
補正後	損益勘定支弁職員	（0）0	（1）0	2,243	0	746	2,989	424	3,413	
	資本勘定支弁職員	（0）0	（0）0	0	0	0	0	0	0	
	計	（0）0	（1）0	2,243	0	746	2,989	424	3,413	
補正前	損益勘定支弁職員	（0）0	（1）0	2,231	0	707	2,938	397	3,335	
	資本勘定支弁職員	（0）0	（0）0	0	0	0	0	0	0	
	計	（0）0	（1）0	2,231	0	707	2,938	397	3,335	
比較	損益勘定支弁職員	（0）0	（0）0	12	0	39	51	27	78	
	資本勘定支弁職員	（0）0	（0）0	0	0	0	0	0	0	
	計	（0）0	（0）0	12	0	39	51	27	78	

※　（ ）内は、短時間勤務職員の人数

（単位：千円）

手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	計
	補正後	0	0	0	0	0	0	405	341	0	0	0	746
	補正前	0	0	0	0	0	0	384	323	0	0	0	707
	比較	0	0	0	0	0	0	21	18	0	0	0	39

2. 給料及び手当の増減額明細

（単位：千円）

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	731	給与改定に伴う増減分	731		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0	会計異動その他 会計年度任用職員分	0 0
手当	263	制度改正に伴う増減分	224		
		その他の増減分	39	会計異動その他 会計年度任用職員分	0 39

（４）令和８年度北秋田市下水道事業会計予定貸借対照表

（令和９年３月31日）

（単位：円）

資産の部

Ⅰ．固定資産				
（１）有形固定資産				
イ　土地		161,794,156		
ロ　建物	1,083,047,674			
建物減価償却累計額	△ 214,350,265	868,697,409		
ハ　構築物	22,190,368,825			
構築物減価償却累計額	△ 4,150,311,123	18,040,057,702		
ニ　機械及び装置	1,894,620,916			
機械及び装置減価償却累計額	△ 1,023,004,091	871,616,825		
ホ　車両運搬具	3,666,500			
車両運搬具減価償却累計額	△ 3,147,420	519,080		
ヘ　工具器具及び備品	5,023,100			
工具器具及び備品減価償却累計額	△ 3,235,636	1,787,464		
ト　建設仮勘定		2,102,898,275		
有形固定資産合計			22,047,370,911	
（２）投資有価証券				
イ　株式		1,030,000		
投資有価証券合計			1,030,000	
固定資産合計				22,048,400,911
Ⅱ．流動資産				
（１）現金預金				
イ　当座預金		228,351,082		
ロ　小口現金		0		
現金預金合計			228,351,082	
（２）未収金			43,422,046	
（３）貯蔵品			740,150	
（４）前払金			0	
流動資産合計				272,513,278
資産合計				22,320,914,189

負債の部

Ⅲ．固定負債			
（１）企業債		7,696,818,404	
固定負債合計			7,696,818,404
Ⅳ．流動負債			
（１）企業債		825,193,134	
（２）未払金		0	
（３）前受金		0	
（４）その他流動負債		0	
流動負債合計			825,193,134
Ⅴ．繰延収益			
（１）長期前受金		13,550,906,516	
（２）長期前受金収益化累計額		△ 2,824,818,321	
繰延収益合計			10,726,088,195
負債合計			19,248,099,733

資本の部

Ⅵ．資本金			
（１）自己資本金			
イ　固有資本金	1,105,514,547		
ロ　繰入資本金	2,445,317,500		
自己資本金合計		3,550,832,047	
資本金合計			3,550,832,047
Ⅶ．剰余金			
（１）資本剰余金		81,014,686	
（２）利益剰余金			
イ　当年度未処分利益剰余金	△ 559,032,277		
利益剰余金合計		△ 559,032,277	
剰余金合計			△ 478,017,591
資本合計			3,072,814,456
負債資本合計			22,320,914,189

（５）下水道事業会計に関する書類の注記

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１　固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

・量水器を除く資産　　定額法

・量水器　　取替法

・主な耐用年数

建物	15～45年	機械及び装置	3～20年
構築物	10～60年	車両及び運搬具	4～ 6年
量水器	8年	工具及び備品	2～15年

（２）たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品　　先入先出法による原価法

２　引当金の計上方法

（１）退職給付引当金

計上していない。

（２）賞与引当金

計上していない。

（３）法定福利費引当金

計上していない。

（４）特別修繕引当金

計上していない。

（５）修繕引当金

当年度は引当していない。

３　消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

Ⅱ．予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

１　表示方法

業務活動によるキャッシュ・フローの表示方法は間接法を採用している。

２　重要な非資金取引

該当なし。

Ⅲ．予定貸借対照表等に関する注記

1　企業債償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該年度末日の翌日から起算して１年以内に償還予定のものも含む)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は131,376千円である。

Ⅳ．セグメント情報の開示

1　報告セグメントの概要

北秋田市下水道事業会計では、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業の４事業を報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事　業　の　内　容
公共下水道事業	公共下水道事業における処理区域で汚水を処理する業務
特定環境保全公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業における処理区域で汚水を処理する業務
農業集落排水事業	農業集落排水事業における処理区域で汚水を処理する業務
特定地域生活排水処理事業	特定地域生活排水処理事業における処理区域で汚水を処理する業務

2　報告セグメントごとの営業収益等

令和８年度（令和８年４月１日から令和９年３月31日まで）　（単位：千円）

区　　分	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	農業集落排水事業	特定地域生活 排水処理事業	合　　計
営業収益	293,408	14,995	61,063	8,577	378,043
営業費用	865,640	91,962	283,191	28,896	1,269,689
営業損益	△ 572,232	△ 76,967	△ 222,128	△ 20,319	△ 891,646
経常損益	△ 39,302	△ 24,032	△ 48,513	△ 3,704	△ 115,551
その他の項目					
他会計繰入金	641,325	91,779	212,812	16,633	962,549
減価償却費	528,238	48,913	173,439	7,871	758,461
特別利益	0	0	0	0	0
特別損失	988	35	641	0	1,664
有形固定資産の増加額	553,877	7,103	15,338	0	576,318

令和８年度北秋田市下水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出
支　　出

1　款　下水道事業費用

項　　目	既決予定額	補正予定額	計	節 区　分	節 金　額	説　　明	
1　営業費用	1,313,822	1,652	1,315,474				
1　管渠費	104,367	232	104,599				
				1 給料	103	一般職給	103
				2 手当	62	期末手当	33
						勤勉手当	29
				3 退職手当組合負担金	△ 1	退職手当負担金	△ 1
				6 法定福利費	68	共済組合負担金	68
3　処理場費	343,037	341	343,378				
				1 給料	116	一般職給	116
				2 手当	74	期末手当	31
						勤勉手当	43
				3 退職手当組合負担金	2	退職手当負担金	2
				6 法定福利費	149	共済組合負担金	149
5　総係費	84,282	1,079	85,361				
				1 給料	512	一般職給	512
				2 手当	127	期末手当	144
						勤勉手当	△ 56
						期末手当（会計年度任用職員）	21
						勤勉手当（会計年度任用職員）	18
				3 退職手当組合負担金	9	退職手当負担金	9

				5 報酬	12	会計年度任用職員報酬	12
				6 法定福利費	419	共済組合負担金	392
						会計年度任用職員分	27

資本的収入及び支出
収　　入

1　款　資本的収入

項　　目	既決予定額	補正予定額	計	節		説　　明
				区　分	金　額	
3　出資金	433,780	1,322	435,102			
1　出資金	433,780	1,322	435,102			
				1 他会計出資金	1,322	他会計出資金　1,322

議案第 116 号

令和８年度

北秋田市下水道事業会計補正予算（第３号）

秋田県北秋田市

目　　次

1	令和８年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第３号）	・・・・・・・・	3
2	令和８年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第３号）に関する説明書		
	（１）債務負担行為に関する調書	・・・・・・・・	5

議案第116号

令和８年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第３号）

（総則）

第１条　令和８年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第２条　令和８年度北秋田市下水道事業会計予算第５条に定めた債務負担行為を、次のとおり補正する。

追　加

事　　項	期　　間	限　度　額
施設維持管理委託	令和９年度	225,841 千円
土地賃貸借（北秋田市元町87）	令和９年度	97
下水道台帳システム利用料	令和９年度	660
汚泥運搬委託	令和９年度	16,970
処理場警備委託	令和９年度	1,323
電気設備保安点検委託	令和９年度	1,135
積算システム保守委託	令和９年度	988
推進工法用設計標準積算要領高耐荷力方式歩掛システム保守委託	令和９年度	260
CADシステム保守委託	令和９年度	119
公営企業会計システム保守委託	令和９年度	298
受益者負担金システム保守委託	令和９年度	296
地図管理システム保守委託	令和９年度	222
公用車賃貸借	令和９年度　～　令和13年度	2,740
大判プリンター賃貸借	令和９年度	100
幅広複合機賃貸借	令和９年度	337

令和８年12月１日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

令和８年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第３号）に関する説明書

（１）債務負担行為に関する調書

追　加

事　　項	限　度　額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳
		期　間	金　額	期間	金　額	使用料 収益等
	千円		千円		千円	千円
施設維持管理委託	225,841			令和９年度	225,841	225,841
土地賃貸借（北秋田市元町87）	97			令和９年度	97	97
下水道台帳システム利用料	660			令和９年度	660	660
汚泥運搬委託	16,970			令和９年度	16,970	16,970
処理場警備委託	1,323			令和９年度	1,323	1,323
電気設備保安点検委託	1,135			令和９年度	1,135	1,135
積算システム保守委託	988			令和９年度	988	988
推進工法用設計標準積算要領高耐荷力方式歩掛システム保守委託	260			令和９年度	260	260
CADシステム保守委託	119			令和９年度	119	119
公営企業会計システム保守委託	298			令和９年度	298	298
受益者負担金システム保守委託	296			令和９年度	296	296
地図管理システム保守委託	222			令和９年度	222	222
公用車賃貸借	2,740			令和９年度 ～ 令和13年度	2,740	2,740
大判プリンター賃貸借	100			令和９年度	100	100
幅広複合機賃貸借	337			令和９年度	337	337

議案第117号

北秋田市畜産経営環境整備施設の指定管理者の指定について

北秋田市畜産経営環境整備施設条例（平成17年北秋田市条例第354号）第４条第１項の規定に基づき、指定管理者を次のとおり指定するものとする。

１	施設の名称	北秋田市畜産経営環境整備施設
２	指定管理者となる団体名	有限会社　アグリほくおう
３	指定管理者の管理運営期間	令和９年４月１日から令和14年３月31日

令和８年12月１日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項及び北秋田市畜産経営環境整備施設条例（平成17年北秋田市条例第354号）第４条第１項の規定に基づき、北秋田市畜産経営環境整備施設の管理運営を行わせる指定管理者を指定するため、同法第244条の２第６項及び北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年北秋田市条例第305号）第６条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものである。

報告第10号

専決処分の報告について（専決第12号　秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更等について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項及び市長の専決処分事項の指定について（平成18年９月22日議決）の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたのでこれを報告する。

令和８年12月１日提出

北秋田市長　　津　谷　永　光

専決第12号

専　決　処　分　書

令和９年３月31日をもって本荘由利広域市町村圏組合が解散することにより秋田県市町村総合事務組合を脱退することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第１項の規定に基づき、関係地方公共団体の協議により、同組合を組織する地方公共団体の数を減ずるとともに、秋田県市町村総合事務組合規約（平成14年指令市町村－563）の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第180条第１項の規定に基づき、専決処分する。

令和８年11月４日専決

北秋田市長　　津　谷　永　光

別紙

秋田県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

秋田県市町村総合事務組合規約（平成14年指令市町村－563）の一部を次のように変更する。

別表第１中

「

湯沢雄勝広域市町村圏組合
本荘由利広域市町村圏組合
能代山本広域市町村圏組合

」を

「

湯沢雄勝広域市町村圏組合
能代山本広域市町村圏組合

」に改める。

別表第２第２項左欄中「、本荘由利広域市町村圏組合」を削る。

附　則

この規約は、知事の許可を受け、令和９年４月１日から施行する。

秋田県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

変更後	変更前
別表第１（第２条関係）	別表第１（第２条関係）
秋田県市町村総合事務組合	秋田県市町村総合事務組合
鹿角広域行政組合	鹿角広域行政組合
湯沢雄勝広域市町村圏組合	湯沢雄勝広域市町村圏組合
能代山本広域市町村圏組合	本荘由利広域市町村圏組合
大曲仙北広域市町村圏組合	能代山本広域市町村圏組合
三種・八峰養護老人ホーム組合	大曲仙北広域市町村圏組合
男鹿地区衛生処理一部事務組合	三種・八峰養護老人ホーム組合
大仙美郷介護福祉組合	男鹿地区衛生処理一部事務組合
八郎潟町、井川町衛生処理施設組合	大仙美郷介護福祉組合
八郎湖周辺清掃事務組合	八郎潟町、井川町衛生処理施設組合
男鹿潟上南秋消防組合	八郎湖周辺清掃事務組合
秋田県後期高齢者医療広域連合	男鹿潟上南秋消防組合
	秋田県後期高齢者医療広域連合

別表第２（第３条関係）

共同処理に係る地方公共団体	共同処理する事務
［略］	［略］
構成団体（秋田県市町村総合事務組合、三種・八峰養護老人ホーム組合、男鹿地区衛生処理一部事務組合、大仙美郷介護福祉組合、八郎潟町、井川町衛生処理施設組合、八郎湖周辺清掃事務組合及び秋田県後期高齢者医療広域連合を除く。）	（２）　消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第１項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び第25条の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金に関する事務 （３）　消防法（昭和23年法律第186号）第36条の３の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した

別表第２（第３条関係）

共同処理に係る地方公共団体	共同処理する事務
［略］	［略］
構成団体（秋田県市町村総合事務組合、本荘由利広域市町村圏組合、三種・八峰養護老人ホーム組合、男鹿地区衛生処理一部事務組合、大仙美郷介護福祉組合、八郎潟町、井川町衛生処理施設組合、八郎湖周辺清掃事務組合及び秋田県後期高齢者医療広域連合を除く。）	（２）　消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第１項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び第25条の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金に関する事務 （３）　消防法（昭和23年法律第186号）第36条の３の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した

変更後		変更前	
	者に係る損害補償に関する事務 （４）　水防法（昭和24年法律第193号）第６条の２第１項の規定による水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事務 （５）　水防法第45条の規定に基づく水防に従事した者の損害補償に関する事務 （６）　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第１項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第１項により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する事務 （７）　消防職員、非常勤消防団員に対する賞じゅつ金の支給に関する事務		者に係る損害補償に関する事務 （４）　水防法（昭和24年法律第193号）第６条の２第１項の規定による水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事務 （５）　水防法第45条の規定に基づく水防に従事した者の損害補償に関する事務 （６）　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第１項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第１項により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する事務 （７）　消防職員、非常勤消防団員に対する賞じゅつ金の支給に関する事務
［略］	［略］	［略］	［略］